

福智町告示第23号

令和6年第1回福智町議会定例会を次のとおり招集する

令和6年2月21日

福智町長 黒土 孝司

1 期 日 令和6年3月1日

2 場 所 福智町議会議事堂

○開会日に応招した議員

浦田 大介君	森野 和彦君
田寄みゆり君	石谷 光信君
橋本 騰馬君	尾崎さつき君
小松 繁信君	木戸 勝正君
朝部 壽君	楠木 静則君
堀江 政洋君	沼口 富生君
高津 鶴己君	木村 幸治君
日比生洋一君	矢野 博文君
原田 幸美君	皆川 高司君

○応招しなかった議員

なし

令和6年 第1回 (定例) 福 智 町 議 会 会 議 録 (第1日)

令和6年3月1日 (金曜日)

議事日程 (第1号)

令和6年3月1日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長及び教育長 施政方針
- 日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第6 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第7 議案第3号 福智町地域の振興を促進するための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第4号 福智町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第5号 福智町ふるさと納税活用型企业誘致・育成条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第6号 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第7号 福智町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第8号 福智町障害者自立支援介護給付費等支給認定審査会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第9号 福智町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第10号 令和5年度福智町一般会計補正予算 (第7号) について
- 日程第15 議案第11号 令和5年度福智町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第1号) について
- 日程第16 議案第12号 令和5年度福智町国民健康保険特別会計補正予算 (第4号) について
- 日程第17 議案第13号 令和5年度福智町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号) について
- 日程第18 議案第14号 令和5年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計補正予算 (第4号) について
- 日程第19 議案第15号 令和6年度福智町一般会計予算について

- 日程第20 議案第16号 令和6年度福智町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第21 議案第17号 令和6年度福智町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第22 議案第18号 令和6年度福智町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第23 議案第19号 令和6年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計予算について
- 日程第24 議案第20号 令和6年度田川郡町村公平委員会特別会計予算について
- 日程第25 議案第21号 令和6年度福智町公共用地先行取得事業特別会計予算について
- 日程第26 議案第22号 福智町コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第23号 町道路線の廃止について
- 日程第28 議案第24号 町道路線の廃止について
- 日程第29 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長及び教育長 施政方針
- 日程第5 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第6 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて
- 日程第7 議案第3号 福智町地域の振興を促進するための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 日程第8 議案第4号 福智町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第5号 福智町ふるさと納税活用型企业誘致・育成条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第6号 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第7号 福智町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第8号 福智町障害者自立支援介護給付費等支給認定審査会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第9号 福智町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第10号 令和5年度福智町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第15 議案第11号 令和5年度福智町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算

(第1号) について

- 日程第16 議案第12号 令和5年度福智町国民健康保険特別会計補正予算(第4号) について
- 日程第17 議案第13号 令和5年度福智町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号) について
- 日程第18 議案第14号 令和5年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計補正予算(第4号) について
- 日程第19 議案第15号 令和6年度福智町一般会計予算について
- 日程第20 議案第16号 令和6年度福智町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第21 議案第17号 令和6年度福智町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第22 議案第18号 令和6年度福智町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第23 議案第19号 令和6年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計予算について
- 日程第24 議案第20号 令和6年度田川郡町村公平委員会特別会計予算について
- 日程第25 議案第21号 令和6年度福智町公共用地先行取得事業特別会計予算について
- 日程第26 議案第22号 福智町コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第23号 町道路線の廃止について
- 日程第28 議案第24号 町道路線の廃止について
- 日程第29 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

出席議員(18名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 浦田 大介君 | 2番 森野 和彦君 |
| 3番 田寄みゆり君 | 4番 石谷 光信君 |
| 5番 橋本 騰馬君 | 6番 尾崎さつき君 |
| 7番 小松 繁信君 | 8番 木戸 勝正君 |
| 9番 朝部 壽君 | 10番 楠木 静則君 |
| 11番 堀江 政洋君 | 12番 沼口 富生君 |
| 13番 高津 鶴己君 | 14番 木村 幸治君 |
| 15番 日比生洋一君 | 16番 矢野 博文君 |
| 17番 原田 幸美君 | 18番 皆川 高司君 |

欠席議員(0名)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長	森 めぐみ	係長	野見山秀嗣
書記	松井 健太		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	黒土 孝司	副 町 長	竹下 靖
教 育 長	朝部 英晴	会計管理者兼出納室長	森野 道正
総務課長	長野 士郎	まちづくり総合政策課長	木村貴代美
税務住民課長	仲村 和宏	高齢障がい福祉課長	八代 賢一
人権推進課長	福高 教晃	健康子育て支援課長	小松 卓美
建設課長	若林 友克	農政課長	白石 輝彦
住宅課長	前川 司	診療所事務長	守田裕一郎
学校教育課長	田中 智和	生涯学習課長	澤井 秀孝
防災管理・管財課長	山本 一博	代表監査委員	田丸 孝司

午前9時00分開会

○議長（皆川 高司君） おはようございます。それでは、ただいまより令和6年第1回福智町議会定例会を開会します。本日は、議員全員出席しています。ただいまの出席議員は18名です。定足数に達していますので、本日の会議は成立いたします。それでは町長、挨拶をお願いします。はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） おはようございます。本日は令和6年第1回福智町議会定例会を招集いたしましたところ、御多用の中、御参集くださいまして誠にありがとうございます。今回の提出議案は、議案第1号から議案第24号までの24議案と諮問が1件でございます。議案の内訳は、専決処分の承認については2件、条例の制定が1件、条例の一部改正が6件、令5年度補正予算が5件、令和6年当初予算が7件、福智町コミュニティーセンターの指定管理者の指定についてが1件、町道路線の廃止についてが1件、町道路線の認定についてが1件、人権擁護委員の推薦につき意見を求めるものが1件でございます。詳しいことにつきましてはその都度、御説明申し上げますので慎重なる審議の上、御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げまして挨拶とさせていただきます。

○議長（皆川 高司君） 本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。議事日程につきましては、

去る2月21日に開催されました議会運営委員会の答申によるものです。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（皆川 高司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日定例会の会議録の署名議員は、15番、日比生議員、16番、矢野議員を指名します。

日程第2. 会期の決定について

○議長（皆川 高司君） 日程第2、会期の決定について議題とします。第1回定例会の会期は、3月1日から3月13日までの13日間としたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、第1回定例会の会期は本日から3月13日までの13日間と決定しました。一般質問通告者は、3月5日火曜日午後5時までとなっております。お間違いのないよう、お願いします。事前に通告が分かるものは早めに提出をお願いします。

日程第3. 諸般の報告

○議長（皆川 高司君） 日程第3、諸般の報告、まずは議長報告ですが私が出席した会議等につきましては回覧をもちまして報告とさせていただきます。次は、町長報告をお願いします黒土町長、お願いします。はい、町長。

○町長（黒土 孝司君） それでは、町長報告をさせていただきます。報告は3件でございます。1つ目は、非課税世帯、等支援対策についてでございます。現在、住民税非課税世帯対象に、1世帯当たり7万円の給付を、本年1月より開始しておりますが、快適、速やかな対応が求められたため、1月11日付で、補正予算を専決処分いたしました。住民税均等割のみ課税世帯への1世帯当たり10万円の給付につきましては、4月以降に給付を開始する予定で、現在調整を進めているところでございます。また、低所得の子育て世帯への児童1人当たり5万円の追加給付につきましては、準備が整い次第、給付を開始したいと考えておりますので、詳細につきましてはもうしばらく、お待ちいただきますようよろしくお願い申し上げます。続いて、令和6年度の税制改正により、賃金上昇が物価高に追いついていない国民の負担を緩和するため、所得税及び住民税の定額減税が開始されます。簡単に申しますと、納税者本人と扶養親族の合計人数に4万円を乗じた金額を所得税と住民税から定額で減税し、また減税しきれない方につきましては、差額を現金支給する仕組みでございます。現時点では、給付時期などについて、皆様にお示しすることは出来ませんが、詳細が決まり次第、速やかに対象者へ給付を開始する必要があるため状況により、専決で補正予算の対応させていただきたいと考えておりますので、あらかじめ御承認い

たきますよう、よろしくお願いいたします。なお、財源につきましては国から交付される物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を予定しているところでございます。続きまして、2つ目は本庁庁舎の配置変換についてでございます。令和6年度から事業を開始する、こども家庭センター設置による包括的な支援や、高齢者保険と介護予防の一体的事業などを推薦していくに当たり、健康子育て支援課と高齢障がい福祉課、税務住民課を初めとする各課を横断する連携が必要に迫られていますが、現体制ではスムーズな情報共有等に支障を来す配置となっております。スペースを有効活用するため3月25日は水道料金支払い窓口を1階ロビーの収納カウンターへ、また4月より生活補保護支給窓口を1回出納室窓口へ移設するなど執務室の確保に努めますが、住民の皆様の利便性が高い本庁舎1階部分がどうしても手狭になるためフロアの拡張も含め適切な対応を講じてまいります。最後の3つ目ですが、DX化の推進についてでございます。福智町公式LINEを1月から開始し、広報紙や防災、公共施設予約、ごみ収集日の事前通知などを発信し、2月末現在で1,200名を超える方に登録をいただいている状況でございます。また役場へ来庁することが困難な方などの対応として、住民票や税の証明書発行の24時間365日対応可能なオンライン申請サービスの構築を検討しているところでございます。引き続き住民の皆様の利便性向上に取り組んでまいりますので、1人でも多くの皆様に登録をしていただけるよう、議員の皆様におかれましても、御協力をお願い申し上げます。続いて身近な方がお亡くなりになった後の手続につきまして、現在は遺族に対して各課窓口で複雑かつ長時間の事務手続を求め、大きな負担をおかけしているところでございます。こうした従来の手続を見直し、書類をなるべく簡略かつ省略化し、御遺族の負担軽減を図るため、おくやみコーナーの設置に向け、現在準備を進めているところでございます。今後も、町民の皆様が便利な生活を送れるよう、DX化の推進により、さらなる拡充を図ってまいります。以上をもちまして、町長報告を終わらせていただきます。

○議長（皆川 高司君） はい次は、各常任委員会報告ですが、令和5年第4回定例会以降、各常任委員会は開催されていませんので、報告はありません。次は一部事務組合議会報告、まずは、田川地区消防組合議会報告を堀江議員。はい、堀江議員。

○議員（11番 堀江 政洋君） おはようございます。田川地区消防組合議会報告をいたします。令和6年2月26日月曜日、令和6年第1回田川地区消防組合議会定例会が、田川地区クリーンセンター2階大会議室にて、開催されました。提出された議案は、令和5年度一般会計補正予算第2号、が1件、令和6年度一般会計予算が1件、条例の改正が3件、損害賠償額の決定が2件、工事請負契約の変更が1件、全て原案のとおり可決、決定されました。詳細につきましては、防災管理管財課に議案書方が、田川地区消防組合より送付されていますので、御参照願います。以上で、田川地区消防組合議会報告を終わります。

○議長（皆川 高司君） 次は、田川地区斎場組合議会報告を矢野議員。はい矢野議員。

○議員（１６番 矢野 博文君） おはようございます。田川地区斎場組合会議の報告、報告をいたします。令和６年第１回田川地区斎場組合議会定例会が２月２６日に、開催されましたので報告します。報告として、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、承認と議案として令和６年度田川地区斎場組合一般会計当初予算について審議をされ、いずれも原案のとおり承認可決されました。以上、報告をいたします。

○議長（皆川 高司君） 次は、下田川清掃施設組合議会報告を小松議員。はい、小松議員どうぞ。

○議員（７番 小松 繁信君） おはようございます。下田川清掃施設組合議会の報告をいたします。令和６年第１回、下田川清掃施設組合議会定例会が２月１日に開催されました。報告として、一般職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての専決処分の承認についてと、議案として令和６年度下田川清掃施設組合一般会計予算について、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての２議案を、審議し、いずれも原案どおり承認可決されました。議決結果につきましては、必要に応じ、税務住民課にて参照願います。以上、報告いたします。

○議長（皆川 高司君） 次は、田川郡東部環境衛生施設組合議会報告を石谷議員。はい、石谷議員どうぞ。

○議員（４番 石谷 光信君） おはようございます。田川郡東部環境衛生施設組合議会報告をいたします。令和５年田川郡東部環境衛生施設組合議会、第５回定例会が、令和５年１２月２１日に開催されましたので報告します。議事として令和４年度、田川郡東部環境衛生施設組合一般会計、歳入歳出決算の認定のほかに、田川郡東部環境衛生施設組合、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、それから田川郡東部環境衛生施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、それから、令和５年度田川郡東部環境衛生施設組合一般会計補正予算第４号を定めることについての３議案を審議し、いずれも原案のとおり可決、認定されました。以上で報告終わります。

○議長（皆川 高司君） 次は、田川地区広域環境衛生施設組合議会報告を朝部議員。はい、朝部議員。

○議員（９番 朝部 壽君） おはようございます。田川地区広域環境衛生施設組合の報告をいたします。令和５年、田川地区広域環境衛生施設組合議会が、第３回定例会が、令和５年１２月２１日に開催されました。議題といたしまして田川地区広域環境衛生施設組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、令和４年度田川地区広域環境衛生施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について、令和５年度田川地区広域環境衛生施設組合一般会計補正予算第１号を定めることについて審議され、いずれも原案どおり可決されましたので、御報告いたします。以

上で終わります。

○議長（皆川 高司君） 次は、田川広域水道企業団議会報告を橋本議員。はい、橋本議員。

○議員（５番 橋本 騰馬君） おはようございます。田川広域水道企業団議会報告をいたします。

令和６年第１回田川広域水道企業団２月定例会が、令和６年２月２０日午後２時より、田川広域水道企業団において開催されました議案としまして、令和５年度田川広域水道企業団水道事業会計補正予算第２号が１件、田川広域水道企業団会計年度任用職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてが１件、田川広域水道企業団、給水条例及び田川広域水道企業団布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正についてが１件、令和６年度田川広域水道企業団水道事業会計予算が１件、全て原案のとおり可決されました。報告事項として、令和５年度債権放棄予定案件、白鳥浄水場（仮称）管理空調設備及び給排水設備工事、白鳥浄水場（仮称）管理棟電気設備工事、（その１）、白鳥浄水場（仮称）管理棟電気設備工事、（その２）の入札結果、白鳥浄水場（仮称）及び大浦調整池建設工事の進捗状況についての報告がありました。以上で報告を終わります。

○議長（皆川 高司君） 以上で、一部事務組合議会報告を終わります。

次は、福岡県介護保険広域連合議会報告を田寄議員。はい、田寄議員。

○議員（３番 田寄みゆり君） おはようございます。福岡県介護保険広域連合議会の報告をいたします。令和６年２月２日に、令和６年福岡県介護保険広域連合議会第１回定例会が行われました。内容としては、条例の一部改正に関する議案が４件、令和５年度特別会計補正予算１号、専決処分の承認及び、令和５年度一般会計補正予算第１号、令和５年度特別会計補正予算第２号、令和６年度一般会計予算、令和６年度特別会計予算がそれぞれ１件、全て原案のとおり可決承認されました。この中でですね、令和６年４月から介護保険事業は、第９期となります。令和６年度、令和７年度、令和８年度の３年間です。この中で介護保険料の改定がやはり行われて、広域連合の算定では値上げとなることになりましたが、この値上げを少しでも抑えるために、３年間で４５億円の基金を取崩して、介護保険料を第８期並みとすることに決めました。次に、第８期の介護保険利用料を市町村ごとに計算した結果により、福智町は、今までのＡグループからＢグループに移ることになりました。そのために、介護保険料が、少しですけども引下げとなります。ただし３年後は再びＡグループに戻る可能性もある状況です。以上で介護保険連合の会議の報告を終わります。以上です。

○議長（皆川 高司君） 次は、監査報告を田丸代表監査委員。はい、どうぞ。

○代表監査委員（田丸 孝司君） 監査報告をいたします。

例月出納検査及び例月監査を、令和５年１２月２５日、令和６年１月２５日、２月２６日に実施をしました。出納検査をした結果、預金通帳、日計表残高は符合しておりました。次に、財務

監査でございますが、各会計関係書類並びに帳簿を監査した結果、事務処理事業の執行は適正に処理をされていまして。続きまして、財政援助団体監査及び随時監査を令和5年11月28日から、令和6年2月9日までの期間で実施をしました。社会福祉法人福智町社会福祉協議会及び高齢者障害福祉課に対し、令和4年度を主として、福智町が交付した助成金及び委託料を交付関係書類の提出を求め、書類の調査を行うとともに令和6年2月9日に社会福祉法人福智町社会福祉協議会で、実施監査を実施しました。監査を行った結果につきましては、御手元に配付してまず報告書のとおりでございます。御参照願います。

○議長（皆川 高司君） はい、ありがとうございました。次は、特別委員会報告土地活用特別委員会は開催されていけませんので報告はありません。福智町議会議員定数削減特別委員会報告を木戸副委員長。はい、木戸副委員長どうぞ。

○議員（8番 木戸 勝正君） おはようございます。議員定数削減特別委員会の報告をいたします。1月12日に委員会を開催し議員定数について協議を行いました。この結果、議員定数については削減すると決定いたしました。削減する理由については、今後も引き続き議会協議を行っていきます。以上で報告を終わります。

○議長（皆川 高司君） はい、福智町議会広報特別委員会報告を朝部委員長。はい、朝部委員長。

○議員（9番 朝部 壽君） 福智町議会、広報特別委員会報告をいたします。12月定例会以降、12月12日、12月26日、1月9日、1月17日、最後に、1月29日に委員会を開催し、議会だより第55号の発行に向けて、作業を行い今月の発行となっております。以上で報告終わります。

○議長（皆川 高司君） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第4. 町長及び教育長 施政方針

○議長（皆川 高司君） 日程第4、町長及び教育長施政方針を行います。初めに、黒土町長、お願いします。はい黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 本日ここに、令和6年度の町政運営に向けて、私の所信の一端と町政の基本方針を申し上げ、議員各位をはじめ、町民の皆様の御理解、御協力を賜りたいと存じます。少々お時間をいただきます。初めに、去る1月1日に発生した令和6年、能登半島地震では、甚大な被害が生じました。犠牲になられた方々の御冥福を心からお祈り申し上げますとともに、被災された方々に謹んでお見舞い申し上げます。本町においては、1日も早い復旧がなされるよう、義援金を募るとともに、支援活動を行う職員の派遣準備を進めているところでございます。要請に応じて被災地に入る予定でございます。福智山活断層帯の分布内にある本町の災害につきましても、備えを怠らぬよう取り組む所存であります。刷新した防災ハザードマップを住民の皆様に

向け、先月、全戸配布したところでございます。さて、昨年12月に国立社会保障人口問題研究所が発表した本町の将来人口は、現在の2万1,000から、令和32年、2050年には1万2,586人まで減少する推計が示されました。福岡県内平均の人口減少率が、12.8%である中、本町は41.2%となっており、大変厳しい見通しとなっています。これを受け、令和6年に策定する第3期福智町まち・ひと・しごと創生総合戦略においては、多角的なシミュレーションに基づく分析から、真に有効な定住促進施策を立案し、子育て支援を含む定住促進施策の強化を、次年度以降の政策の柱として掲げていくことが急務であると受け止めています。子育て支援により、現役世代の活力が生まれ、高齢者の皆様に還元される流れをつくり、子供たちや子育て世帯だけでなく、誰もがいつでも住み続けたいまちを実現しなければなりません。人口減少と人口構造の変化が社会の在り方の本質的な変化をもたらし、デジタル化の波が、サービスや日常生活を大きく変えつつある今、本町の目指すべき姿は、将来にわたり、町民の皆様1人一人が多様な幸せ、ウェルビーイングを実感できるまちであると考えております。その実現のために、昨年度から一貫して掲げている、確かな未来を創るをテーマに、山積する課題解決と、持続可能なまちづくりに向け、調整を強く、前へ進めてまいります。そのため、令和6年度は、子育て支援と生活支援、課題解決と利便性向上に向けた行政DXの推進、公共施設の集約化と機能の効率化、グローバル化の推進と展開、地方創生の好循環と財源確保に、ふるさと納税の強化の五つの視点を柱に据え、強い志を持って、各施策の展開を図ります。それでは、令和6年度の施策の柱に沿って御説明させていただきます。一つ目に掲げる政策の柱は、子育て支援と生活支援でございます。昨年は、物価高騰が続く中、所得制限のない副食費を含む保育料完全無償化を実現し、国の支援策に加え、敬老祝い商品券やプレミアム商品券、グルメキャンペーン等、子育て支援策及び生活支援策を講じてまいりました。令和6年度におきましては、地方創生交付金を財源とした、給食費実質無償化を実現したいと考えております。次年度以降もその財源確保に努めてまいります。また、子供家庭庁の設置や、関係法令の改正を受け、妊産婦や子供、子育て家庭に切れ目のない支援を充実するため、令和6年4月から、国の指針に基づく、子供家庭センター機能を、健康子育て支援課内で担うとともに、成壮年期の健康づくり支援体制を強化し、町民の皆様の健康増進をサポートいたします。生活支援策につきましては、過去最多額の1億2,000万円分の地域経済効果を継続するプレミアム商品券を発行し、注意喚起と、地方経済活性化を促進いたします。次に、上げる施策の柱は、課題解決と利便性向上に向けた行政DXの推進でございます。これまで、質の高い町民サービスを持続的に提供できるよう、本町におけるデジタルトランスフォーメーション推進計画を策定し、推進本部やワーキングチームを組織して町民の皆様にとっての利便性の向上と行政運営の効率化に向け、調査研究に取り組んでまいりました。書かない、待たない、迷わない各種窓口手続を始め、来庁することのなく、スマートフォンや決済まで完結す

るオンライン手続、身近な方が亡くなられた後の御遺族の負担を軽減するための、おくやみ相談窓口など、町民の皆様の気持ちに寄り添ったきめ細かい質の高い窓口サービスを提供するとともに、委託できる業務は民間に委託し、職員でなければ出来ない業務を職員が担い、多様化、複雑化していく行政課題に対応する官民相互の力を生かした総合窓口化の実現を図ります。政策の柱の三つ目は、公共施策の集約化と機能の効率化です。3町規模の公共施設の同時期による老朽化に伴い、町財政を将来的に圧迫していく、膨大な維持管理、更新等負担が深刻な課題となっており、この課題解決に向け、福智町社会教育施設等統廃合検討委員会の意見書及び福智町公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の集約化と機能の効率化を図り、3公民館、3体育館を統合する公民館機能の確保と、総合体育館の整備を進めてまいります。また、さきに述べた総合窓口化や、ワンストップ窓口化の実現を初め、健康づくり、介護予防、虐待対応、子供家庭センターの設置など、健康子育て支援課、高齢障害福祉課、税務住民課の3課による連携強化がより一層求められる中、本庁舎内における業務スペースの確保が大きな課題となっており、本庁舎1階部分の必要な拡張は避けることが出来ない現状となっております。このため、公民館機能の集約化とあわせて、令和7年度の期限が近づいている合併特例債を活用し、庁舎機能の効率化に向け、取り組んでまいりたいと考えます。四つ目の施策につきましては、グローバル化の推進と展開でございます。本町の課題である教育力と生きる力の向上に資する施策として、国際的視野と人生における選択肢を広げるためのグローバル教育を推進いたします。これまで、福智グローバルキャンプや、APCC事業等の実績を重ね、今年、本町の中学生在がハワイへ渡る人材育成事業が実現いたします。令和6年度は、福岡県市町村振興協会の助成金を活用し、国際交流事業を継続するとともに、昨年、駐日韓国全権大使を招聘し、開催した上野焼開窯420年記念式典を機に、日韓交流事業の再開を図ります。なお、グローバル化の推進においては、人材育成のみならず、インバウンドによる観光促進や物産振興、企業誘致等の観点からも、多面的な取組を展開したいと考えております。特産品開発を企業連携、まちの魅力発信を積み重ねてきた本町のふるさと納税は、過去最多の寄附額を更新し、令和5年度においては、40万件、約53億円を超える給付実績を上げているところでございます。今後、関係企業の新たな町内拡張や雇用創出も見込まれる中から、当初からの目標であったまちづくりサイクルの好循環の基盤構築が実現しようとしております。本町の行財政と魅力発信、政策に向けて、ふるさと納税による財源確保は不可欠な取組となっております。トップセールスによる企業版ふるさと納税や、クラウドファンディング型ふるさと納税などを駆使し、総合体育館の整備を初め、今後見込まれる公共施設整備の財源確保に努めてまいります。次に、令和6年度予算の概要について申し上げます。令和5年度以降5年間の指針を含めた、第4次中期財政計画におきましては、過去対策事業債の期限年限を見据え、本町における2030年問題と危機感を強め、人口減少や少子高齢化の推移を踏まえた公共

施設や事業の削減、行財政の効率化方針を定めました。本町は今、将来を見据え、2030年までに、人口規模に相応する行財政と効率化へ、限られた財源と資源、人材を駆使して、未来への布石を打たなければなりません。選択と集中、施策のスクラップアンドビルドを進め、歳出歳入両面を踏まえた自律的な改革をなす必要があります。新時代を切り開く覚悟を持って、町独自の強みや魅力に磨きをかけ、突破力を高めてまいります。戦後間もなく、日本国憲法とともに、施行された地域自治法において、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を上げなければならない。地方自治の原則原理が提起されています。我が国の激動の復興期に、地方行政を進めるに当たり、経済性、効率性、時代適合性、有効性の発揮が不可欠であることが示されています。発生旧三町において、財政再建団体の苦渋の壁を乗り越えた経験は、今、風化しようとしております。将来の難局を見据えた今から、今こそ、かつての財政再建の教訓を忘れることなく、地方自治の原点に立ち返り、町民の皆様のため、最少の経費で最大の効果を上げることに全力を尽くさなければなりません。その実現のためには、全庁職員が情報を共有し、同じ方向に向かって一丸となつて進むことが肝要と考えます。本町が直面している様々な先送り出来ない課題に正面から実直に向き合い、全力を傾注して、町政を進めていくことをここにお誓いし、議員各位と町民の皆様の御理解と御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げ、令和6年度施政方針並びに私の所信表明といたします。なお、次のページ以降にですね、担当課ごとの主要な政策について記載しておりますので後ほど御確認いただきますようお願い申し上げます。以上でございます。

○議長（皆川 高司君） 次に朝部教育長をお願いします。はい。朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） 皆さん、改めまして、おはようございます教育長の朝部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは令和6年第1回福智町議会定例会の開会に当たりまして、令和6年度の教育施政方針を述べさせていただきます。昨年3月に策定されました福智町教育大綱並びに、第2期福智町教育振興会議は、令和5年度から令和9年度まで5年計画となっており、教育によるまちづくりを、現在推進しているところでございます。また新型コロナウイルス感染症に伴い、制限をされていた事業につきましては、令和5年度には制限を撤廃し、令和6年度も引き続き活発に進めてまいります。まずは教職員の働き方改革についてですが、学校における働き方改革の推進のためには、今後、LINEを活用したDXの取組を進めてまいります。既に福智町では、公式LINEで、暮らしの手続、防災の情報など、スマートフォンなどにお知らせし、通知が届く情報発信サービスを開始しております。学校の現場でも、朝の欠席連絡や学校からのお知らせなど、LINEを活用してきます。機能の一つとして、出席状況が自動的に集約されますので、ペーパーレス化や業務の効率化にもつながります。このように、学校業務のデジタル化による、効率化を図ることで、教師の負担軽減を実現します。このことは、保護者の負

担軽減にもつながるものではないかと考えています。これ以外の働き方改革としましては、町内の小学校や金田義務教育学校において、成績評価の2期制を導入します。中学校においても、赤池中学校が試行的に行う予定にしています。また部活動につきましては、部活動指導員の不足など課題を抱えているため、部活動指導員や部会の指導者の活用、拠点校部活動など、指導体制の充実が図られるように、取組を進めていきます。今後も引き続き、教職員の勤務時間、健康管理を意識した働き方改革の推進や、業務の役割分担、適正化を実施してまいります。次に、以前から問題となっている、不登校についてですが、不登校の要因となっている問題の解決を学校の現場だけで行うことが、現在非常に厳しい状況が続いています。また不登校だけではなく、いじめの問題についても、未然防止、早期発見、早期対応、そして継続的な支援の充実が大切であり、対応として、教職員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、地域など、関係機関が連携し、問題に対して、早期からの支援を行える教育相談体制の構築が必要です。今後も、関係機関と連携を図り、問題解決に取り組む所存でございます。また、不登校の児童生徒への、コミュニケーションを図るツールとしましては、タブレット端末を使ったオンラインによる相談、学習支援など、実情に応じて実施し、ICTを効果的に活用し、個別支援も引き続き行います。タブレット端末は児童生徒に、現在1人に1台が実現しておりますので、学習面についても、タブレット端末と、各教室に設置している電子黒板を活用した、わかりやすい授業を展開します。また、ICT活用能力を育てていくための環境整備を行い、円滑な情報教育が行えるよう、より効果的な活用を目指します。そして、職員につきましても、ICTを最大限に、質の高い事業を行い、学力向上につながるよう、指導向上を目指します。次に、令和5年度から進めている福智町地域学校協働活動についてです。学校運営協議会（コミュニティースクール）、地域学校協働本部が連携をとり、学校保護者、地域が協働して、児童生徒を育てていくシステムづくりを推進し、地域とともにある学校づくり、学校を核とした地域づくりを支援していきます。次に、社会教育施設の統廃合ですが、令和5年度の教育施策でも述べさせていただきましたが老朽化し、耐用年数が過ぎた赤池中央公民館、方城分館、体育館等の統廃合を進めていきます。令和6年度では、総合体育館の設計業務を進め、スポーツ振興、地域活性化等の役割を担った事業を推進していく所存です。次に、福智町がホームタウン協定、フレンドリータウン協定を提携しているプロチームには、町内の中学校の部活動指導や助言をしていただき、小学校においては、体育の授業や学校活動等への参加を通じて、交流を深めてまいります。今後も引き続き、福智町のスポーツ振興、教育を推進していきます。また、昨年3月に、失礼しました。また昨年12月にオープンいたしました複合型スポーツ施設、福智ファインドフィールドは、フットサルコートやバスケットパークを備えています。今後も、スポーツ振興や健康づくり、スポーツを通じた交流人口の増加や、地域の活性化を目指し、活用していきます。次に、上野焼釜ノ口窯跡につきましては、

現在調査を進めているところでございます。令和6年度も引き続き、資料の情報収集を行い、現地の調査測量を計画しているところでございます。最後に子供たちを取り巻く環境が複雑化し、課題も複雑化多様化する中で、福智町の子供たちが豊かな人生を、切り開いていくためには、学校、家庭、地域、行政がより一層連携して、この難局を乗り越えていかなければなりません。また子供から大人まで、全ての世代が様々な学ぶ機会を持ち、その学びを地域の活動に生かし、生きがいを持って豊かな人生を送ることができる事業の取組も進めてまいります。以上をもちまして、令和6年の教育施政方針を述べさせていただきました。このお取組を進めるに当たりましては議員各位並びに、町民の皆様の御理解と御協力を賜るよう、お願い申し上げます。なお、5ページ以降につきましては、教育大綱の基本理念並びに第2期教育振興計画の教育目標、施策を掲載しておりますので、御確認いただきますようお願いいたします。以上をもちまして、令和6年度教育施政方針とさせていただきます。

○議長（皆川 高司君） 以上で施政方針を終わります。議案審議に入る前に、皆様にお諮りします。定例会の審議方法につきましては、本会議で審議を行うもの。委員会に付託して審議を行うものを1議案ごと、会議に諮り、議事を進めてまいりたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認めます。なお、本会議審議の議案及び委員会付託審査の議案の討論、採決については、最終日の本会議で行いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、討論採決については最終日の本会議で行うことで、議事進行をさせていただきます。

日程第5. 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（皆川 高司君） 日程第5、議案第1号、専決処分の承認を求めることについて議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第1号につきましては、専決処分の承認を求めることについてでございます。内容といたしましては、令和5年度福智町一般会計補正予算第6号についてでございます。補正額は1億4,250万を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ296億793万8,000円とするものでございます。補正理由といたしましては、物価高騰による影響を特に受ける住民税均等割のみ課税世帯と低所得子育て世帯の児童に対する追加給付を速やかに行うため、1月11日付で専決処分したものでございます。詳しいことにつきましては、担当課より御説明申し上げますので、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） はい、補足説明を長野総務課長に求めます。はい、総務課長どうぞ。

○総務課長（長野 士郎君） 総務課の長野でございますよろしくお願いいたします。本議案について御説明申し上げます。議案第1号、専決処分の承認を求めることについての内容は、食費などの物価高騰により、特に影響を受けている住民税均等割のみ課税世帯への給付金10万円、及び、低所得の子育て世帯への18歳以下の子供1人当たり5万円の追加給付による経費について、国からの速やかな給付要請を受け、1月11日付で専決した令和5年度一般会計補正予算第6号の議会の承認を求めるものでございます。それでは、令和5年度福島市一般会計補正予算第6号について、補足説明をいたします。議案書の1ページをお願いいたします。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,250万円を追加し、補正後の予算総額を296億793万8,000円とするものでございます。歳出事項につきまして、議案説明資料の7ページをお願いいたします。3款1項9目、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業費でございます。3節職員手当等から、19節、扶助費まで、事務経費及び給付金の合計で1億4,250万円を計上いたしております。給付金の内容といたしましては、19節、扶助費において、10万円を700世帯に給付するための、住民税均等割のみ課税世帯給付金7,000万円、及び、子供1人当たり5万円を1,250人に給付するための低所得世帯の子供加算給付金6,250万円、並びに事務費などの経費1,000万円を計上いたしております。なお財源につきましては、上のページ、6ページの歳入に記載のとおり、全額国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金となっており、国からの速やかな給付要請に対応するための専決処分となっております。以上が本議案の内容でございます。御承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。本案について、質疑の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。お諮りします。本案については、委員会付託を省略し、本日の本会議で採決まで行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、委員会付託を省略し、本日の本会議で採決を行うことに決定しました。これより討論を行います。討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決を行います。本案は、表決システムにより採決します。本案について、承認すべきものと決定することに賛成の方は、賛成のボタンを、反対の方は反対のボタンを押してください。どうぞ。

押し間違いはありませんか。なしと認め、確定します。

○議長（皆川 高司君）賛成多数、よって本案は承認すべきものと決定しました。全員賛成です。

日程第 6. 議案第 2 号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（皆川 高司君） 日程第 6、議案第 2 号、専決処分の承認を求めることについて議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 承認を求めることについてでございます。内容といたしましては、戸籍法の一部改正による地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、福智町手数料徴収条例の一部を改正する必要性が生じたため、1 月 11 日付で専決した、専決処分をしたものでございます。詳しいことにつきましては、担当課より御説明申し上げますので、御承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を仲村税務住民課長に求めます。はい、課長どうぞ。

○税務住民課長（仲村 和宏君） おはようございます。税務住民課仲村でございます。よろしくお願いいたします。それでは補足説明をいたします。議案書 8 ページをお開きください。戸籍法の一部が改正され本日、令和 6 年 3 月 1 日より、本籍がある市区町村が電子化し、法務省が設置した戸籍情報連携システムと連携させている。本籍について、本人や配偶者、父母などの直系尊属、孫などの直系卑属の戸籍証明書等を本籍地以外の市区町村でも、戸籍証明書等を取得することができるようになります。この戸籍法の改正に伴い、総務省は昨年 12 月 6 日に、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正し、広域交付に係る手数料を制定いたしました。この政令の改正に伴い、当町の手数料条例も、一部改正し、交付する必要性が生じたので、1 月 11 日付けで専決処分したものでございます。手数料の設定といたしましては、8 ページの中ほどにあります戸籍証明書の交付、一通につき 450 円。除籍証明書の交付、1 通につき 750 円、住民票の広域交付 300 円となっております。なお、戸籍等の広域交付につきましては、9 ページの法務省作成のパンフレットを御参照いただきますようお願いいたします。以上で補足説明を終わります。御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） はい、提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。本案について、質疑の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。お諮りします。本案については委員会付託を省略し、本日の本会議で採決まで行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、委員会付託を省略し、本日の本会議で採決を行うことに決定しました。これより討論を行います。討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決を行います。本案について、承認すべきものと決定することに賛成。または反対のボタンを押してください。

押し間違いありませんか。なしと認め、確定します。

全員賛成ですよって本案は承認すべきものと決定しました。ここで十分ほど暫時休憩します。

10時10分までお願いします。

午前10時02分休憩

午前10時10分再開

○議長（皆川 高司君） 再開します。

日程第7. 議案第3号 福智町地域の振興を促進するための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第7、議案第3号、福智町地域の振興を促進するための、固定資産税の課税免除に関する条例の制定について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。
はい。町長どうぞ。

○町長（黒土 孝司君） 議案第3号につきましては、福智町地域の振興を促進するための、固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてでございます。内容としましては、個別立法に基づき、町が誘致企業等に対して、措置する固定資産税の課税免除に係る減収を国が交付税で補填する減収補填制度を活用し、さらなる地域振興等を図るため、地方税法に基づき固定資産税の課税免除について、福智町税条例の特例を定める条例を制定するものでございます。詳しいことにつきましては、担当課より御説明申し上げますので、御承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を木村まちづくり総合政策課長に求めます。はい課長どうぞ。

○まちづくり総合政策課長（木村 貴代美君） まちづくり総合政策課の木村でございます。よろしくお願いいたします。それでは、議案第3号、福智町地域の振興を促進するための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、補足説明をいたします。議案書の2ページをお願いいたします。第1条この条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、令和3年度法律第19号。以下、過疎法という、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律、平成19年法律第40号、以下、地域未来投資促進法という、及び地域再生法、平成17年法律第24号に定める目的を達成するため、地方税法、昭和25年法律第226号、第6条の規定に基づき、固定資産税の課税免除について、福智町税条例、平成18年福智町条例第

53号の特例を定めるものでございます。第2条では、過疎法に基づく固定資産税の課税免除、第3条では、地域未来促進、地域未来投資促進法、ページをめくっていただきまして、2ページの第4条では、地域再生法に基づく固定資産税の課税免除について定めております。いずれも固定資産税を最初に課すべきとなる年度以降、3年度分に限り免除することとなっております。また第5条では、過疎地域促進区域及び、地方活力向上地域が競合する場合においては、第2条から前条までの規定のうち、申請内容を考慮して、町長が認定するいずれかの1条を適用するものとなっております。続いて3ページ目をごらんください。それぞれの法に基づく、減収補填制度の対象となる要件について御説明をいたします。まず、過疎法につきましては、適用対象となる期限が令和9年3月31日までとなっており、適用対象事業は、製造業、旅館業、農林水産物等販売業、情報サービス業等となっております。固定資産等の所得価格の要件につきましては、対象の業種や法人の資本金の規模に応じて決められており、500万円以上の所得があった場合、1,000万以上の所得があった場合、2,000万円の所得があった場合によって、課税免除がされることとなっております。続いて地域未来投資促進法につきましては、令和7年3月31日までが期限となっており、地域経済牽引事業を対象とし、業種の限定はございません。財政力要件がございまして、市町村の財政力指数が0.67未満であることとなっております。固定資産税等の所得価格の要件としては、農林漁業及び農林漁業関連業者においては、5,000万以上の取得があったもの、それ以外のものは、1億円を超える取得があったものに対して、固定資産税の課税免除となります。地域再生法におきましては、令和8年3月31日までが期限となっており、企業の本社機能の東京23区からの移転の場合、それから地方にある企業の本社機能の強化をする場合が、最小となっており、移転型については財政力指数が0.93未満、拡充型については財政力指数が0.74未満の市町村となっております。所得価格としましては、すいません、取得価格といたしましては、3,800万円を超えた場合、固定資産の課税免除となっております。ただし中小企業におきましては、1,900万円を超えた場合に課税免除となります。各情報におきましては後ほど御参照いただきますようお願いいたします。以上で補足説明を終わります。御承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） はい、提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。本案について、質疑の方はありますか。はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄 みゆり君） お尋ねいたしますこれ、福智町地域の振興を促進するためというふうになっていますが、国からの、すいません、給付金で補えるのであれば、日本中どこでもこの法律ってあるということですかね。

○議長（皆川 高司君） はい、課長どうぞ。

○まちづくり総合政策課長（木村 貴代美君） そのとおりでございます。それぞれの過疎法、そ

れから地域未来投資促進法、地域再生法に応じて、各町村で条例を定めている市町村が多いというふうな、まだ定められてない市町村もあるということですが、国のほうとしては条例を定める方向で、今、話が進んでいるところでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄 みゆり君） 内容としてはですね特に、問題はないと思うんですけど、日本中で同じ法律があってやられている中で、福智町はどうPRしていくか、たくさんの方に来ていただくかということが、大事なのではないかなとちょっと思いました。PR方法とか、現在の、そういう取組とかというのが何か今やられているんでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、課長どうぞ。

○まちづくり総合政策課長（木村 貴代美君） 過疎法に基づく固定資産税の課税免除につきましては、誘致企業の企業条例に基づいて、今まで、やっておりましたけれども、その地域未来投資促進法や、再生法については、なかなかPRが届いていなかったところもあるかと思っておりますので、今後強く強化してまいりたいと思います。

○議長（皆川 高司君） いいですか。はい、ほかにございませんか。質疑なしと認めます。お諮りします。本案については、所管の総務文教常任委員会に付託し、審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め本案については、所管の総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第8. 議案第4号 福智町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第8、議案第4号、福智町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第4号につきましては、福智町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。内容といたしましては、福智町地域の振興を促進するための固定資産税の課税免除に関する条例の制定に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。詳しいことについて担当課より御説明申し上げますので、御承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を木村まちづくり総合政策課長に求めます。はい。木村課長どうぞ。

○まちづくり総合政策課長（木村 貴代美君） それでは、議案第4号、福智町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について補足説明を行います。資料の2ページ目をお願いいたします。

現行の第8条第2項につきましては、先ほどの議案第3号福智町地域の振興を促進するための固定資産税の課税免除に関する条例の制定に伴い、第2項において、固定資産税の課税免除措置をする規定を削除するものでございます。第2項の削除に伴い、第3項を第2項に繰上げ、前第1項を削除するものでございます。以上で補足説明を終わります。御承認いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

○議長（皆川 高司君） はい、提案理由の説明が終わりましたこれより質疑を行います。本案について質疑の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。お諮りします。本案については、所管の総務文教常任委員会に付託し、審査を行いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については、所管の総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第9. 議案第5号 福智町ふるさと納税活用型企業誘致・育成条例の一部を改正する 条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第9、議案第5号、福智町ふるさと納税活用型企業誘致育成条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第5号につきましては、福智町ふるさと納税活用型企業誘致育成条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。内容としましては、令和5年に策定した、ふるさと納税に係る返礼品を提供する者に対する誘致及び育成に資する、奨励金制度のさらなる有効的な運用を図るため、本条例の一部を改正するものでございます。詳しいことにつきましては、担当課より御説明申し上げますので、御承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を木村まちづくり総合政策課長に求めます。はい。木村課長、どうぞ。

○まちづくり総合政策課長（木村 貴代美君） それでは、議案第5号、福智町ふるさと納税活用型企業誘致育成条例の一部を改正する条例の制定について、補足説明をいたします。先ほど施政方針にもありましてとおり、ふるさと納税の強化を行うため、新たな事業所の参入や返礼品開発を推進するため、令和5年度に策定いたしました、ふるさと納税に係る返礼品を提供する者に対する誘致及び育成に資する奨励金制度のさらなる有効な運行を図るため、本条例の一部を改正す

るものでございます。議案書の2ページをお願いいたします。まず第2条この条例において、使用する用語の定義を定めております。第2条第7号中の、返礼品を返礼品の提供を開始した日までに、返礼品を開始した日から3年以内に変更するものと、その下段、及び同号ウの中の家屋及び償却資産を固定資産に改めるものでございます。続いて第5条、事前の奨励措置につきまして、第11条に規定する奨励措置の適用に関し、返礼品提供開始日前までに、の部分の規定に定めるとおり事前に、に変更するものでございます。続いて、第8条第2項第2号の中で、当該奨励金の交付対象期間は、返礼品の提供開始日から起算して3年間とし、投下固定資産総額の90%までの額を上限とする。ただし、1年間当たりの上限額は30%までとするとなっておりますが、ただし、1年間当たりの上限額は30%までとするを削除するものでございます。続いて3ページ、第11条の奨励措置適用の申請決定につきまして、返礼品提供開始日までに、申請適用の申請を行うようにしてございましたが、返礼品提供開始日までを削除し、規程で定めるとおり、適用申請を町長に提出するものと改めております。続いて、第12条、申請内容の変更取消しについて、返礼品提供開始日から6か月以内までとしてございましたが、その部分を削除しております。はい。以上が補足説明となります。御承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） 補足説明が終わりました。提案理由の説明が終わりましたすいません。これより質疑を行います。本案について、質疑の方はありますか。はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄 みゆり君） 現行から改正案に移る段階で、全体的に少しく占めていたものが緩んでいたような、そういう印象を受けるんですけども、それはどうなんでしょうか。少し緩めにして、たくさんの方に来てもらうということなんでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい。木村課長。

○まちづくり総合政策課長（木村 貴代美君） 先ほど説明いたしました第5条第1条につきましては、申請を、事前申請と、それから事後申請の2回に分けて審査をするということで、少し、審査の規定を強めているところではございます。で、第8条につきましては、今もふるさと納税制度における規制もしくは改正が、国の改正がですね今後も行われることが見込まれるため、3年間に分けてということにしておりましたが、受注数に影響が生じる年度が予測されることから、3年間の間での上限を限度として、1年間30%までという制限をとったところでございます。12条に関しましても、計画を申請段階で計画を出していただいておりますけれども、その計画よりも、縮小、規模を縮小されたり、追加工事を生じる場合もあるかと思えます。また返礼品を発送する段階、返礼品提供日、を待たずして、すいません、工事が全て完了しなくても返礼品を提供する可能性があるということも見越してですね、期間を外しているところでございます規則のほうで、制定するということにいたします。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄 みゆり君） ゆるんではないということによろしいですかね。はい。

○議長（皆川 高司君） はい、ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。お諮りします。本案については、所管の総務文教常任委員会に付託し、審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については、所管の総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第10．議案第6号 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第10、議案第6号、町長等の損害賠償の責任の一部を、一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。提案理由の説明を、黒土町長に求めます。はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第6号につきましては、町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。内容としましては地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴い、地方自治法の条項が変わったことにより、本条例の一部を改正するものでございます。詳しいことにつきましては、担当課より御説明申し上げますので、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を長野総務課長に求めます。はい、総務課長どうぞ。

○総務課長（長野 士郎） はい、議案第6号について御説明申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。地方自治法及び地方自治法施行令の一部改定により、本条例に引用する地方自治法及び自治法施行例の条項にずれが生じたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。なお、引用法令の条項のずれを改正する以外の条例内容の変更はございません。改正内容といたしましては、地方自治法の条項のずれに伴い、本条例第1条中第243条の2、2403条の2の7に、同条2の2を、2の8に改め、地方自治法施行例の条項のずれに伴い、本条で2条中第173条、第173条の4に改めるものでございます。補足説明は以上でございます。御承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりましたこれより質疑を行います。本案について、質疑の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。お諮りします。本案については、所管の総務文教常任委員会に付託し、審査を行いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については、所管の総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 11. 議案第 7 号 福智町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第 11、議案第 7 号、福智町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第 7 号につきましては、福智町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。内容としましては、大規模災害からの復興に関する法律施行令第 43 条に基づき、大規模災害からの復興のために、本庁に派遣された関係行政機関等の職員の災害派遣手当を定めるため、本条例の一部を改正するものでございます。詳しいことにつきましては担当課より御説明申し上げますので、御承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を長野総務課長に求めます。はい、長野総務課長。

○総務課長（長野 士郎） はい、議案第 7 号について御説明させていただきます。大規模災害からの復興に関する法律施行令第 43 条に基づき、大規模災害からの復興のため、本庁に派遣された関係行政機関等の職員の災害派遣手当の条項を本条例の第 30 条として新たに設け、災害派遣手当の額を定めるとともに、支給に関する必要な事項を規則で定めるものでございます。災害派遣手当の額は、法令により、内閣総理大臣が定める基準に従った上限額としており、大規模災害からの復興に関する法律に基づき、財政上の措置が講じられることとなります。その他本町の再任用職員制度の実情に合わせ、本条例の給与表額を改正するものでございます。補足説明は以上でございます。御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりましたこれより質疑を行います。本案について質疑の方はありませんか。はい高津議員。

○議員（13 番 高津 鶴己君） 能登半島地震に本庁の職員を派遣する準備をしておるということで、町長の施政方針にもありましたけども、これは本庁に来たところの職員に対する支給ということであって、行った場合には、同額を先方行った先が払うのか、本庁で払うのか、その辺はどうなのか、まず 1 点お尋ねしたいと思います。それから、超えない範囲 6,620 円超えない範囲ということでもありますけども、実態として、幾ら払うのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい長野総務課長。

○総務課長（長野 士郎） はい。まず1点目の災害時の派遣を受け際か出した際かという点につきましては、派遣を、本町が発災した際に、派遣を受けた際に支払う手当額となっております。本町が本町から被災地に対して、今回の能登半島地震のように、派遣した場合の手当につきましては、旅費規程でありましたり、超過勤務手当でありましたり、そういった手当を充てるように考えております。また上限額、範囲につきましてはですがこれは規則で定めるところでございますが、内閣府の告示によりますと、30日以内の期間におきまして、公共施設場所が公共施設であるか、公共施設でないかといった、基準に基づいて、お支払いをするものであり、最低額は3,970円となっております。以上でございます。

○議長（皆川 高司君） はい。田寄議員。いいですか。

○議員（3番 田寄 みゆり君） 同じでしたので。

○議長（皆川 高司君） はい。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。お諮りします。本案については、所管の総務文教常任委員会に付託し、審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については、所管の総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第12．議案第8号 福智町障害者自立支援介護給付費等支給認定審査会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第12、議案第8号福智町障害者自立支援介護給付費等支給認定審査会条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第8号につきましては、福智町障害者自立支援介護給付費等支給認定審査会条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。内容といたしましては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第15条の規定により、審査会の所掌事務、補欠委員の任期、及び会長の職務代理について、明確に規定するため、本条例の一部を改正するものでございます。詳しいことにつきましては、担当課より御説明申し上げますので、御承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を、八代高齢障がい福祉課長に求めます。はい。はい課長どうぞ。

○高齡障がい福祉課長（八代 賢一君） 高齡障がい福祉課長の八代です。それでは補足説明を行います。まず、新旧対照表の２ページをお開きください。それでは、新旧対照表の表から、第１条中第１２５号の次に、以下、「法」というを加えます。次に２条中、介護給付費等の申請に係る障害度区分に関する審査及び、判定を改め、法第２６条第２項に規定する審査判定業務に改めるものです。続きまして、第４条中ただし書中、再任を妨げないを、補欠の委員の任期は前任者の残任期とするに改め、同条に次の１項を加えます。以降、委員は再任されることができるとを追加します。第５条中、次の１項を加えます。第３項、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、あらかじめ、その指名する委員が、その職務を代理するを追加します。附則につきましてはこの条例は公布の日から制定し、令和６年１月１日から適用するものであります。以上で条例の一部改正の説明を終わります。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりましたこれより質疑を行います。本案について、質疑の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） はい、質疑なしと認めます。

お諮りします。本案については、所管の厚生常任委員会に付託し、審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については、所管の厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第１３．議案第９号 福智町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第１３、議案第９号福智町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第９号につきましては、福智町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。内容としましては、福智町営住宅長寿命化計画に基づく、町営住宅の住戸改善事業により、管理戸数が変更となったため、本条例の一部を改正するものでございます。詳しいことにつきましては、担当課より御説明申し上げますので、御承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を前川住宅課長に求めます。はい、前川課長。

○住宅課長（前川 司君） 住宅課前川でございます。よろしくお願いいたします。議案第９号について補足説明いたします。議案の２ページ、新旧対照表をお開き願います。住宅名、勇淵団地Ｅ棟の改善工事に伴いまして、団地の５階部分の６室を用途廃止したため、福智町営住宅条例別

表の戸数を、現行30から24に変更するものでございます。補足説明については以上でございます。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。本案について質疑の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案については、所管の産業建設常任委員会に付託し、審査を行いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については、所管の産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第14．議案第10号 令和5年度福智町一般会計補正予算（第7号）について

○議長（皆川 高司君） 日程第14、議案第10号、令和5年度福智町一般会計補正予算第7号について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第10号につきましては、令和5年度福智町一般会計補正予算第7号についてでございます。補正額は37億788万5,000円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ259億5万3,000円とするものでございます。詳しいことにつきましては、担当課より御説明申し上げますので、御承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） はい。補足説明を長野総務課長に求めます。はい。長野総務課長どうぞ。

○総務課長（長野 士郎） はい、議案第10号、令和5年度福智町一般会計補正予算第7号について御説明申し上げます。少々お時間をいただきますが、御了承願います。今回の補正予算の主なものにつきましては、75億円の寄附額を見込んでいたふるさと納税が、昨年10月の国による規制強化の影響を強く受け、18億5,500万円減額し、したことに伴う経費や、基金積立て分の減額を初め、各事業における決算見込みに伴う不用額の減額となっております。それでは議案書の1ページをお願いいたします。第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ37億788万5,000円を減額し、補正後の予算総額を259億5万3,000円とするものでございます。続きまして、第二条継続費の補正でございます。議案書の8ページをお願いいたします。第2表継続費補正でございます。10款5項社会教育施設再整備設計委託事業1億5,000万円、継続費の総額は変わらず、2か年の年割額を変更する補正内容となっております。次に第3条の繰越し明許費の補正でございます。議案書の次のページ9ページをお願いいたします。第3表、繰越し明許費補正でございます。この繰越し明許では、予算成立後の事由

により、年度内にその支出を終わらない見込みとなっている、事業経費につきまして、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して支出することができる経費の限度額を定めるものでございます。今回、繰越し明許に追加する事業といたしましては3款1項、社会福祉費、住民税均等割のみ課税世帯給付金事業から、9款1項消防費、防災行政無線整備事業までの6事業を総額で2億7,399万1,000円の繰越し明許費をお願いするものでございます。また今回変更する繰越し明許費の事業といたしまして、2款3項戸籍住民基本台帳費、社会保障税番号制度システム整備事業、補正前の948万8,000円から、1,593万2,000円を増額し、2,542万円とするものでございます。これは戸籍法の改正に伴い、従来戸籍に記載されていなかった氏名のふりがなを住民票や戸籍の附票に記載するためのシステム改修整備に伴う費用となっております。続きまして第4条地方債の補正でございます。その下の10ページをお願いいたします。第4表、地方債補正でございます。過疎対策事業債から、災害復旧事業債まで八つの地方債において、補正後の借入れ限度額を2億8,000万円減額し、総額16億3,082万2,000円とするものでございます。それでは歳出補正の説明を歳入補正の説明という順に説明をさせていただきます。議案書説明資料の35ページをお願いいたします。歳出におきましてはほとんどの項目にわたり、決算見込みによる不用額の減額、事業費の減額補正となっておりますので、増額計上を中心に、主な項目について御説明申し上げます。2款3項1目戸籍住民基本台帳費でございます。12節、委託料に、システム整備関係委託料1,593万2,000円を計上しております。これは先ほど繰越し明許費の変更で説明いたしました内容でございます。続きまして39ページをお願いいたします。3款1項5目介護保険費でございます。18節負担金、補助及び交付金に、地域介護福祉空間整備事業補助金773万円を計上いたしております。これは町内の高齢者施設の施設整備のため、国に申請している補助金で、採択された場合は、国が100%助成する補助金となっております。続きまして42ページをお願いいたします。3款2項5目子供医療費支給事業費でございます。ページ下段19節、扶助費に787万3,000円、決算見込みの算出に伴う医療費支給の増額分を計上したものでございます。続きまして46ページをお願いいたします。6款1項3目農業振興費でございます。ページ下段18節、負担金補助及び交付金に、新規就農者育成、総合対策事業補助金1,312万5,000円を計上いたしております。これは新規就農者産建の追加による補正で、補助金の内訳といたしましては、国が2分の1、県が4分の1を助成し、新規就農者が4分の1乗地区を負担する、補助事業となっております。続きまして48ページをお願いいたします。7款1項1目商業振興費、1ページ上段、18節、負担金補助及び交付金でございます。平成筑豊鉄道災害復旧事業負担金171万円。沿線市町村の負担金割合に基づき、本町が負担するもので、財源として災害復旧事業債を充当しております。その下工場等設置奨励金、雇用促進奨励金につきましては、福智町誘致企業条例の奨

励金制度に基づく補助で、町内に起業した事業者に対して助成するものでございます。次に、62ページ、下段から65ページにかけまして、基金費でございます。ふるさと納税寄附金額の減額に伴う積立金の減額補正、18億5,000万円を初め、各基金における各事業の減額補正に伴う余剰金、及び債券運用収入等を、それぞれの基金に増額または減額、並びに財源更正を計上したものでございます。以上が、歳出補正の概要でございます。続きまして歳入でございますが、ほとんどの項目につきまして、決算見込みによる収入見込額の増減額の計上となっておりますので、主な項目についてのみ説明させていただきます。資料15ページをお願いいたします。ページ中段、6款1項1目、法人事業税交付金でございます。県が法人事業税の収入の7.7%市町村の従業員数で案分し交付するもので、1,727万円を増額計上しております。続きまして次のページ16ページをお願いいたします。ページ中段、11款1項1目地方交付税でございます。本年度の交付決定額に伴い、5億3,871万4,000円を増額計上しております。続きまして23ページをお願いいたします。ページ上段、17款1項2目利子及び配当金でございます。債券運用利子ほか8,713万2,000円を増額補正しております。次に同じページの下段、18款1項2目指定寄附金でございます。ふるさと納税寄附金18億5,000万円の減額及び企業版ふるさと納税の寄附金500万円の減額を合わせ、18億5,500万円の減額補正となっております。その下段から次ページにかけまして、19款1項基金繰入金でございます。ふるさと納税寄附金の減額、及び、各事業における決算見込みによる減額に伴い、八つの基金から繰り入れる、金額を総額で、20億4,799万1,000円減額するものでございます。最後に25ページをお願いいたします。ページ下段から次ページにかけまして、22款1項町債でございます。各事業における事業費の確定に伴い、2億8,000万円を減額するものでございます。以上で、議案第10号の説明を終わります。御審議の上、御承認くださいますよう、よろしくをお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明は終わりました。これより質疑を行います。本案について、質疑の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案については、配付しています各常任委員会一般会計歳出補正予算分割表案に基づき、各常任委員会に付託し審査を行いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については、各常任委員会に付託し審査することに決定しました。

日程第 1 5. 議案第 1 1 号 令和 5 年度福智町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計
補正予算（第 1 号）について

○議長（皆川 高司君） 日程第 1 5、議案第 1 1 号、令和 5 年度福智町同和地区住宅新築資金等貸付け事業特別会計補正予算第 1 号について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第 1 1 号につきましては、令和 5 年度福智町同和地区住宅新築資金等貸付け事業特別会計補正予算第 1 号についてでございます。補正額は 3, 6 2 8 万 9, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ 4, 7 1 5 万 4, 0 0 0 円とするものでございます。補正内容につきましては、決算見込みによる増額の補正でございます。御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。本案について、質疑の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。お諮りします。本案については所管の厚生常任委員会に付託し、審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については、所管の厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 1 6. 議案第 1 2 号 令和 5 年度福智町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
について

○議長（皆川 高司君） 日程第 1 6、議案第 1 2 号令和 5 年度福智町国民健康保険特別会計補正予算第 4 号について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第 1 2 号につきましては、令和 5 年度福智町国民健康保険特別会計補正予算第 4 号についてでございます。補正額は 2, 0 5 6 万 9, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ 2 8 億 5, 1 1 4 万 8, 0 0 0 円とするものでございます。補正内容につきましては、決算見込みによる各種経費の減額の補正でございます。御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。本案について質疑の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案については、所管の総務文教常任委員会に付託し、審査を行いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については、所管の総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

**日程第 17. 議案第 13 号 令和 5 年度福智町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
について**

○議長（皆川 高司君） 日程第 17、議案第 13 号、令和 5 年度福智町後期高齢者医療特別会計補正予算第 3 号について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第 13 号につきましては、令和 5 年度福智町後期高齢者医療特別会計補正予算第 3 号についてでございます。補正額は 9 9 5 万 5, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算総額をそれぞれ 3 億 3, 3 2 3 万 8, 0 0 0 円とするものでございます。補正内容につきましては、決算見込みによる各種経費の減額の補正でございます。御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。本案について、質疑の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案については、所管の厚生常任委員会に付託し、審査を行いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については、所管の厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 18. 議案第 14 号 令和 5 年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計補正予算（第 4 号）について

○議長（皆川 高司君） 日程第 18、議案第 14 号、令和 5 年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計補正予算第 4 号について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第 14 号につきましては、令和 5 年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計補正予算第 4 号についてでございます。補正額は 1, 3 1 5 万円を減額し、歳入歳

出予算総額をそれぞれ3億4,764万5,000円とするものでございます。主な補正内容につきましては、決算見込みによる各種経費の減額の補正でございます。御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明が終わりましたこれより質疑を行います。本案について、質疑の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。お諮りします。本案については、所管の厚生常任委員会に付託し、審査を行いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については、所管の厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第19．議案第15号 令和6年度福智町一般会計予算について

○議長（皆川 高司君） 日程第19、議案第15号、令和6年度福智町一般会計予算について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。

○町長（黒土 孝司君） はい。黒土町長。議案第15号につきましては、令和6年度福智町一般会計予算についてでございます。歳入歳出予算の総額は前年度と比較し、29億5,370万円を増額した175億8,141万8,000円でございます。前年度の当初予算は骨格予算による編成であったため、前年度の肉付け予算後の額と比較した場合、15億7,953万9,000円の減額となっております。詳細につきましては、担当課より御説明申し上げますので、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を長野総務課長に求めます。はい、長野総務課長。

○総務課長（長野 士郎） はい、議案第15号につきまして補足説明をさせていただきます。少々お時間をいただきますが、よろしくお願いいたします。議案書の1ページをお願いいたします。第1条歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ175億8,141万8,000円と定めるものでございます。次に第2条債務負担行為でございます。議案書の9ページをお願いいたします。債務を負担することができる事項、期間及び限度額につきましては、第2表に記載のとおり、固定資産管理システム更新業務委託事業費で、令和6年度から8年度までの限度額を2,501万8,000円とするものでございます。次に、10ページをお願いいたします。第3条地方債の限度額につきまして、第3表のとおり、過疎対策事業債から緊急しゅんせつ推進事業債まで、七つの地方債で、それぞれ起債の限度額とし、総額、19億6,270万円とするものでございま

す。また第4条では一時借入金の最高額を50億円と定めております。第5条では、地方自治法第220条第2項ただし書の規定によります歳出予算の流用について定めております。それでは当初予算の主な内容につきまして、当初予算説明資料にて説明させていただきます。予算書が176ページまでございますが、その後ろに添付しております。当初予算説明資料のほうをお願いいたします。1ページをお願いいたします。表の構成は上段から担当課名及び、歳入歳出の項目名、次に項目事業内容、括弧積算根拠等、その下に予算額及びその内訳を記載しております。まず歳入の主要事項から説明させていただきます。1ページ町税でございます。項目事業内容欄に記載してます通り、町民税から入湯税まで、令和6年度の調定見込額に収納率を掛けた額を計上いたしております。各税目の金額につきましては、記載のとおりでございます。その下2ページ、地方交付税でございます。普通交付税で44億2,000万円。特別交付税で6億円を計上いたしております。令和6年度の国の地方財政計画におきましては、前年度比でプラス1.7%となっております。6年度の普通交付税の見込額といたしましては、令和5年度決定額48億4,200万円から、1.7%増額した額の約9割、44億2,000万円を計上し、机上の計算となりますが5億円を、内部留保財源といたしております。次に3ページをお願いいたします。ふるさと納税による指定寄附金でございます。令和5年度におきましては、過去最多寄附額を更新し、53億円を上回る寄附が寄せられていますが、6年度におきましては、国の規制強化による影響を考慮した上で、10億円の寄附額からのスモールスタートとし、寄附状況に応じて補正により対応してまいりたいと考えております。歳入では寄附金10億円、歳出では基金への積立金10億円、事務費を含めた経費と、前年度の一部残を含む返礼品代、約5億9,300万円を計上いたしております。その下4ページ、町債地方債でございます。下段の予算額及びその内訳欄では記載のとおり、合併特例債から臨時財政対策債まで、五つの地方債で合計19億6,270万円を計上いたしております。なお充当事業の内容につきましては、上段の項目事業内容欄に記載のとおりでございます。次に5ページをお願いいたします。ここからが歳出となります。職員人件費でございます。一般会計計上の職員数は211名分を計上いたしております。また特別、特別職及び特別会計を含む総数は、令和5年度と比較し、新規職員7名増の237名でございます。一般会計の予算計上額は、16億3,923万9,000円で、人事院勧告に伴い、前年度と比較し5,492万6,000円の増額となっております。なおこの予算額及び職員数には常勤の再任用職員13名分を含んでおります。その下6ページ、議員報酬、特別職給与教職員人件費、会計年度任用職員、賃金、並びに、令和4年度から実施しております包括業務委託でございます。包括業務委託では、1億4,920万9,000円を計上いたしております。なお各項目の増減額につきましては、予算額及びその内訳欄に記載のとおりでございます。続きまして7ページをお願いいたします。ライスセンター統合事業でございます。市場・上野地区に3か所設置されてお

ますライスセンターが老朽化に伴い、経常的に多大な維持管理経費が生じていることから、3か所のライスセンターを1か所に統合するための実施設計に係る予算、1,870万円を計上いたしております。財源といたしましては70%が交付税措置される過疎対策事業債を充当いたします。その下8ページ、農村環境整備事業でございます。農道及び農業用水路等を整備するため、合併特例債や、一部県補助金を財源とし、毎年計画的に行っている事業でございます。令和6年度の工事か所は、上野地区農道舗装工事など計10か所を予定しており、総額1億8,447万6,000円を計上いたしております。次の9ページをお願いいたします。緊急しゅんせつ推進事業でございます。農業用施設のため、ため池等に長年堆積したとそれから土砂が影響し、本来持つ機能が損なわれるとともに、集中豪雨による2次被害が懸念されることから、国が創設した緊急しゅんせつ推進事業債を活用し、令和4年度より計画的に、ため池等の堆積土砂のしゅんせつを実施し、機能回復を図っている事業でございます。令和6年度のしゅんせつ工事予定か所は、弁城ダムなど計4か所で、総額4億90万円を計上いたしております。なお財源に充当している緊急しゅんせつ推進事業債は、充当率100%でそのうち70%が町に交付税措置されるものでございます。その下10ページ町道整備事業でございます。町道の利便性や安全性を持続的に確保するため、国庫補助金と70%が交付税措置される過疎対策事業債を財源として、老朽化や改良が必要となる町道の整備を毎年計画的に実施している事業でございます。令和6年度の工事か所は、輝ヶ瀬水落線など、計26か所を予定しており、総額4億1,042万円を計上いたしております。次のページ、11ページをお願いいたします。町営住宅、改善事業でございます。町営住宅長寿命化計画に基づき、毎年、建て替え及び改善工事を実施しておりますが、令和6年度は、勇渕団地住居改善工事及び平原団地住戸改善工事の継続事業を初め、天郷団地建て替え工事、高尾団地解体工事の設計費を含め、総額4億1,614万5,000円を計上いたしております。次にその下12ページ、福智町総合体育館建設事業でございます。前年度からの継続事業で、旧町ごとにある老朽化した体育館を総合体育館として、1か所に統合し新設する事業でございます。令和6年度は実施設計に伴う9,240万円を計上し、財源に過疎対策事業債を充当いたします。次の13ページをお願いいたします。福智町公民館統廃合事業でございます。前年度からの継続事業で、旧町ごとにある老朽化した公民館を1か所に集約化する事業でございます。令和6年度は実施設計に伴う1,650万円を計上し、財源に、70%が補正措置される合併特例債を充当いたします。次にその下、埋蔵文化財発掘調査事業でございます。伊方新門地区と釜ノ口窯跡の2か所の調査を予定しております。伊方新門地区においては、令和4年度からあるいは8年度までの5年間で、農政課が実施予定の土地改良事業である、経営体育成基盤整備事業と連動し、発掘調査及び整理作業を実施いたします。釜ノ口窯跡では、上野焼のコヨウセキである釜ノ口窯跡の歴史的 위치づけを確立し、史跡の指定と保護を視野に入れた調査を進めてまいります。令和

6年度は基礎調査として、窯場全体の地形測量による詳細な測量図の作成及び調査計画調査報告書の作成を予定しております。二つの事業合わせて計7,635万4,000円を計上しており、財源として国庫補助金及び県委託金等を活用いたします。最後に基金にあった貯金に当たる基金、借金に当たる地方債の状況につきまして簡単に御説明いたします。資料戻っていただきまして予算書162ページをお願いいたします。基金の状況でございます。下から5行目、普通会計欄、普通会計合計欄の表の中ほど令和5年度末残高見込額は、238億2,158万9,000円で前年度末残高と比較し、約20億3,100万円程度増加する見込みでございます。また当初予算の増減額を反映した令和6年度末残高見込額は220億5,343万円で、令和5年度末より、17億6,800万円程度減少する見込みでございます。続きまして次のページ163ページをお願いいたします。地方債の状況でございます。1番下の行、普通会計合計欄でございますが、令和5年度末残高見込額は184億4,583万2,000円となっております。また当初予算の額を反映した令和6年度末残高見込額は182億7,521万4,000円で、約1億7,000万円程度減少する見込みでございます。以上で議案第15号の説明を終わらせていただきます。なおその他の歳入歳出の内訳につきましては、予算書の11ページ以降に、事項別明細書を添付しておりますので、後ほど御参照をお願いいたします。御審議の上、御承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） はい、提案理由の説明が終わりました。これより質疑を行います。本案について、質疑の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案については、配付しています各常任委員会一般会計歳出当初予算分割表案に基づき、各常任委員会に付託し審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については、各常任委員会に付託し審査することに決定しました。ここで10分間休憩をいたします。25分までね、25分まで休憩をします。

午前11時13分休憩

午前11時25分再開

○議長（皆川 高司君） はい、それでは再開いたします。

**日程第20．議案第16号 令和6年度福智町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計
予算について**

○議長（皆川 高司君） 日程第20、議案第16号、令和6年度福智町同和地区住宅新築資金等貸付け事業特別会計予算について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第16号につきましては、令和6年度福智町同和地区住宅新築資金等貸付け事業特別会計予算についてでございます。歳入歳出予算の総額は、前年度と比較し、826万3,000円を減額し、260万2,000円でございます。御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明は終わりました。これより質疑を行います。本案について質疑の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案については、所管の厚生常任委員会に付託し、審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め本案については、所管の厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第21. 議案第17号 令和6年度福智町国民健康保険特別会計予算について

○議長（皆川 高司君） 日程第21議案第17号、令和6年度福智町国民健康保険特別会計予算について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第17号につきましては、令和6年度福智町国民健康保険特別改正予算についてでございます。歳入歳出予算の総額は前年度と比較し、1,900万2,000円を減額した27億2,321万9,000円でございます。御承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明は終わりました。これより質疑を行います。本案について質疑の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案については、所管の総務文教常任委員会に付託し、審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については、所管の総務文教常任委員会に付託す

ることに決定しました。

日程第 2 2. 議案第 1 8 号 令和 6 年度福智町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（皆川 高司君） 日程第 2 2、議案第 1 8 号令和 6 年度福智町後期高齢者医療特別会計予算について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。

○町長（黒土 孝司君） 議案第 1 8 号につきましては、令和 6 年度福智町後期高齢医療特別会計予算についてでございます。歳入歳出予算の総額は、前年度と比較し 2, 4 1 0 万 1, 0 0 0 円を増額した 3 億 6, 1 8 1 万 9, 0 0 0 円でございます。御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明は終わりました。これより質疑を行います。本案について質疑の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案については、所管の厚生常任委員会に付託し、審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については、所管の厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 2 3. 議案第 1 9 号 令和 6 年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計予算について

○議長（皆川 高司君） 日程第 2 3、議案第 1 9 号、令和 6 年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計予算について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第 1 9 号につきましては、令和 6 年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計予算についてでございます。歳入歳出予算の総額は、前年度と比較 7, 4 9 8 万 1, 0 0 0 円を増額した 4 億 3, 2 2 1 万 3, 0 0 0 円でございます。御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明は終わりました。これより質疑を行います。本案について質疑の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案については、所管の厚生常任委員会に付託し、審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

が、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については、所管の厚生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第24．議案第20号 令和6年度田川郡町村公平委員会特別会計予算について

○議長（皆川 高司君） 日程第24、議案第20号、令和6年度田川郡町村公平委員会特別会計予算について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第20号につきましては、令和6年度田川郡町村公営委員会特別会計予算についてでございます。歳入歳出予算の総額は、前年度と比較し7万4,000円を減額した257万8,000円でございます。御承認いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明は終わりました。これより質疑を行います。本案について質疑の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案について、所管の総務文教常任委員会に付託し審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については、所管の総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第25．議案第21号 令和6年度福智町公共用地先行取得事業特別会計予算につい

て

○議長（皆川 高司君） 日程第25、議案第21号、令和6年度福智町公共用地先行取得事業特別会計予算について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第21号につきましては、令和6年度福智町公共用地先行取得事業特別会計予算についてでございます。福智町特別会計設置条例第1項第6号の特別会計予算につき、歳入歳出予算の総額は、科目存置として1,000円を計上するものでございます。御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明は終わりました。これより質疑を行います。本案について質疑の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案については所管の総務文教常任委員会に付託し、審査を行いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については、所管の総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 26. 議案第 22 号 福智町コミュニティセンターの指定管理者の指定について

○議長（皆川 高司君） 程第 26、議案第 22 号、福智町コミュニティセンターの指定管理者の指定について議題とします。提案理由の説明を、黒土町長に求めます。

○町長（黒土 孝司君） はい、黒土町長。議案第 22 号につきましては、福智町コミュニティセンターも指定管理者の指定についてでございます。福智町コミュニティセンター方城温泉ふじ湯の里のことでございますが、地方自治法第 244 条、の 2 第 3 項の規定により、管理を行う指定管理者の指定を行うため、福智町公共施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例第 5 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。詳しいことにつきましては、担当課より御説明申し上げますので、御承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を山本防災管理管財課長に求めます。はい。山本課長。

○防災管理・管財課長（山本 一博君） 防災管理管財課の山本です。よろしくお願いいたします。補足説明をさせていただきます。現在、福智町コミュニティセンター、方城温泉ふじ湯の里の指定管理者として、令和 2 年 6 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日の期間で指定をしております。YS フード株式会社につきまして、福智町コミュニティセンター条例第 5 条のただし書、再指定を妨げない、及び福智町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例第 2 条、のただし書、その他、公募によらない事由があると特に認めた場合に限っては、特定の団体等を指定することができるとしていることから、今回の指定についても、引き続き、YS フード株式会社を再指定するものでございます。なお、指定期間につきましては、令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までの 3 年間となります。以上で補足説明を終わります。御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明は終わりました。これより質疑を行います。本案について質疑の方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案については、所管の総務文教常任委員会に付託し、審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め本案については、所管の総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 2 7 . 議案第 2 3 号 町道路線の廃止について

○議長（皆川 高司君） 日程第 2 7、議案第 2 3 号、町道路線の廃止について議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第 2 3 号につきましては、町道路線の廃止についてでございます。内容につきましては、道路法第十条第 3 項の規定により、町道の一部を県へ移管することに伴う、板屋団地 1 号線の廃止、既設道路認定に伴う新門住宅線ほか 3 路線の廃止及び、県営伊方土地改良事業に伴う萩原役場線ほか 2 路線の廃止を行うものでございます。詳しいことにつきましては、担当課より御説明申し上げますので、御承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を若林建設課長に求めます。はい、若林課長、どうぞ。

○建設課長（若林 友克君） 建設課、若林です。よろしくお願いいたします。議案第 2 3 号の補足説明をいたします。議案書 1 ページ目を次のページをお開きください。廃止路線につきましては、その他町道の 8 路線であります。路線番号、4 1 5 号の板谷団地 1 号線につきましては、県営板谷団地と、町営赤池団地の敷地内を、県住宅課において、今回確定測量を実施し土地の整理を行うことになりましたので、一部町道の廃止を行うものであります。2 ページ目に位置図を添付しております。次に、路線番号 6 7 7、6 7 8、6 7 9、6 7 6 の 4 路線であります。町営新門団地周辺の既設町道の整備に伴う、認定廃止であります。4 ページ目に位置図を添付しております。続きまして路線番号、6 7 5、6 8 1、6 8 3 号の 3 路線であります。新門地区において農地、今現在県のほうが、着手しています。土地改良事業に伴う、一部町道の廃止を行うものであります。3 ページ目に位置図を添付しております。なお今回提案しました廃止路線につきましては、起点、終点及び、幅員、延長等を精査し、議案第 2 4 号で新たに町道認定を上程しています。以上で補足説明を終わります。御承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明は終わりました。これより質疑を行います。本案について質疑の方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案については所管の産業建設常任委員会に付託し審査を行いたいと思います

が御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め本案については、所管の産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第28. 議案第24号 町道路線の認定について

○議長（皆川 高司君） 日程第28、議案第24号、町道路線の認定について議題とします。提案理由の説明を町長に求めます。はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議案第24号につきましては、町道路線の認定についてでございます。内容につきましては、道路法第8条第2項の規定により、板屋団地1号線を含む、6路線の町道を認定するものでございます。詳しいことにつきましては、担当課より御説明申し上げますので、御承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 補足説明を若林建設課長に求めます。はい。若林課長どうぞ。

○建設課長（若林 友克君） 建設課若林ですよろしくお願いします。議案第24号につきまして補足説明をいたします。次のページの1ページ目をお開きください。今回認定する、路線につきましてはその他町道の6路線であります。路線番号、415番の板屋団地1号線につきましては先ほど説明いたしました路線廃止で説明いたしましたが、県営板屋団地町へ、赤池団地の敷地精査に伴う、町道の認定であります。2ページ目に位置図を添付しております。次に路線番号、675の萩ヶ原は役場線ですが、これも先ほど認定廃止で説明しましたが、新門地区の県営土地改良事業に伴う、路線廃止に伴って、町道精査後の認定であります。3ページ目に位置図を添付しています。続きまして路線番号676、677、678号の3路線ですが、これも先ほどの廃止、町道廃止で説明したとおり、新門団地周辺町道の整理に伴う、認定であります。最後に路線番号947号の里屋敷・鳥居前線支線1号線ですが、これは町内の、町道清算に伴う、新規認定であります。5ページ目に位置図を添付しております。以上で補足説明を終わります。御承認くださいますようよろしくお願いします。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明は終わりました。これより質疑を行います。本案について質疑の方はありますか。はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） ちょっと町道廃止認定で、特に気になったのはですね、3ページ目の地図でありますけども、隠田朝倉線支線1号というのは消えておって、実際道路としてはあるわけなんですけど、これは町道廃止で農道という位置づけになるのかどうなのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（皆川 高司君） 誰が答えますか、課長。若林課長。はい、若林課長。

○建設課長（若林 友克君） 先ほどは廃止のところでよろしいですか。

○議長（皆川 高司君） はい高津議員もう1回。

○議員（13番 高津 鶴己君） 3ページ目のね町道廃止のところで、隠田朝倉支線第1号という矢印があるんですけども、それが、町道認定のところではなくなってしまうということで、これは町道じゃないということは、あとは農道扱いにするのかどうするのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい若林課長。

○建設課長（若林 友克君） この隠田朝倉線支線1号につきましては、土地改良後にですね、農道扱いとして、新たに認定を行うものです。

○議長（皆川 高司君） はい、いいでしょうか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案については所管の産業建設常任委員会に付託し審査を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については所管の産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

日程第29. 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（皆川 高司君） 日程第29、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、議題とします。提案理由の説明を黒土町長に求めます。はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 諮問第1号につきましては、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございます。本年6月30日をもって任期満了となる武末泰延委員を再度、人権擁護委員の候補者として推薦するもので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。任期は令和6年7月1日から令和9年6月30日までの3年間でございます。経歴等につきましては、次のページに記載しておりますので、後ほど御参照いただきたいと思います。慎重審議の上、御同意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 提案理由の説明は終わりました。これより質疑を行います。本案について質疑の方はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。

本案については、委員会付託を省略し、本会議最終日で審査を行いたいと思いますが御異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、本案については、委員会付託を省略し、本会議最終日で審査を行うことに決定しました。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決を行います。本案については原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

—————・—————・—————

○議長（皆川 高司君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

皆様に申し上げます各委員会の日程は、4日月曜日に総務文教常任委員会、5日火曜日に厚生常任委員会、6日水曜日に産業建設常任委員会となっています。本会議は11日月曜日と12日火曜日を一般質問、13日水曜日を最終日としております。本日はこれで散会いたします。おつかれ様でした。

午前11時45分散会

—————

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

令和6年 第1回 (定例) 福 智 町 議 会 会 議 録 (第2日)

令和6年3月11日 (月曜日)

議事日程 (第2号)

令和6年3月11日 午前8時59分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 一般質問

出席議員 (18名)

1 番 浦田 大介君	2 番 森野 和彦君
3 番 田寄みゆり君	4 番 石谷 光信君
5 番 橋本 騰馬君	6 番 尾崎さつき君
7 番 小松 繁信君	8 番 木戸 勝正君
9 番 朝部 壽君	10番 楠木 静則君
11番 堀江 政洋君	12番 沼口 富生君
13番 高津 鶴己君	14番 木村 幸治君
15番 日比生洋一君	16番 矢野 博文君
17番 原田 幸美君	18番 皆川 高司君

欠席議員 (0名)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長	森 めぐみ	係長	野見山秀嗣
書記	松井 健太		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	黒土 孝司	副 町 長	竹下 靖
教 育 長	朝部 英晴	会計管理者兼出納室長	森野 道正
総務課長	長野 士郎	まちづくり総合政策課長	木村貴代美
税務住民課長	仲村 和宏	高齢障がい福祉課長	八代 賢一
人権推進課長	福高 教晃	健康子育て支援課長	小松 卓美
建設課長	若林 友克	農政課長	白石 輝彦
住宅課長	前川 司	診療所事務長	守田裕一郎
学校教育課長	田中 智和	生涯学習課長	澤井 秀孝
防災管理・管財課長	山本 一博	代表監査委員	田丸 孝司

午前8時59分開議

○議長（皆川 高司君） おはようございます。それでは、ただいまより令和6年第1回定例会本会議第2日の会議を開きます。本日は議員全員出席しています。ただいまの出席議員は18名です。定足数に達していますので、本日の会議は成立いたします。それでは町長挨拶をお願いします。はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） おはようございます。本日、本会議第2日、一般質問につきましては、9名の議員より一般質問通告書を受けております。各議員の質問に対しましては、従来は私が議長の許可を得て、担当課長より答弁させていただいておりましたが、今回から時間短縮を図るため、内容によりましては、直接担当課長より答弁をさせていただきますので、あらかじめ御了承いただきますようお願い申し上げます。各議員の質問に対しましては、誠意を持って、回答させていただきますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（皆川 高司君） 本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（皆川 高司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は17番原田議員、1番浦田議員を指名します。

日程第2. 一般質問

○議長（皆川 高司君） 日程第2、一般質問を行います。御手元に一般質問要旨一覧表を配付していますので、御参照願います。それでは、一般質問に入ります。今回9名の方から通告書が提出されています。まずは森野和彦議員の一般質問を許可します。はい、森野議員。

○議員（２番 森野 和彦君） おはようございます。森野です。１番目として、一般質問をさせてもらいます。まず入札についてでございます。町長にお伺いしたいんですが、指名競争入札に関して、令和６年度の事業について、地域性を考慮して、指名を実施していく予定でありますか、お伺いいたします。

○議長（皆川 高司君） はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 令和６年度におきましても、引き続き、地域性を考慮して指名を実施していきたいというふうには考えております。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（２番 森野 和彦君） 令和５年度の中でもですね、いろいろな状況であるとは思いますが、これはもう指名権に関しては、もう町長一任ということになってますので、ぜひ地域性ですね、考慮をお願いしたいということでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（２番 森野 和彦君） 今後公平公正をですね、保つ観点から、競争入札の原理を活用して、一般競争入札の導入の考えはございますか、お伺いします。

○議長（皆川 高司君） はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 今のところ、一般競争入札の導入というのは予定はございませんが、やはり業者さんの勉強あたりをですね指導しながら、その環境になりましたら、一般競争入札というのも導入したい、そういう考えはあります。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（２番 森野 和彦君） 公平公正を期してですね、その辺はですね競争の原理というのが１番必要かとは思ってます。いろいろ他の自治体やらですね、見てくるとですね、やっぱり一般競争も、状況に応じてですね、対処しておるところがございます。今後以前ですね、町長が、総合評価方式ということもですね、うたわれておったんですが、そういったことも含めて、今後の考え方見通しをですね、もう一度答弁願います。

○議長（皆川 高司君） はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） はい議員のおっしゃるとおり一般競争入札というものも、今推奨されておりますけども、まだまだデメリットのほうが多い。あと業者さんの指導も必要になるということから、やはりもう少し時間をいただきたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、どうぞ。

○議員（２番 森野 和彦君） 次の質問に行きます。令和６年度、町長施政方針についての質問をさせてもらいます。今回令和６年度の予算で、町内の小中学校給食費無償化についての予算の計上もですね、新聞等でもうたわれてますが、実施はいつごろからでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 令和6年度の当初予算成立後、4月から実施する予定にしております。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 町長これは令和6年度のみですか。

○議長（皆川 高司君） はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 令和6年度については予算が確保出来たので、実施ということになっております。しかしまだ予算をですね、確保する必要がありますので、今からは慎重にやっていきたいと考えてます。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 令和6年度は予算化が出来たと、いうことですが、令和7年度以降もそういった無償化の実施がですね、できる見通し等はございましょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 予算の確保についてはお示しすることが出来ませんけども、今やっておりますので、それは前向きにやっていきたいと考えてます。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 次に行きます。2番目の生活支援策としてですね、今年度もプレミアム商品券、1億2,000万円分をですね、発行する予定でございしますが、時期的にはいつごろぐらいまで発行できるようになるんでしょうか、お伺いします。

○議長（皆川 高司君） まちづくり総合政策課、木村課長。

○まちづくり総合政策課長（木村貴代美君） はい、おはようございます。まちづくり総合政策課の木村です。よろしくお願いいたします。令和6年度のふれあいプレミアム商品券につきましては、昨年同様、紙の商品券と、電子のキャッシュレス商品券を発行する予定でございます。紙の商品券の予約を、令和6年5月中旬から予約を行い、使用期間は令和6年7月1日から12月31日までを予定しています。また、キャッシュレス商品券につきましては、令和6年の8月から9月ごろに受け付け販売を開始し、令和7年1月31日までを使用する期限としております。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 令和5年度の事業でですね、タクシーチケットを発行していますが、それに関するですね、代わるものとして、何かもくろみはございますか、町長、お伺いします。

○議長（皆川 高司君） はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） グルメ商品券については今のところ、この予定でいくということで御理解いただきたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（２番 森野 和彦君） 昨年度ですね、タクシーチケット、非常に不評とは、認識してありますが、それはそれとして、高齢者とかですね、年金生活者に対してですね、そういったタクシーチケットにかわるようなものは、何か考えてございますか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 今のところはこの方法でやってやらしてもらいたいということなんで、そのチケットを変えとかいう部分についてはですね、少し時間をいただきたいと思います。中で検討をいたしたいというふうに考えております。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（２番 森野 和彦君） 次行きます。３番目です。利便性向上に向けたですね、ＤＸ推進計画を促進していくようですが、高齢者や障害者等にもですね、理解できるような内容になっているのかどうか具体的に説明をお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） はい。長野総務課長。

○総務課長（長野 士郎君） はい、総務課の長野でございます。よろしくお願いいたします。本町のＤＸ推進計画では、１８項目の施策がございますが、その多くが行政内部向けの実施内容となっております。そのうち、高齢者の皆様に関する施策といたしましては、公共施設予約システム、電子決裁、書かない窓口予約制窓口、ふく～るバス本格導入などで、その中に、スマートフォンなどの情報通信技術を活用出来ない方々を対象とした、実質デジタルデバイト、情報格差対策を施策に掲げております。これは高齢者の皆様がデジタル化の恩恵を受けられる環境づくりに向けた重要な施策であり、現在実施してますスマホ教室を初め、将来的には企業と連携した取組を検討していければと考えております。また障害を持つ方々に対しましては、窓口にくられた際や、相談をお受けする際に、きめ細かく寄り添った対応ができるよう、窓口サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（２番 森野 和彦君） これＤＸの推進は、職員に対してもそうなんですが、一般住民がですね、窓口に来て、書かない、待たない。そういった状況はですね、簡素化できるようなシステムとは思いますが、若い人はできるんですけど、高齢者とかですね、やっぱり使い方がわからない方やら、どういった窓口で説明をするような状況体制になっているんでしょうか。お聞きします。

○議長（皆川 高司君） はい、課長どうぞ。

○総務課長（長野 士郎君） はい、現在その体制づくりに取り組んでいるところでございまして、例えば御家庭でありましたら、御家族の方とかですね、スマートフォンの操作、サポートをして

いただければと思いますし、スマートフォン教室につきましては、回数等をふやして高齢者の方々にスマートフォンを操作できるようなサポートに努めてまいりたいと考えております。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（２番 森野 和彦君） ぜひですね、利用する仕方がですね、本当に高齢者等、わかりやすい、いつでも窓口に行って、対応ができるような対象をですね、ぜひ実現してほしいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい。森野議員。

○議員（２番 森野 和彦君） はい、次の質問に行きます。庁舎１階部分が手狭ということで、施政方針にも改修を行うという内容でうたわれておりますが、これ改修含めて、増築をする予定でございますか、町長にお聞きします。

○議長（皆川 高司君） はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 質問の件に対してお答えいたしますけれども、今はですね、改修で最低限考えております。改修もですね、みんなあたりきたりの改修を考えているんで、大胆にですね、改修を考えていきながら、どうしても増築が必要になりましたら、そのときは、増築を検討するという段階で進んでおります。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（２番 森野 和彦君） 今の町長の答弁の内容では、段階的に応じて対処していくというふうな答弁でもあったんですが、要はその今の状態のスペースが手狭であるということで、１階の内容とか、状況を変えながら、対応していくということで理解していいんでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） そのとおりでございます。今ある施設の中で、余分な部分はですね、通路につきましても、止めてしまって、部屋を広げるとか、今度新しく課がお悔みコーナーとかいう形もつくってから考えますので、その部分が入るところとかも確保しないといけないんで、その段階でどうしても手狭であるという判断された場合のみ、増築ということで、今現在は改修でいきたいと考えてます。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（２番 森野 和彦君） 今２階にですね、広域連合の料金窓口がございますが、その料金窓口を１階におろして、１階のスペースのあいたところに持っていくという状況も考えているでしょうが、２階の水道の料金窓口がなくなった段階で、２階は２階でのスペース配置になるんでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） ２階に移動できる課があれば２階に持っていくような形になると思うん

ですけども、やはり1つを動かせば、1つはそこにという形になりますので、議員のおっしゃるとおりでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 今町長が答弁してます1階部分の手狭に関しては、改修で……。

○議長（皆川 高司君） 森野議員もう4回目よ。それちょう。

○議員（2番 森野 和彦君） 次行きます、はい。次は5番目ですが、5年度施政方針の成果について、お尋ねします。町長、成果の方をよろしくお願いします。（「議事進行」と呼ぶ者あり）

○議長（皆川 高司君） はい、矢野議員。

○議員（16番 矢野 博文君） 質疑は、原則として行われないことになっている、運基57条。

○議長（皆川 高司君） 矢野議員、起立してお願いします。

○議員（16番 矢野 博文君） 今町政報告、施政方針の件は、行政報告に対する質疑は、原則として行われないことになっていると運基57条に抵触しております。

○議長（皆川 高司君） はい、それはわかりますけど、これは5年度の施政方針の成果ということで許可します。施政方針の。

○議員（16番 矢野 博文君） 報告やろ。

○議長（皆川 高司君） ちゃうちゃう報告じゃない、施政方針を報告した分の成果っちゅうことです。

○議員（16番 矢野 博文君） 報告、成果じゃない。施政方針のことを言うたらいかんとなつとるんやき。運基57条見てん。

○議長（皆川 高司君） 暫時休憩。

午前9時17分休憩

午前9時27分再開

○議長（皆川 高司君） 再開します。森野議員、どうぞ。

○議員（2番 森野 和彦君） はい、今の私の一般質問の内容に関して、一部修正をお願いいたします。2番目の質問事項の中の5番目、5年度施政方針に関する内容についてですね、5年度施政方針の実績報告についてで修正をよろしくお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） はい。はい、町長いいですかねそれで。はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 令和5年度の施政方針の中で私は4つの柱を掲げておりました。1つ目ですけども、子ども子育て支援の強化ということで1つ目、報告させていただきましたけども、これについては、保育料の完全無償化という形で実現をいたしております。続いて2つ目の柱で

すが、課題解決に向けた行政DXの推進ということなんですけども、これについては、ペーパーレス化や町公式のLINEの整備、オンライン施設予約など着々とDX推進の取組を強化を図ってまいりました。続いて3つ目ですが、公共施設の機能の量と最適化のテーマで掲げておりましたけども、これにつきましては、旧町毎にある3つの公民館、体育館の集約化に向け、着実に準備を進めてまいっております。4つ目ですが、自主財源の確保に向けたふるさと納税の強化という形でこの4点について掲げておりましたけども、この4番目のふるさと納税につきましては、過去最大の寄附額を更新して、約53億円を超える寄附額を、実績として掲げております。この4つの柱については一定の成果が得られたんじゃないかなというふうに感じております。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 今町長が5年度の施政方針の実績評価をですね、していただきました。本当に1番目の子育て支援の内容についてもですね、十分前に進んだかなと思っておりますが、最後の4番目のですね、ふるさと納税にしても、約10億円ですね、増ということで、皆さん一生懸命なって、ふるさと納税をですね、邁進していているというふうに理解してます。

○議長（皆川 高司君） はい。

○議員（2番 森野 和彦君） 次の質問に行きます。3番目のですね、6年度教育施政方針に関してですね、質問をしたいと思っております。まずは1番目のですね、3学期制と2学期制についてですね、簡単に御説明願いたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、改めましておはようございます。教育長の朝部でございます。どうぞよろしくお願いいたします。まず森野議員さんから質問を受けました3学期制と2学期制についての簡単な説明でございますが、学期についてはですね、学校教育規則の関係上、地教委に許認可権があるということになっております。また今回ですね施政方針で、教育施策の中で申しさせていただきました。評価の2期制というのはですね、学校長に許認可権、あるという流れで進んでまいります。まず2期制につきましてはですね、2期制と3学期の違いにつきましては、ご存じのとおり1学期の終わりには夏休み入り、2学期の終わりには冬休み入る、3学期制につきましては春休みに入るという、学期の間に長期休業が入ってくるというのが3学期制でございます。また、2学期制についてもですね、1学期、2学期の間に長期休業が入るというような形で、今回福智町が行うのは評価2期制でございます。学期制は、今までどおりのですね、3学期で行う予定にしております。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） はい。今教育長がおっしゃいましたが、3学期制は、1期ずつ、4月から7月、9月から12月、1月から3月ということが3学期制と、3回の通知表があると

いうところですよ。2学期制に関しては、要は、4月から9月下旬まで、なおかつ10月の上旬、そして10月の中旬から3月までというのが2学期制、いう内容でございますかね。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） それに関してですね、福岡県筑豊教育事務所は、2学期制に関しての見解を出しているとは思いますが、その辺と福智町教育委員会の2学期制に関しての、見解をですね、御説明願いたいと思います。

○議長（皆川 高司君） 朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、先ほど冒頭でですね、説明させていただきましたとおり、学期についてはですね、学校管理規則の関係上、その町の教育委員会が許認可持っているという形で、福岡県、また、筑豊事務所は、関係しておりません。地教委で決定していくということになります。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 学期制を実施するに当たっては、地元教育委員会の管轄でしょう。教育委員会が決める決めないは、行いますよね。それで間違いないですか。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） 学校管理規則の関係でですねその辺は間違いないで、調査しております。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 次の質問3番目にいきます。福智町は、今年度教育施政方針で、試行的に、小学校、そして中学校1校に関してですね、成績の2期制を実施するという内容にうたわれてるそうですが、これに関して事前に保護者等にですね、説明等はなされているんでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、今回打ち出したのがですね評価2期制でございます。またこの件につきましてはですね、事前にPTAの役員さんには説明はしております。またこれについて流れを少し説明させていただきますと、学校指導要領が社会情勢の変化でですね、変わってきております。その中で、学校現場にはですね、社会の変化に対応し、児童が未来社会を切り開いていく教育が求められるというようなことからですね、これは本来学校の2期制に、評価2期制についてはですね、校長会の中から上がってきてですね、ぜひともこうしてというような形で、学校現場の中でボトムアップ方式でですね、上がってきて地教委で検討して、それならこの方法で、令和6年から進めていこうというような形で今年は臨んでいくつもりでございます。まずこの学校につきましてはですね、小学校全校、また義務教育学校1校と中学校でですね、赤池中学校が、

今年デモンストレーション的に、筑豊地区で初めて導入します。まだ、こういった経緯をですね、社会情勢としながらですね、進めていってみようという形で、今年は行う予定にしております。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 今教育長がおっしゃいましたが、試行的に、通知表を2回に分けると、福智町の小学校に試行的に全域を行うと。そして中学校は、赤池中学校を試行的に行うということですかね。それに関して、本当に十二分にですね、保護者等にも説明会は、末端まで開けているんでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） まずこの話が出始めてですね当然保護者にも、説明という形が求められます。この中ではですね校長会、またその中で、今年ですね1月、2月にされましたPTAの役員会の中でお示ししております。また保護者にはですね、今後、3月中旬にはですね、またこの方法が来年4月から始まりますよという連絡はしていこうというふうに考えております。

○議長（皆川 高司君） はい、森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 次に行きます。4番目です。この2学期制への移行判断時期に関して、お伺いします。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、2学期制につきましてはですね、学校管理規則の中で地教委が決めていくということではありますが、現在のところはですね、当面考えておりません。評価2期制を検証した後にですね、現場からですね、求めがあれば、検討にしていこうという流れになります。

○議長（皆川 高司君） 森野議員。

○議員（2番 森野 和彦君） 今教育長のほうから、当面は考えてないということをおっしゃってますが、教育委員会の教員の働き方改革はですね、やっぱり待ったなしという状況にあります。そして、今金田義務教にしてもそうなんですが、先生方の余裕がないというのが今の現実ですよね。それを鑑みたら、やっぱり2学期制の中身を十分に検討していただいて、やっぱり夏休み、少しは短くなるんですが、その辺の学校の先生方の余裕はですね、十分できるということは御理解してもらいたいというところです。そして、なおかつですね、これはもう答弁はいいんですが、なおかつ、やっぱり学校現場が荒れてるところに関しましてもですね、本当に2学期制というのは重要なと。今、最近では、福岡市、北九州市、そしてその福岡市の周辺も県内でも、2学期制の導入はですね、2割以上になってきてます。だから、その辺もですね、今、ゆとりのある先生方が、もう今全くもう時間もない、ゆとりもない、そして、夏休みに用事が集中しているということがですね、1番肝心なことですよね。それを余裕を持たせるのはやっぱり、2学期制をで

すね、少し検討してもらいたいというのが私の見解でございます。で、今後ですね、その辺を踏まえて、状況的に判断をしていただきたいということです。これをもちまして、私の一般質問を終了します。

.....

○議長（皆川 高司君） はい、お疲れ様。次は、矢野博文議員の一般質問を許可します。はい、矢野議員。

○議員（１６番 矢野 博文君） おはようございます。矢野博文です。私から何点か質問させていただきます。１番目に社会福祉法人法第４５条の８、評議員会の権限について質問させていただきます。社会福祉協議会の会長嶋野勝氏は、福智町前町長でもあり、現在は、福智町社会福祉法人会の会長をしていますが、昨年の１０月ごろ、私が評議員の一員として、苦情を言ったら、私は理事会の会長で、そのような苦情は聞き入れないとの答えでしたが、社会福祉法人に、法人法による、評議員会はこの法律に規定する事項及び定款で定める限り、議決することができるとあります。この法律の規定により、評議員会の決議を必要とする事項について、理事、理事会、その他の評議員会以外の期間は決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を有しないとなっております。このことにより、評議員について、法人を監視する立場で発言できると思いますが、どうなのか。町長、お願いします。

○議長（皆川 高司君） はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 議員のおっしゃるとおりでございます。法律の第２項でですね、評議員会はこの法律に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議することができる。また第３項では、先ほど矢野議員の言われるような内容となっております。

○議長（皆川 高司君） はい、矢野議員。

○議員（１６番 矢野 博文君） ではほんなら、その嶋野会長、会長は私んがたは関係ない、おたくでしてくれ、どこで言うんかっちゃうなる部分あるんですよ。次、町長としては、この件をどう考えておりますか。

○議長（皆川 高司君） はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 嶋野会長におきましても、やはりそこら辺は柔軟に対応してほしいというのは、私の意見でございます。

○議長（皆川 高司君） はい、矢野議員。

○議員（１６番 矢野 博文君） ２番目、社会福祉法４５条の１０、理事等の説明義務について質問いたします。理事及び監事は評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合は、当該事項について、必要な説明をしなければならないとなっております。町民の苦情に対して、私たち社会福祉法人会の理事であって町民の苦情は受けないとの回答でしたが、

このままで、社会福祉法人会に走らせていいものかどうか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この苦情に関しましては社会福祉法第82条では、社会福祉事業の経営者は常にその提供する福祉サービスについて、利用者等からの苦情の適切な解決に努めなければならないとされておりますので、法人においても、適切な対応に努めていただきたい。そういうふうに考えます。

○議長（皆川 高司君） 矢野議員。

○議員（16番 矢野 博文君） だからどう指導していくのか教えてほしいんですよ。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） うちから指導という形はとれませんので、苦情についてこういう苦情があったということはお伝えできるんですけども、その指導については、町のほうとしては明確な方法は、現在ございません。

○議長（皆川 高司君） はい、矢野議員。

○議員（16番 矢野 博文君） 社会福祉法第45条の25、会計帳簿の閲覧等の請求について質問いたします。評議員は、社会福祉法人の業務時間内はいつでも、次に掲げる請求をすることができます。1番、会計帳簿またはこれに関する資料は書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧、または、謄写の請求となっているのに、当団体から請求が出来ないと言われたら、おかしいことないですかね。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） はい、社会福祉法では評議員は、会計帳簿、またはこれに関する資料の請求ができるとされておりますので、おかしいのじゃないかなというように判断します。

○議長（皆川 高司君） 矢野議員。

○議員（16番 矢野 博文君） いや、おかしいき質問しよるんですよ、そき町としたらどう対処していくのか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 返事には困るんですけども、明確なですね指導の仕方というのはございません。苦情を申し上げる、それにとどめていくしかないのではないかというふうに考えている。

○議長（皆川 高司君） はい、矢野議員。

○議員（16番 矢野 博文君） 次に社会福祉法第45条の35について、社会福祉法人は、理事、監事及び評議員に対する報酬等について、厚生労働省で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬及び従業員の給与、当社会福祉法人の経理の状況その他の事業を考慮して、不当に高額なものとなられないような支給の基準を定めなければならないとなっておりますが、当団体は

そのように定めておるんですかね。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 町の条例ですかね、給与とかいうにしましては、町のほうには一定基準を設けております。社会福祉法人においても、一定基準は設けているんですけども、議員御指摘の、高額な給与があるんじゃないかということについては、町としては、町の基準に準ずるという形をですね、指導させていただきたいというふうに考えています。

○議長（皆川 高司君） 矢野議員。

○議員（１６番 矢野 博文君） それはもう建前なんですよ。いいですか。おたくたちの給料は大体６等級で再任用は例えばだったら２等級下がりの４等級、そのことを嶋野勝君、及び赤池の前の教育長、辻村氏は分かっちゃおうはずなんですよね。それに対して私んがたなんも言えませんでは、私たち血税を持っていかれよんですよ。そきどうしてくれるんですか。

○議長（皆川 高司君） はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 社会福祉法人の条例の中で一言ありまして、会長がそれを定める会長の権限でですね、それを行うってなっておりますけども、これからの部分については、当然、町の規定に沿った給与の体系に整えてほしいという部分は申し伝えていくという、答弁になるところでございます。

○議長（皆川 高司君） 矢野議員。

○議員（１６番 矢野 博文君） ちゅうことはもう町としたら何も言えれん。お金が４，８００万あります、ですか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 先ほども言いましたけども、社会福祉法人の条例の中に、一言が入っております、その部分で向こうは規定どおりだという、主張になると思うんですけども、町の規定に準ずる形でですね、うちのほうとしては指導していくということしか申し上げられません。

○議長（皆川 高司君） 矢野議員。

○議員（１６番 矢野 博文君） 次の質問にまいります。社会福祉法人、第４５条の３６、定款の変更について、質問いたします。定款の変更は、評議員会の決議によらなければならない、また定款の変更は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じないとなっており、嶋野会長は独断で職員の給与を決めることは問題ないですかね、これ。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） その件にしましては課長のほうから説明をさせていただきたいと思えます。

○議長（皆川 高司君） はい。八代課長。

○高齡障がい福祉課長（八代 賢一君） 高齡障がい福祉課の八代です。まず、定款の変更についてでございますが、定款の変更につきましては社会福祉協議会の定款第47条、定款変更では定款を変更しようとするときは評議員会の議決を得て、福岡県知事の許可を受けなければならないと、法人側の定款に定められております。なお、法人の給与規定等があるとは思いますが、法人内部の給与規定は法人内部で定められておるものと認識しております。したがって、まず、法人の運営については、まず予算っていうのが町のほうから出ている、予算というか財源がですね、助成金が4,900万、それと1億6,000万ほどの委託料という形で、町のほうから出ておりますが、法人会計におきましては法人側のですね、2億3,000万から4,000万程度が、確かに決算額だったと思います。その会計の中ではなるんですが、その予算につきまして、法人の評議員会の議決を経て、予算を執行しているとの認識でありますから、法人内部において、その給与規定等はその予算を含む形で、決議を受けておりますので、あくまでも法人内部において、その問題については解決するものと認識しております。

○議長（皆川 高司君） はい、矢野議員。

○議員（16番 矢野 博文君） あんね、理事会の人間から聞いたんですよ。ね、給料として4,900万、そして1億6,000万ね、1億6,000万を、例えば、業務委託、するじゃないですか、それが3か所4か所があるやろ。その利益が絶対あるわけなんよね。ほて、例えばたしたら自分が聞いた話、2億8,000万、9,000万の話やった。ほな町としたり、そう、そこんこ把握しちょんかしてないんか。どうなんですか。

○議長（皆川 高司君） はい、八代課長。

○高齡障がい福祉課長（八代 賢一君） まず法人の、先ほど申しました評議員会等において、決算報告という形でなされておるもので、その中では2億数千万という、規模の社会福祉協議会内ですね、予算であるというものは認識しておりますが、その財源についてはいろいろ構成があると思いますので、県費であったり、それ以外に介護の事業収入であったり寄附金であったり、賛助会員とか、いろいろその他のものも含まれております。

○議長（皆川 高司君） はい、矢野議員。

○議員（16番 矢野 博文君） 7番目のときに質問させていただきます。6番目に入ります。福智町職員の暫定再任用制度時実施要綱について質問させていただきます。福智町社会福祉法人協議会は、根本的に県から600万から800万、福智町から1億6,000万が原資だと伺っております。福智町職員に準ずるが基本にあるはずですが。福智町社会福祉協議会の局長自身も認めております。福智町職員は6等級、課長でですね、再任用職員は4等級とうたわれておりますが、給与及び賞与について幾らでもらいようか御存じですか。

○議長（皆川 高司君） はい、八代課長。

○高齢障がい福祉課長（八代 賢一君） はい、矢野議員の質問にお答えいたします。福智町の再任用職員は4級であり、人事院勧告前で申し上げますと、行政職（一）の給与月額につきましては、27万4,600円です。賞与につきましては夏冬合わせて66万5,572円となっております。引き続き、まず、これちょっと資料がないんですが、社会福祉協議会に確認いたしました。社会福祉協議会の局長職の給料というのは幾らなんですかという金額等を確認いたしまして、議会でも申し上げるという旨は確認いたしましたところ、局長職は職務6級で、月額31万5,100円、賞与につきましては、夏冬で159万4,406円となっております。以上です。

○議長（皆川 高司君） はい、矢野議員。

○議員（16番 矢野 博文君） 私も、本人、自分から言いだしたことなんですが、6等級の再任用の金額を今お聞きしましたが、会長の独断で評議員会にかかったのかと尋ねたら、かかっていません。1か月の差額、6等級の再任用と4等級の再任用の差額が4万500円、1か月、去年の、例えば4月からね、今年2月まで10か月間で44万5,500円、それに対してボーナスは66万ですか、もっとあると思いますけど。

○議長（皆川 高司君） はい、八代課長。

○高齢障がい福祉課長（八代 賢一君） 夏冬、同額なんですけど夏が79万7,203円、冬も同じく同額で、79万7,203円ということでした。

○議長（皆川 高司君） はい。

○議員（16番 矢野 博文君） これは扶養うんぬんかんぬんを計算した部分ですか。

○議長（皆川 高司君） 八代課長。

○高齢障がい福祉課長（八代 賢一君） 金額だけをお聞きしておりますので、支払い総額だと思います。支給された分、扶養も含んだ形ではないかなとは捉えてます。

○議長（皆川 高司君） 矢野議員。

○議員（16番 矢野 博文君） にしても大きなお金が、再任用局長にわたりよることは確かなんですよ。これは町民の血税ですよ。そうでしょ。自分たちが、あっちたちに税金払うんやったら、払いたくない、ふるさと納税したほうがもうよっぽどいい。そういう私の意見です。次にいいいですか。

○議長（皆川 高司君） はいどうぞ。

○議員（16番 矢野 博文君） 今からちょっと監査について、田丸さんやったですかね、お願いします。いいですか。監査に入って、どっかおかしい箇所はなかったですか。

○議長（皆川 高司君） はい、田丸代表監査。

○代表監査委員（田丸 孝司君） 今回社会福祉法人に監査入りました。今度入ったのは、令和4年度の決算書。それから福智町が委託した事業を主に監査をしております。おかしい箇所はな

かったかとのこと、質問でございますけれども、決算書の中の貸借対照表、この中では多額の基金、それと、剰余金が出ておりました。剰余金の主なものは福智町からの助成金が主なものでありますので、令和5年度に福智町に返還するよう指摘をしております。それから人件費では、期末勤勉手当の計算が、福智町職員の期末勤勉手当と異なっていました。それから委託費の人件費で、目的外の支出もありました。これについても指摘をしております。以上です。

○議長（皆川 高司君） はい、矢野議員。

○議員（16番 矢野 博文君） 銀行口座の普通口座、最後の残金は幾らですか。

○議長（皆川 高司君） 田丸代表監査。2番。

○代表監査委員（田丸 孝司君） 口座預金の金額は幾らかのことですけれども、今回の監査につきましましては、助成金と委託事業に関する監査で、委託事業については適正に実施されているのか。助成金についても適正に使用されているかという監査をしました。だからこのことについて出納検査は行っておりません。だから預金残高は確認はしておりません。以上です。

○議長（皆川 高司君） はい、矢野議員。

○議員（16番 矢野 博文君） 預金うんぬんかんぬんはあとの問題。そいき最初の、元の貯金通帳はあるやろ、その残をちょっと知りたい。聞いたら、教えられんちゅうんよ。

○議長（皆川 高司君） はい、田丸代表監査。

○代表監査委員（田丸 孝司君） 預金残高につきましましては、これは令和4年度の決算書の中の貸借対照表の数字ですけれども、最近ですか、大きなお金ってことですね。これ、貸借対照表でいきますと普通預金が約2,000万。それと、これは別の積立資産ってなってますけどこれ基金のことなんです、これが3,000万あります。以上です。

○議長（皆川 高司君） はい、矢野議員。

○議員（16番 矢野 博文君） 基金はね。目的がないと基金できんとよ、ね。定期やったら普通の、普通のお金やが。基金とかいうたら何とか基金、水利基金とか田んぼの基金とか何とかあるやろ、目的にこういうことだけしか使えんとか、基金なんよ。

○議長（皆川 高司君） はい、田丸代表監査。

○代表監査委員（田丸 孝司君） 基金の中では、目的基金と、財政調整基金、だからこの財政調整基金であれば、何に使ってもよいと。財政が苦しくなったときに充てるお金でございます。だから、特目基金、目的がある基金であれば当然その目的に合った、基金に使用しなければなりませんけれども、財政調整基金であれば、今言ったように予算が足らなくなったときに使用する基金でございます。だから、社協の場合は、その基金です。財政調整基金です。

○議長（皆川 高司君） はい、矢野議員、次行ってください。

○議員（16番 矢野 博文君） これですね、例えば繰越金するやろ、お金を。何年間かけて

3,000万っちゃう数字がね、基金か定期預金か何か知らんけど、出来たとするやろ、ほんなら税金がかからんのかね。

○議長（皆川 高司君） はい、田丸さん。

○代表監査委員（田丸 孝司君） 社会福祉法人の税金については私は、その辺は存じておりませんので、その辺はわかりません。

○議長（皆川 高司君） はい、矢野議員。

○議員（16番 矢野 博文君） 今、国会議員の裏金でもあるやろ、金を一応何千万かある。それを使い切らんやったら、つこたらかからん、繰越ししたら税金かかるやろ。俺たちも一緒やが。一緒なんよ。俺の給料は例えば仮に200万とするやろ、年間。

○議長（皆川 高司君） 矢野議員どこ行きよう今。

○議員（16番 矢野 博文君） 高額な基金があれば説明を求める、4番。

○議長（皆川 高司君） 4番ね、はいどうぞ。

○議員（16番 矢野 博文君） そいき税金やらなんやらかかる。かかって当たり前なんよね。俺たちは貯金があったらそれに対してなんぼかくるんやき。ほな、あんたたちだけはいいと。俺たちも税金取りよんばい。申告、税理士なんかに聞いてみてください。

○議長（皆川 高司君） はい、田丸代表監査委員。

○代表監査委員（田丸 孝司君） この税金のことにしましては、監査の対象外だと私は思っております。これについては担当課のほうに、調査するように私から言っておきます。

○議長（皆川 高司君） はい、矢野議員。

○議員（16番 矢野 博文君） 例えば留保金が2,000万と3,000万ある、ほんなら1年分の当初予算ぐらいあるよね、ね。給料の部分は、4,500万やろ。お金が3,000万と2,000万あるやろ。それで年間予算、給料が4,900万。ちゅうことは1年分がちゃんとあるんやきね。んな、あるとに何でまたそんだけの金を、向こうから請求されたら払うん。ほいで、今までわからんやったらかなんとか言うけどさ、わかったらどうするんかちゅう問題が出てくるやろ。そこんところ。

○議長（皆川 高司君） 田丸代表監査委員。

○代表監査委員（田丸 孝司君） 申し訳ありません今のは5番目の質問ですかね。留保金につきましては決算書上、未払金とか未収金とかありますけれども、預金残高とはちょっと異なります。まず剰余金につきましては、1,600万。それと、先ほど言いました積立資産、それが3,000万、これ基金です。合わせて4,600万が、留保金があります。以上です。

○議長（皆川 高司君） はい。矢野議員。

○議員（16番 矢野 博文君） もうこれで3回目やきね、一応言うちょくね、本来合わせて

4,600万。最初は2,000万あるち言うたんばい、そんな次は基金が3,000万あると、合わせて5,000万やん。ね。で、今度はその給料が4,800か900万あるんやったら1年分ゆっくり、お釣りは100万ぐらいついてできるんよ。その間にまた1億4,900万、それを町に要求しよんやろ。なんでそこに応じるんか、ほんなら今までわからんやったらわからんでいい、今後どうするんか。

○議長（皆川 高司君） はい、田丸さん。

○代表監査委員（田丸 孝司君） 留保金ですね、4,600万。これは先ほど預金残高2,000万って私言いました。この中でも未払い金っていうのがありますので、未払金と未収金を精算しますと、1,600万になります。だから、1,600万と3,000万、これが留保金ですね。だからこのことにつきましても、令和5年度内で、町に返還するように指摘をしております。

○議長（皆川 高司君） はい、矢野議員。

○議員（16番 矢野 博文君） 7番の件に関しては、質問これで終わりますけど町長、今の監査が言ったことを忘れんごとい。ね。

○議長（皆川 高司君） はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 私がこの件に関して発言できる立場にございませんけども、矢野議員が評議員の立場として、社会福祉協議会に提言していただければと思ってますし、監査については、今まで実施しておりませんでしたけども、これからは、監査をきちんと実施するという事で御理解いただきたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、矢野議員。

○議員（16番 矢野 博文君） 最後の問題に移ります。前町及び前教育長、町政に携わってきた方が、このような社会福祉法人に携わっているのは、おかしくはないですか。前町長、嶋野君にしたら、正論かもしれません。このようなずさんな理事会にメンバーの入替えを考えるべきだと提案いたします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 申し訳ございません。その件に関しては、立場が違いますので、自分から発言は差し控えさせていただきます。

○議長（皆川 高司君） はい、矢野議員。

○議員（16番 矢野 博文君） もう無理を言ってすみません。私は私で今発言させてもらいます。質問はこれで終わります。

○議長（皆川 高司君） ここで、10分ほど休憩いたします。25分ですね。再開は25分です。

午前10時13分休憩

午前10時25分再開

○議長（皆川 高司君） 休憩に引き続き再開します。次は、田寄みゆり議員の一般質問を許可します。もう少し大きい声でお願いします。はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） おはようございます。田寄みゆりです。まず、今回は福智町の災害対策について伺いたいと思います。はい、令和6年1月1日、突然の能登半島地震には本当に驚きました。そして、今日は、東日本大震災から13年目の日となります。これらの地震と津波により被災されました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。そして、これらの地震は、日本中どこでも災害が起こりうる危険を、私たちに教えてくれました。福智町の下にも、福智山断層があり、今まで影響はなかったものの今後は、河川の氾濫や山崩れだけではなく、地震が起こることも視野に入れた準備をする必要があると思います。町では、ハザードマップの配布や広報の特集で、町民の方に、命を守る知識と準備を、何度もお知らせをしています。町民として、自分の身を守る知識はもちろん必要ですが、今回は、福智町で万が一災害が起こった場合の避難時の備えがどうなっているのかということをお尋ねしたいと思います。①の質問です。避難場ではですね今、TKBが大事だと言われています。これはですね、トイレと、温かいものを出すキッチン、ベッドだそうです。今回の能登地震では、停電と断水のため、避難所のトイレ使用が深刻な問題となりました。携帯トイレや簡易トイレ、室外仮設トイレなどを組合せて使う必要があると言われていますが、町ではトイレが使えなくなった場合に備えて、どんな準備をされているか伺います。

○議長（皆川 高司君） はい。防災管財課の山本課長。

○防災管理・管財課長（山本 一博君） 防災管理・管財課の山本です。よろしくお願いいたします。トイレの関係でございます。まず簡易組立てトイレ、また、障害者用のトイレを含めて、今うちで備蓄しております数が150個ございます。それとあわせて排せつ物を固める凝固剤を750回分備蓄しております。能登半島地震の教訓から、今年度排せつ物を固める凝固剤を、さらに2,000回分、追加配備の準備を進めております。以上です。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい、今の準備の状況で、大体何人の方が何日間使用できるような計算になるでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、防災管理管財課長、山本さん。

○防災管理・管財課長（山本 一博君） 福智町の地震想定の部分についてですね、地震に関する防災アセスメント調査というものが福岡県から出されております。その報告の中の人的被害者人数が福智町で214人といった数字が出ております。また、災害時には行政職員の業務も必要になってきます。そういった計画をもとに総合的に判断し、福智町では防災備蓄計画、福智町の防

災備蓄計画を作成しております。そういった中においてそれぞれの品目に対して、目標の食数、量が定められております。その目標に沿ってただいま準備をしているところです。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） 現在ですね、排せつ物は大任のクリーンセンターのほうに移送されていると思うんですけども、処理場が万が一使用出来ない場合、あるいは移送が出来ない場合の対応とかいうのは考えておられるでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい。防災管理・管財課長山本さん。

○防災管理・管財課長（山本 一博君） 排せつ物の処理でございますが、先ほど御説明しました、凝固剤、こちらにつきましては排せつ物を固める内容となります。またビニールに包まっておりますので、メーカーの説明では、固めて避難所の環境維持、一定の間、このビニールで保管することができるというふうに聞いております。具体的な日数とか、につきましてはちょっと確認は出来ておりませんが一定期間の衛生環境は保たれるといったような内容となっております。

○議長（皆川 高司君） 田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい、わかりました。ありがとうございます。では②の質問に移ります。能登地震では食事が適切に支援されなかったことも問題になりました。国からの支援は、4日目以降になるというふうに言われております。災害から3日間は各自治体が対応することになります。食料についてはどんな種類のものを、何人分ぐらい、そして何日分ぐらい備蓄をしているのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、山本課長。

○防災管理・管財課長（山本 一博君） はい。主な備蓄類としまして食料に関する備蓄類です。水やお湯を入れるだけでお米が食べられるアルファ化米といったものがございます。また、缶に入ったパン、栄養補助食品や飲料水などを備蓄しております。備蓄量につきましては、アルファ化米を約2,500食、缶詰パンを約800食、飲料水を約1,600リットル、備蓄しております。またその他としまして、サバ、イワシ、肉じゃがなどのおかず類、また、スープ類や、お菓子類、乳児用に、粉ミルク、または液体ミルク、などを備蓄しているところです。今の想定される日数等につきましては、先ほど言いました福智町の防災備蓄計画、この基準に基づいて準備をしているところです。この計画につきましては、最大規模で1日から2日程度の内容となっておりますが、今後さらにこの計画も見直していきながらですね、できるだけ長い時間耐え得る、備蓄をする必要もあるというふうに考えております。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい、食料の備蓄ですから期限はあると思います。交換の時期と、そして期限が切れたものはどんなふうに処分をされるのか教えてください。

○議長（皆川 高司君） はい、山本課長。

○防災管理・管財課長（山本 一博君） 食料品の賞味期限につきましてはそれぞれ種類、また納入した時期によってまちまちでございます。いずれ納期がきたものにつきましては、ただいま、できるだけ備蓄の期間を長くをとるという観点から、基本的には廃棄をしております。今後については、できるだけ食べ物を粗末にしないように、例えば、期限を切れる少し前に、何かほかの取組に活用できるようなことも必要じゃないかと、いうふうなことで今検討をしております。以上です。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい。廃棄されるのはやはりもったいないので、今食べるものがなくて困っているような方もいらっしゃるのでもうそういうところにぜひ、寄附をしていただいたり、したらいいなというふうに思います。よろしくお願いします。では、③の質問に移ります。エコノミークラス症候群や低体温、感染などの予防対策として、段ボールベッドの利用が今進められておりますけれども、ベッド類については、どういうふうに準備をされているのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 山本課長。

○防災管理・管財課長（山本 一博君） ベッド類でございます。段ボールベッドや発泡スチロールベッド、簡易折り畳みベッドを合わせて、約150人分の準備をしているところでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） 毛布や布団や枕などもありますか。

○議長（皆川 高司君） はい、どうぞ。

○防災管理・管財課長（山本 一博君） ございます。

○議長（皆川 高司君） 田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） ④の質問に移ります。去年はですね、災害、6月ぐらいにいつも福祉避難所が指定されるんですけれども、去年はされてなかったと思います。障害のある方や要介護者高齢者の方々が安全に避難できる福祉避難所は、今年はどうなるのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 山本課長。

○防災管理・管財課長（山本 一博君） はい。現在福祉避難所として、福智町中央公民館、方城分館、金田分館、以上の3か所の一部スペースを、福祉避難室として指定しています。災害時には、状況に応じて、保健師、看護師等の専門職員を配置することとしております。

○議長（皆川 高司君） 田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） 中央公民館、方城分館、金田分館ということでしたが、その中で移動が難しい方とか、手のかかる方とかは、施設との協定で施設、福祉施設のほうに預かっていただくというようなことも、去年伺ったような気がします。今回の能登地震では、指定されてい

た福祉施設も損壊や断水、職員の被災により避難所として開設出来なかったようでした。災害時に自治体間で支え合えるような、協定を結ぶ広域連携体制の準備を進めることも今後は検討すべきではないでしょうか。これは町長に伺います。

○議長（皆川 高司君） はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） そのように段取りを進めてまいります。

○議長（皆川 高司君） 田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） ありがとうございます。準備をちゃんとしてくださってるそうで、いいことだととても思います。では⑤の質問に移ります。能登地震は冬に起こりましたので、寒さ対策も大きな課題となりました。夏であれば暑さ対策が必要です。福智町では小中学校の体育館が避難所とされる場合が多いんですけれども、体育館は冷暖房が完備されているのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、山本課長。

○防災管理・管財課長（山本 一博君） 指定避難所であります小中学校の体育館における冷暖房の必要性は感じております。現状では、どの学校、小中学校、町内7校ございますが、小中学校、いずれも、体育館の冷暖房は整備されていない状況でございます。整備を進めるに当たっては、財政的なもの、また体育館が学校施設であるということから、教育委員会と協議を図っていく必要があると思っております。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） 温暖化の影響などもありますので今、体育館に冷暖房をつけるということは、日本中の学校で取り組まれていることだと思います。熱中症予防のためにもぜひ今後検討していただきたいと、教育長にお願いしておきます。はい議長。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） では、⑥番の質問に移ります。今後の避難所では、ただ避難するだけではなく、人権やプライバシーを守ることが必要になってくると思います。過去の災害では、授乳や着替えなどの女性の避難に対する不便がとても多かったということで、性被害も起こっていたということが、今度の津波の後で報道されていまして。この点についてはどう考えられているのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、山本課長。

○防災管理・管財課長（山本 一博君） 避難所において避難者のプライバシー保護は大切なことだと認識しております。プライバシー空間の確保や更衣室、授乳室など、多岐に収容が可能なポップアップ式のパーテーションやカーテンで仕切れる間仕切りなどを合わせて、約200区画分を現在確保しているところでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（３番 田寄みゆり君） はい、女性に対する手当でも十分考えているということで、感心をいたしました。これらについてはですね、内閣府が避難所チェックシートというのを作成しております。ぜひ参考にしていただきたいと思います。続けていいでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はいどうぞ。

○議員（３番 田寄みゆり君） はい、では⑦の質問に移ります。全国の自治体では、女性や妊産婦、乳幼児向けの備品が用意されていないという新聞報道がありました。それを改善するための避難所の運営対策の１つとして、複数の女性を配置して、女性の目線で、高齢者や子供に寄り添った支援を行うことが必要と言われています。能登地震でも女性が運営に携わることで、女性のニーズが反映された支援になったことが明らかとなっています。福智町では、女性職員や地域の方など、避難所運営が万が一ですね、そういうことがあった場合に、避難所運営に関わる女性の確保については検討されているのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 山本課長。

○防災管理・管財課長（山本 一博君） 避難所運営時において保健師、また、看護師の女性職員、また行政職員の女性職員の配置を現在しております。避難をしている高齢者、また要支援者、そして子供に寄り添うことのできる体制を積極的に整備配置しているところでございます。

○議長（皆川 高司君） 田寄議員。

○議員（３番 田寄みゆり君） では、⑧の質問ですけれども、緊急時はですね、自治体職員の方の役割がとても大きいことも今回の地震で明らかになりました。人口減少と高齢化が進む町であるならばなおさら、職員の削減をせずにむしろ確保することが今後必要になるのではないかと考えますけれどもいかがでしょうか。これ町長にお願いします。

○議長（皆川 高司君） はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 発災時に１番最初に対応するのは町職員となっております。その中で議員が御指摘の部分で、高齢化が進む町であれば職員を削減せず、確保することが必要ではないか、これは令和６年度においてはですね職員数は削減することなく、微増となっております。やはり女性がきめ細やかな、避難者に対しての対応をするかっていうと、男性職員であっても同じようにきめ細やかな対応しないといけないというふうに考えてますけれども、やはり女性でなくては出来ない対応というのもございます。そこら辺については、当然、うちのほうとしては手厚く手当をしていきたいと思ってますし、現在行っているところです。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（３番 田寄みゆり君） はい、男性職員の方にもぜひ、細やかな対応をお願いいたします。はい、福智町でのですね、災害時の準備が、私が考えていたよりもずっと進んでおりました。少しだけ私も見せていただいたんですけれども、乳幼児用から高齢者用までそれぞれやはり細かく

準備をされて、食品の中にはですね、1番感心したのが、心を落ちつかせるための甘いものの羊羹まであったということで、よく配慮されているなと感心をいたしました。今後も引き続き対策強化をお願いして、次の質問に移りたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、どうぞ。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい、では2番目の、自衛隊への個人情報提供についてお尋ねをいたします。福智町では、令和4年、5年と、自衛隊への18歳、22歳の個人情報提供、氏名、年齢、生年月日、性別、住所、これだけをですね、提供が行われました。今、戦争できる国造りが進む状況の中で、今後も情報提供を続けるかどうかを、町長にお尋ねしたいと思います。町長は令和6年も、町内の18歳、22歳の個人情報を防衛省に提供するおつもりがあるのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この件に関しては、国の防衛省からの要請がありますので、その要請がありましたら、自衛隊への情報提供というのは行っていきたいと考えています。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） はいちょっと、がっかりするお答えでしたけれども、②ですけれども、令和5年の11月16日に参議院外交防衛委員会で、日本共産党山添拓議員が、木原防衛大臣に求めた答弁について町長はどう思われたでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この委員会において木原防衛大臣は自衛隊法施行令第120条、自衛官の募集に関する様々な情報について、募集対象者やその保護者の方に職業としての自衛官を正しく理解していただくために、大変重要な募集活動の一環であると発言しております。一方自衛隊への情報提供についてはですね、個人情報保護の観点にも注意する必要があることから、福智町としましては、今後自衛隊への情報提供を希望されない方については、自衛隊への情報提供から除外申請を提出していただき、自衛隊へ提出する情報から除外するといった対応ができるよう、環境整備を整えていきます。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい、町長は昨年6月の、私6月も質問したんですけどその答弁の中で、自衛隊法97条、自衛隊法施行令第120条を、個人情報提供の根拠として出されておりました。しかし、自衛隊法97条1項での自衛隊からの要請は、あくまで協力の要請であり、義務ではなく、強制でもないと木原防衛大臣は答弁をしています。総務省は、住民基本法第11条1項で、住民基本台帳の写しの閲覧のみを認めています。今町長が言われましたけれども、個人情報保護の観点からも、個人情報提供は望ましいものではないと、私は考えているんですけ

れども、町長はいかがでしょう。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） これは議員との意見の相違というふうに判断しておりますけれども、やはり、自衛隊というのは、防衛だけじゃなくて災害時にも非常に自分たちの協力をしていただいております。やはり、自衛官の方の努力というのも御理解いただいておりますね、やはり、自衛隊募集については、先ほど言いましたけれども、情報提供の除外申請というのを提出していただくことをですね、ホームページ等で周知していきたいと考えておりますので、そこら辺については、全部が希望どおり、防衛省のですね、要望どおりにするかっていうと、やはり除外申請というのも、うちの内部の中で、除外申請も入れた中で提供をするということで、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい。本来は個人情報保護審査会での判断が必要と思うんですけれども、町長の判断で今、除外申請を行っていくというふうに言われましたので、③の質問はもう省きます。はい。そして、④の軍事拡大を行って、憲法を変えようとしている今政府の現状を町長はどう考えているんでしょうかという質問でしたけれども、これについても今町長が、自衛隊の必要もあるということで、答弁をいただきましたので、④もでは中止とします。岸田政権は、今、任期中である今年のうちに、憲法を変えることを国会で報告しています。そして、戦争できる国造りに向かうということを明らかにしています。そんな状況の中で、防衛省に福智町の子供たちの個人情報を提供することは、子供たちの未来に関わる問題だと考えています。情報提供にはもちろん、私たちは反対しますけれども、せめて、本人や家族の同意を得ていただくこと、そして除外申請ができることを伝えていただくことを、町長に再度お願いをいたします。町民を守る、最後の砦が地方自治体であり、町長であることを町長にお伝えして、次の質問に移りたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい。田寄議員どうぞ。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい。3番目の質問に移ります。町民の暮らしを守る入札制度についてということです。実は、複数の町内の業者の方から、仕事が全く来ないために生活が出来ないという御相談がありました。12月議会でも朝部議員が、入札制度について質問をされまして、今朝も森野議員が質問をされましたけれども、入札制度について、改めて私たち1人1人が知っておく必要があるのではないかと考えて確認をさせていただきたいと思います。①の質問ですけれども、入札の仕組みと流れについて、教えていただきたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） お答えさせていただきます。町内建設業につきましては、毎年3月から、

指名願の申請の受け付けを開始しております。申請内容の審査を行った後、6月当初に、有資格者名簿ができ上がります。毎年6月以降に発注する工事入札については、この名簿に記載のある業者から選定を行います。業者選定については、工種、及び、予定価格の金額に応じた等級というのがございます。その基準に沿って、地域性を踏まえた中で選定を行ってまいりたいというふうに考えております。実施においては、入札の基準を遵守し、最低制限価格以上かつ予定価格以下の応札金額のうち、最低の価格で応札した業者が落札者となっているところでございます。落札したものについては、決められた期限までに福智町と契約を結びます。以上が、おおまかな入札の流れになります。つけ加えますと町の仕事がもらえないから厳しいというのは、自分たちからすると、町の仕事だけじゃなくて民間の仕事もでございます。その分についても努力をしていただきたいというのもありますけども、やはり、そうやって意見が出るということを考えながら、私のほうも幅広くの地域業者、地域限定の業者を指名いたしまして、それで入札を行うということに改めてまいりたいというふうに思ってます。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい。今入札の仕組みと流れについて説明をしていただきました。その決められたルールに従って、入札は全て行われているということによろしいんですね。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい、続けて③の質問ですけども、現実に入札の透明性、公平性は守られていると町長は断言されますか。

○議長（皆川 高司君） はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） ③についてお答えさせていただきます。これに関しましては、今まで役場での入札結果、これについては役場での閲覧ということでしてございましたけども、これからはインターネットや窓口で公表するという両側面で、やるということで今現在実施しております。これについては疑義が生じないように、入札の透明性公平性を守っております。今後においても、この公平で公正な入札制度を確立していきたいという自分の考えはございます。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（3番 田寄みゆり君） はい、令和3年の6月議会でも一度、入札制度について質問をいたしました。このとき町長は、業者の声を聞き、質を上げる対策をしたいと言われておりました。もちろん業者の方の努力がやはり必要ということそれが大前提ということ、私もわかっていますけれども、町としては、業者が質を上げるための対策を何かされてきたんでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 今後、そのように実施するという事で御理解いただきたいと思います。今年からですね。はい。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（３番 田寄みゆり君） 今後の取組を少し、もし何かわかっていれば教えてください。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） これは入札の数字が来てからじゃないと、業者さんは判断出来ませんので、それを御理解いただきたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、田寄議員。

○議員（３番 田寄みゆり君） 入札については、町としての決まりがちゃんとあって、各業者の資格、業績、従業員数など、細かな取決めがあることは承知しています。しかし実際にですね、福智町で暮らして仕事をして、税金を納めてこられた方が、今生活出来ないと困っておられる、この方たちへの仕事上の指導やアドバイス、または、生活が成り立つような援助をしていただきたい。それは出来ないのか、そういった窓口もぜひ検討していただきたいと求めて質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

.....

○議長（皆川 高司君） はい、次は沼口富生議員の一般質問を許可します。はい、沼口議員。

○議員（１２番 沼口 富生君） ちょっと目が相当悪くなったもので、眼鏡をかけさせていただきます。１２番、沼口です。一般質問通告書に従って行いたいと思ってます。１点目は、これは公共施設の集約化、機能の効率化、そのうちここではですね、社会教育施設等、統廃合に関わる３公民館、３体育館についての質問に限りたいと思っております。これは１２月議会でも質問しました。中央公民館については、旧方城支所かコスモス保健センターを検討していると、そういう答弁がっております。理由は理解するわけでありますが、維持管理費の削減と、さらに、耐用年数の関係もあると。また旧３町にある体育館については、方城分館の裏に新しい総合体育館を建てるということも予定をしているということが報告をされております。そこで統合予定の各分館、体育館の利用状況、耐用年数など、後でそれぞれお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。まず最初にですね、社会教育施設統合検討委員会の意見書及び統合管理計画に基づき、公共施設の集約化と、機能の効率化を図ることが言われておりました。公民館機能の確保と、総合体育館の整備の方針の報告がありましたが、決定に至るまでの経過を少し聞きたいと思っております。それはどうしてかといいますと、耐用年数の問題とか、利用状況とか、いろいろあると思うんですが、会議の経過などわかりましたら、報告をしていただきたいと。そしてさらにそこにはですね、これは私が前回言いましたように、体育館など地域の方が非常に利用して、大いに健康ですね、のためにやってるところも含めてあるわけでありしますので、そういうところをわかりましたら報告をいただきたいと思っております。これは例えば、方城分館のホールで最近議員団の研修会がありました。しかしこれ見てみるとですね、まだほぼ１０年

ぐらいは使える、十分使えるんじゃないかというふうに私は感じておりますしそこにちょっと同僚の議員も言われておりました。そういう意味から言いますと、どうしてこういう経過になったのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、公共施設ですね、統廃合の進め方、経緯ということでございます。簡単ではございますが説明させていただきます。まずですね平成19年2月、福智町行政改革大綱においてですね、まず20万規模に匹敵するとの指摘を受けていると。施設についてはですね、その後令和3年7月に、社会教育と関係の深い団体との代表の方々と組織されておる、社会教育施設統廃合検討委員会というのが立ち上げられてきました。その結果計6回ほどですね、慎重なる審議を重ねて、その議論の結果をですね令和3年12月にですね、町長のほうに意見書として提出させていただいたということでございます。またそういった形でまず、なぜ統廃合が必要なのかということになりますと、まず管理費用が莫大な費用がかかってくるということもありますし、また古い施設が多いということですね、かなり耐用年数を経過した後、また迫っている施設が多いということからですね、この検討会を発足させて進めていっているという状況でございます。

○議長（皆川 高司君） はい、沼口議員。

○議員（12番 沼口 富生君） 最初に言われた、これ、平成19年の2月は何。

○教育長（朝部 英晴君） 行財政改革大綱というのが。

○議長（皆川 高司君） 沼口議員。

○議員（12番 沼口 富生君） 行政大綱の、審査を受けて意見書、そして管理計画に基づいて行っておるということでいいですね。ところであの利用状況、施設の利用状況というのは、どういうふうに把握されておりますか。それは体育館と公民館。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） 検討委員会をですね立ち上げさせていただいたということでございますが、この流れからいきますと個別にですね、全ての方からですね聞き取りをしたということにはなっておりませんが、また統廃合検討委員会につきましてはですね、社会教育にですね関係の深い団体の代表者約11団体おりますが、その方たちから部員の方たちですね、意見を聴取していただいて、代表である方の意見を総まとめしてですね、町長のほうに意見書として出させていただいたという流れになっております。

○議長（皆川 高司君） はい、沼口議員。

○議員（12番 沼口 富生君） 今利用者の意見は聞いたということを言っとった。そして、当該地域の町民の方には聞かれておるんですか。

○議長（皆川 高司君） 朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） 関係の深い団体という形でその代表がですね、委員の方になっております。その中で、各団体の中で、利用している状況、また今後のですね、推移等を話し合っていて、その代表の方たちの意見をまとめて、意見書として出させていただいているということで、町民全員にですね聞くというのなかなかまとめづらいというようなことがありますので、施設の使っている団体の代表者ということに限定させていただいております。

○議長（皆川 高司君） 沼口議員。

○議員（１２番 沼口 富生君） その中で、利用者の中で、オーケーと。確認がとれたんですね。

○議長（皆川 高司君） 朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） 検討委員会の中にですね、複数、１１団体ほどの代表者が入っておりますが、全ての方がですね６回ほど協議しておりますが、全てですね、またこういうふうにいこうということで、いろいろやっぱり協議は重ねてまいりましたが、どこかで方針を出さなきゃいけないというような形で、今の現在、方城分館の裏にですね総合体育館をつくるというような形で、またそのときは、中央公民館の機能を併設して建ててくれというようなこともありました。が、財政上なかなか厳しいというような形で中央公民館につきましては今の既存の施設、方城支所の跡、またですね、コスモス診療所の跡などを検討するようにですね今検討を進めております。

○議長（皆川 高司君） 沼口議員。

○議員（１２番 沼口 富生君） ２個目に行きたいと思います。先ほど言いましたようにこれは中央公民館については、私が先ほどから言ってますように前回答弁があったように、旧方城支所かコスモス保健センター、そういうところを今予定しているということで。施設が老朽化をして、そして維持管理費などの理由で、旧公民館及び体育館がですね、統廃合、集約化すると、その理解はですね、出来ないわけではないんです。しかし前回の答弁の中で、諸課題が残っておるという話を教育長はされたんですよ、諸課題。統合に当たってはですね、統廃合に当たっては諸課題が残っているという話をされております。これはどういうことが残っているのかと、その内容を明らかにできるのであれば、明らかにしてほしいと。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） まずはですね体育館を進めていこうという形で今現在進めてですねおりますが、まず公民館機能につきましてはですね、３か所、また統廃合していくような形になります。またいろいろとまた対応年数が残った施設もあります。またそういうところはですねもう少し使えるんじゃないだろうかというようなところがですね、諸課題に当たるというような現状を考えということで捉えたと思います。

○議長（皆川 高司君） 沼口議員。

○議員（１２番 沼口 富生君） 具体的な課題というのはどんな課題なんですか。ないんですか。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） 具体的な課題といいますと金田のですね公民館等がですねいろいろと
またもう少し、いろいろと今利用がですね、されてるといような形で、もともと今赤池にあり
ます中央公民館、またもうこれも耐用年数が過ぎております。また方城のですね、方城分館つ
いてもですね、耐用年数ぎりぎり、いろいろと今後もですねいろいろと、消防署とかですねい
ろ施設について指摘されております。またそういうところはですね、もう少し残ったところの
ほうはどうするのかというのがですね諸課題という形も、耐用年数がですね、なると私は思っ
ています。

○議長（皆川 高司君） はい。

○教育長（朝部 英晴君） 金田の話をさせていただきますが、金田についてはですね隣保館機能
とかですねそういうのと一緒にやって併設でですね、利用させていただいているといような形
で、そういったところをですね諸問題が残っているというのが諸課題という形になります。機能
は。

○議長（皆川 高司君） あの沼口議員、もう。はい。

○議員（１２番 沼口 富生君） その件の３点目なんですけども、今、中央公民館移転総合体育
館の建設が報告をされておりますが、このですね、建設場所の問題とか、規模の問題、工事費な
どについては、なかなか明らかに出来ないところであろうと思ってます。ただ旧公民館の分につ
いてのですね、どの施設がどこまでの対応年数があると、そういうことはわかってるんじゃない
かと思います。それがわからないと今後の計画が立たんわけですから、それがわかりましたら、
今口頭で言ってもらって、そのあと何か書面があるんだったら、書面でいただきたいと思っ
てます。

○議長（皆川 高司君） 朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） 当然ですねそういった資料あります。統廃合検討委員会ですね、当然
かけて、こういう施設がこの年限が過ぎておりますという資料があります。今ちょっと手持ちで
ありませんので、後ほど資料提供いたします。

○議長（皆川 高司君） はい、沼口議員。

○議員（１２番 沼口 富生君） それは利用してるというのが近くにおってですね、全然その話
は知らないというのは結構おるんです。だからそれはいつまでどういうふうに使えるのかと、い
うことと本来、総合体育館がですねどういう形でできるのか、どういう理由で、どんな大きさで
できるのかということも含めて、わかれば、ある程度わかればですね、工事費はちょっと言えな

いでしょき、そういう耐用年数と総合体育館の内容、中央公民館は旧方城支所だから大体わかりますんで、そこら辺をですね、ぜひ資料でいただきたいと。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） まず総合体育館ですが意見書でもらってますように、その建てる建設位置はですね、現方城体育館裏の駐車場の用地に建設予定しております。また現在までですね進捗状況を見ますと、設計業務のプロポーザルを今現在実施中でございます。プロポーザルにおかれましては設計業者が決定後ですね、実施計画に入りますので、事業費、また、規模につきましてはですね今後決定していくという流れになりますので、今お出しする資料、また規模等はですね、手元にないということでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、沼口議員。

○議員（１２番 沼口 富生君） 総合体育館の中身はどういう形でやって、そこに観客が入ったりするのかとかそういうのを、答弁はいいです。その資料と、各分館の耐用年数の資料いただきたいと思います。次に移っていいですか。

○議長（皆川 高司君） はいどうぞ。

○議員（１２番 沼口 富生君） ２点目は福智町の将来計画についてですね、少しお伺いをいたします。町長の施政方針の中で、昨年１２月の国の社会保障人口問題研究所が発表した福智町の人口は、現在の２万１,０００人から２０５０年には１万２,５８６人に減少すると、報告がされております。これを受けて令和６年度に策定する第３期福智町まち・ひと・しごと・創生総合戦略においては真に有効な定住促進施策を立案をする、そして子育て支援を含む定住促進施策の強化を、次年度以降の柱にしていくということを言われておりました。そこで、３点にわたって質問をいたします。今言った社会保障人口問題研究所、これは国の機関だと思いますけれども、国の機関かその代理ではないかと思いますが、福智町で人口がですね、１万２,５８６人に２０年後には減少するということであります。人口のですね増減には、これは自然増減といって出生と亡くなった方の数の分と、社会増減、これはもう転入転出などで、そういう理由での人口の増減があるというふうに思いますが、合併から現在まで、もう既に５,０００人以上の方がですね、減少しております。たしか、合併当時は２万６,０００人いたと思いますけれども、今２万１,０００人ということで、もう既に５,０００人が減少しているということになります。ここで第３期ですね、まち・ひと・しごと・総合戦略への、主な重点施策といいますか、これは施政方針にも書いてると思うんですけれども、町長の言葉から１つ言ってほしいなと思ってます。よろしくをお願いします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 令和６年度に策定する第３期の福智町まち・ひと・しごと・創生総合戦

略におきましてはですね、真に有効な施策を立案し、山積する問題解決と持続可能なまちづくりを求めているということでございます。その柱の中にですね、基本姿勢として、基本目標・・・。

○議長（皆川 高司君） 沼口議員、木村課長でいい。細かいことは、ほら、課長、木村課長。

○町長（黒土 孝司君） 概要は担当のほうにさせていただきます。

○議長（皆川 高司君） はい、木村課長どうぞ。

○まちづくり総合政策課長（木村貴代美君） はい、先ほど沼口議員が言われましたとおり、令和6年度に、令和7年度から実施するための第3期福智町まち・ひと・しごと・総合創生総合戦略を策定、すいません、令和7年度から実施するための、第3期福智町まち・ひと・しごと・創生総合戦略を、令和6年度に策定する予定になっております。で、前回策定しました計画の中で、また人口ビジョンも変わっておりますので、様々な要因を研究しつつ、新しく計画を立てていくということになりますので、主な目標等につきましては今年度の6年度の策定委員会の中で、お示していくことになろうかと思います。

○議長（皆川 高司君） 沼口議員。

○議員（12番 沼口 富生君） 今から具体的には計画するんでしょうから、それは文章になってまたこちらにいただけるんじゃないかと思ってますので、それは参考にしたいと思ってます。次はちょっといいですか。

○議長（皆川 高司君） はい、どうぞ。

○議員（12番 沼口 富生君） 今回ですね、1月に福智町の町議会の研修で都城に行きました。都城のほうでも、20年後の今言った、国立社会保障人口問題研究所の推計では、人口減少になっております。しかし、都城市のですね、令和5年度の当初予算の記者会見の資料では、10年後にはですね、人口減少から人口増、国が言ってるのは20年後の話です。都城は10年後からですね、人口減少から人口増に転じる計画案が出されておりました。これは書類で出たのだから間違いないと思うんですけども。福智町とはですね地理的な状況とか、企業の立地条件、そういうものも違いはあります。条件も違いますが、福智町独自のですね、移住応援支援金制度とか、奨学金制度、そして子育て支援策、先ほど森野議員から言われておりましたが、給食費のですね無償化など、これについては大変有効な手段だというふうに思っておりますので、将来の人口にも、人口増につながっていく施策としてですね、どういうものをしようとしているのかと。例えば今言ったように、移住に対してはですね、都城では、1世帯300万で、1人子供当たり100万だから、4人子がいればですね、700万円の移住支援金を出すというようなですね、こともありますし、奨学金のですね、支援制度とか、そういうものをですね、準備されているようではありますが、具体的に町長の思いでいいですので、どういうふうなことが移住支援の大きな力になるのか、伺ってみます。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 福智町の施策としてですね、私が考えるところですけども、やはり子供及び子育て世代の支援、まず第1にそれが上がります。そのために、保育料の完全無償化も実施しました。中学3年までの医療費を無償化するという子供ひとり親家庭医療費助成事業、まちづくり総合政策課がうたいますグローバル人材育成事業などが挙げられます。移住支援施策としてはですね、やはり、住宅課の定住促進奨励事業、先ほど議員がおっしゃられました、移住者に向けて現金による支援、そういう部分も含めてですね、空き家対策解消支援事業と結びつけまして、まちづくり総合政策課の空き家バンクの運営などがありその各課が、定住移住政策サイトにですね、掲載するなど情報発信をしていきますので、ぜひそれを見ていただきたいと思いますし、やはり、移住支援金事業というのも1つの柱となるものというふうに判断しております。金額等については、まだ示しておりませんが、やはり、今ある支援出来たら、町外からの移住者については、100万円の支援とか、住宅をするための支援とか、そういう部分をうたっておりますので、それが住民、人口確保の柱になるんじゃないかと、いうふうに考えておりますけども、総合的にですね、住宅問題だけじゃなくてやはり、住宅支援やら、ふく～るバスが利用しがいのある取組、そういう部分に、やはり町外から注目していただいて、福智町いいなと言われるような、事業をもくろむ必要があるということで、その名称についてはまだはっきりしていませんけども、やはり将来的に、外部からの移住者が増えるような取組、そういう部分は、これから細かくやっていきたいと考えております。

○議長（皆川 高司君） はい、沼口議員。

○議員（12番 沼口 富生君） やっぱり移住する方がですねあつというような移住の、何かを印象づけないと、なかなか福智町、田川地域というのはですね企業も大きな企業はありませんし、そういう意味では大変だと思いますが、そういうことで、支援対策もですねぜひお願いをしたいと思います。先ほど言いましたように、給食費のですね、無償化は引き続きやっていただくようですねぜひお願いをしたいと思ってます。それと、3点目になりますが、人口増に向けて、多くの支援策を今考えておられるということでありましたが、これ私もわからんのですけども、福智町の人口の妥当な人口というのは何人ぐらいが妥当なんですか、何か持ってる場所がありましたら教えてください。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 福智町に何名いるのが普通だという部分については、明確な回答は出来ませんが、やはり今、減少傾向にあるというのをとめる政策を考えてますので、2万1千いる人口をとどめるための政策を考えていくということを柱にしたいと思ってます。今何人が必要か、町として妥当かというのはちょっと明言は出来ません。

○議長（皆川 高司君） はい、沼口議員。

○議員（１２番 沼口 富生君） 最後の質問になります。実は昨日、日曜日にですね福智山の参道口、あそこをちょっと見学をしたところです。そしたら既にもう駐車場はですね満杯で入れないという状況でした。また路上にもたくさん車も停めておったんですけども、これも前回から言いましたように、駐車場の整備がもう必要じゃないかというふうに思ってます。それともう１点はですね、大きな建物があって、食堂してた、あそこが何か食堂開いてるようなんですよね。だからそれをわかったら教えてほしいということと、少し下ったところに、旧老人ホームの跡地があります。あそこにも何か杭をねたくさん打っていたんですよね。だからそういう、何か町が計画したのか、あれは町有地ですよね。そういうのがわかりましたら、そして福智山麓で、どういことを今進んでるのかというのがわかったら、教えてください。

○議長（皆川 高司君） はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） はい、お答えさせていただきます。議員はさきほどおっしゃった食堂ですね、上野茶屋だった食堂のことですね。上野茶屋の食堂についてはですね、中国企業の方々が約５００名ほど入るような施設にしたいということで今改修を始めていると。はい、そういうふうに５００名を確保するということうたっております。それが今のこの上野温泉を中心とした両方の施設、それにおいて中国企業の方々が実施しているというふうに聞いております。それと今老人ホームの跡地に、まだ土が今から入るんですけども、そちらについては、福智登山を想定した方々のベースキャンプになるようなキャンプ場、それについて考え、準備で今進めております。それと以前あった上野青年の家ですか、その跡地につきましてはですね、クラフト酒といいまして、酒蔵をですね、一応予定者を募集しながら、プロポーザルを実施して１人１業者選定出来ました。今現在金融機関での融資の交渉中ですけども、そこは将来的には酒蔵になれるよう、整備してまいりたいというふうに思ってます。また飲食店ですけども、上野茶屋の隣に前の焼き物してた方の、別荘がございます。それにつきましては、今現在も進めておりますけども蕎麦屋として店舗を構えるような形を今調整中でございます。以上が上野地域の再開発ということで、それとは別にですね、官公庁補助事業で利用してですね、自然や上野焼、地元の食材などを生かした上野焼作陶ガイドツアーとか、お茶体験とか、ふれあい塾での野外絶景レストランとかいう部分もですね、総合的に経営実施をする予定にしております。

○議長（皆川 高司君） はい、沼口議員。

○議員（１２番 沼口 富生君） さっき言ったあの上野茶屋とその辺の温泉施設で５００名の施設というのは、食堂じゃなくて施設ですか。

○町長（黒土 孝司君） 登山客をそのまま呼び込むために、５００人程度の客が入るような施設にしたいということで、それが食堂施設になるんじゃないかなというふうに考えています。

○議長（皆川 高司君） はい、沼口議員。

○議員（１２番 沼口 富生君） なんぼか少しでもですね上野のほうが開発されるように、そしてまた人口が増えるようにですね、私どもも期待をしておりますので、ぜひ頑張ってください、それはいかんですね、私ども頑張りますのでよろしくお願いします。以上で終わります。

.....

○議長（皆川 高司君） はい、お疲れさん。次は、木戸勝正議員の一般質問を許可します。はい、木戸議員どうぞ。

○議員（８番 木戸 勝正君） ８番議員、木戸でございます。ただいまより一般質問を行います。住宅業務内の内容についてでございますが、町営住宅の家賃滞納について尋ねる。①町営住宅滞納者、令和６年１月３１日現在でございます。赤池地区は２１８人で、９,６４１万２,５７２円、金田地区は２３１人で、８,８４５万８,３６７円、方城地区は１０９人で４,１３４万５,５７４円で、合計で５５８人、２億２,６２１万６,５１３円でございます。これに対して、徴収のやり方はどういうふうな方法で徴収をしておりますか、尋ねる。

○議長（皆川 高司君） はい、前川住宅課長。

○住宅課長（前川 司君） 住宅課前川でございます。木戸議員の質問についてお答えさせていただきます。まず家賃の滞納者への対応ですが、残高不足等により口座引きが出来なかった入居者につきましては、毎月口座引きが出来ませんでしたよというお知らせとあわせて、納付書を送って、家賃の納入を促しているところでございます。また督促状につきましては年２回、催告書については年１回送付しておりますが、それでも支払いがない方につきましては、住宅の明渡し訴訟の手続を行っております。

○議長（皆川 高司君） はい、木戸議員。

○議員（８番 木戸 勝正君） こういう大きい滞納額でございますが、これは要する住宅だけでございますけど、各税の関係であったら１０何か所もまだあります。合計するとかなりの税金でございます。ですからですね、徴収率がですね、年々少しずつ減っているけど、徴収課を設置して徴収率の向上に努めたらどうですか。職員で人間が足りない場合は、設置職員を増やして、徴収の課を増やして、そして今日は一所懸命徴収に対してやれば、少し町も潤われてくると思いますが、その点どうですか。

○議長（皆川 高司君） はい、前川課長。

○住宅課長（前川 司君） はい、住宅のですね、使用料、家賃は、住宅運営の根幹をなすものでございますので、引き続き粘り強くですね、未収金の徴収強化に努めてまいります。

○議長（皆川 高司君） はい。木戸議員。

○議員（８番 木戸 勝正君） それにですね、町は誓約書をですね、入居手続するときにこの誓

約書をつくっております。この中で第3項ですね、の中でですねこれ守ってもらわないと、行政区の区費も大変減ってきます。現在に今そういうようなあれが流れておりますが、町は滞納すれば、区の行政区の区費も滞納が多いです。現にですね、平原地区でも、そういう人がおります、かなり。だからもう少し町はですね、この誓約書の内容をもう少し強くしてください、申し込みのときに。これをしないでこれ書くだけ本人に会って保証人つけてしたっち、なんもならんです、こういうことをせんほうがいいんですよ。課長その点どう思いますか。

○議長（皆川 高司君） はい、前川住宅課長。

○住宅課長（前川 司君） はい、質問にありますように3か月以上ですね、滞納がある入居者への対応ですけども、先ほどの質問でもですね、お答えさせていただいた内容と、重複いたしますけども、定期的にですね、督促状、催告書を送っております、悪質滞納者に対しましては、住宅の明渡し訴訟の手続を行っているところでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、木戸議員。

○議員（8番 木戸 勝正君） 再度言いますけどですね、この誓約書だけじゃないんですよ。何でもこういう住宅、これをつくるんですか。これ守られておりましたね。町営住宅の住まいのしおり、高い金でつくっております。これをこの中でほとんど今、町営住宅になってないですよ、違反ばっかし。それを町は、もう少し力を入れんとですね、なんもならんですよ。相手から住宅持ってきたっちなんもならんですよ。だからもう少し、この町営住宅の住まいのしおりを、町民に対してぜひ、入居する人に対して強く言ってください。そしてですね、これはもうたった旧3か所の中で、2億2,600万ですよ、滞納者が。町営住宅に住んでる人が、それはもう少し住宅と担当者が頑張ってもらわんと、人間少なくなったら町長に言うて、人間を増やして徴収課作るかなんかして、もう少し徴収の向上に努めてください。そうでしょ。だからですね、今これ徴収率を99%ぐらいとらんとですね。田川の県税事務所の所長、そして福岡県の納税知事表彰、99%やったら表彰が来ますよ。そこまで一生懸命頑張ってください。職員はですね、だから職員は足らんときは町長に言うてから、もう少し職員を増やしてくれんかと、そこまでやらんと取れませんよ、少ししか滞納をね、もう少し強く、弁護士もおります。町にはそういう弁護士を使うてですね、少しでも滞納を減らしてください。そうでしょ、私はそう思いますけどね。それとね、課長どう思いますか。私のその関係は、徴収率の向上のために。

○議長（皆川 高司君） はい、前川課長。

○住宅課長（前川 司君） はい、引き続きですね、家賃の滞納の解消につきましては、粘り強く、徴収の強化にですね、努めてまいりたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、木戸議員。

○議員（8番 木戸 勝正君） そしたら本人に対して誓約書に対してですね、3か月以上滞納し

た場合は退去してもらうということを堂々と保証人まで付けて書いております。現在それを行われておりますかね。3か月以上滞納した場合は退去してもらいますということで実施しておりますかね。

○議長（皆川 高司君） はい、課長。

○住宅課長（前川 司君） はい、3か月滞納があった時点ですね、退去の命令っていうかですね、指導というのはしておりませんが、ある程度ですね滞納額があり、家賃をですねなかなかお支払いいただけない催告書を送ってもですね、全く反応がない方についてはですね、明渡し訴訟にですね、の訴へに向けてですね、進めていきたいというふうに考えております。

○議長（皆川 高司君） はい、もう終わってください。3回になりました。

○議員（8番 木戸 勝正君） これ下もですね、この徴収の関係で、ずっと長く行っておりますので、3回をちょっと言うておりますけど、下を引き続けてまた再度2、3点質疑したいと思います。今第1点のほうに言うております。

○議長（皆川 高司君） 今何番しようと。

○議員（8番 木戸 勝正君） 今ね、徴収の関係ね。

○議長（皆川 高司君） いや、今2番目を今ずっと言うたやない。2番目を今言ったんですよ、木戸議員。2番目を今、そういう冊子を作ってどういうしおりを作って何とか言うて2番目をもう3回、今4回目を言いようような感じになります。

○議員（8番 木戸 勝正君） 徴収の関係は最後になりますが、一生懸命徴収をですね、今後でですね守ってください。そうしないと町がしないとですね、ここまで影響がきます。このごろ課長と協議しましたけど、例えば平原団地を通してあげますと、ひとつ名前出しませんでしたけど、こういう人はね、町に尋ねた町も1年間全然払ってないと、家賃を。学校も払ってないんですよ。そういうふうになるんですよ。そういうことを徹底的ないように、差別のないようにですねして下さい。町営住宅に入っていない人やらびっくりしますよ、そういうこと聞いたらですね。だから今後ですね、一生懸命職員が頑張って県知事表彰と、そして田川事務所長の感謝状をもらってください。以上でございます。

.....

○議長（皆川 高司君） はい。次は、尾崎さつき議員の一般質問を許可します。はい、尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） お疲れさまです。6番、尾崎さつき、本日も通告どおりに質問をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。では、最初の質問です。学校における教育活動は、教科書による知識の習得だけではなく、体験を通して、学習内容を身に付けたり、実感したりしていくことがとても大切だと思います。また宗像市では、中学3年生を対象に、家庭科の授業の一環として、妊婦体験教室を実施しています。生徒には、妊娠時の妊婦の気持ちや、

おなかの赤ちゃんの成長、妊婦の身体の変化を体験し、そこから命の尊さやいたわり、男女で助け合いながら子育てをすることの大切さを学ぶことを目的としています。このすばらしい取組を、ぜひ福智町でも取り入れてはどうでしょうか、町長の見解をお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） お答えさせていただきます。今年度ですね、議員がおっしゃるように、この体験については実施しております。上野小学校5年生を対象にして、保健師が妊婦体験を実施しておるところでございます。今現在行っております、はい。中学校におきましても、やはり性教育や薬物乱用防止教育、命の尊さを、生きる力を養う授業ということで行っているところがございます。小中義務教育学校では、道德教育を柱として、全ての教育活動を通じて、生命の尊重、命の大切さを指導しているところがございます。

○議長（皆川 高司君） はい、尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） 今、町長より、上野小学校ですか。そこで実体験、5年生に対して、行っているということなんですけれども、それは、本人たちが体験をする形でやっているのでしょうか。例えば宗像市は、おなかが大きくなるように上から8キロのものをかけて、本当に妊婦になったような、経験をさせるんですね、子供たちにそういったこともさせてるのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 内容については私もよく知っておりませんので、担当より説明させていただきます。

○議長（皆川 高司君） 田中課長、どうぞ。

○学校教育課長（田中 智和君） 学校教育課田中でございます。よろしくお願いいたします。議員からの御質問の内容で具体的な上野小学校の取組ですが、妊婦さんの生活についてということで、まず保健師さんのほうから説明があります。そのあと児童をですね、2つのグループに分けて、体験を実施しているというような形になっております。心と体の成長という形で、男女、いろいろな点についてですね、体験を行っているところです。以上です。

○議長（皆川 高司君） はい、尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） はい。こういった体験をですね、行っているということで、子供たちには、命の尊さというものがしっかり伝わっているのではないかと思います。先日なんですけれども、消防署の消防長にお会いすることが出来ました。そのときに伺ったお話なんです、子供さんが消防長さんにいらっしゃるんですけども、中学生のときにAEDの使い方を教えたそうです。現在息子さんは20歳になられるんだそうですけども、現在でも習ったことは今でも覚えている、AEDはしっかり使えると言われていました。こういった経験というものは、本当に

いつまでたっても忘れられないものになるんだなというのが、教えていただいたんですけれども、こういったAEDへの体験学習は、現在は統合しておりますけれども、田川市の中央中学で、体験学習を行っているとお聞きしました。こういった体験学習というものも取り入れてはいかがでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、指導ありがとうございます。今回ですねAEDに限ってですね説明させていただきますと、AEDはですね現在のところもある学校ではですね、まだ行われたことがありません。また今後ですね、尾崎議員が言われましたように、またAEDの体験など、多くの実体験をですね、できるように児童生徒の命のですね尊さを、学んでもらえばというふうに思います。それとですね、コロナ禍が3年続きまして今、人と会することが出来ます。そういった中で方城中学校につきましてはですね、いろんな方と業種の方と交わって体験するという体験を行っています。田川市にですねキャリア教育研究会という団体、ボランティア団体がありまして、要請すればですね、消防士、またいろんな業種の方たちが来て、体育館でいろんな実話を話していただいたり、グループ討議をしたりだとかですね、そういうことも企画してですね、現在やってるところでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、尾崎議員。

○議員（6番 尾崎さつき君） 今教育長よりですね、いろんな業種の方に来ていただいて、学習を行っているというお話をお聞きしました。とてもすばらしいことだと思います。子どもたちが大人になって、進路を決めるときに、1つの選択肢かなと思います。また消防士の仕事につくときもですね、こういった選択肢があるといいかなと思いますので、ぜひ今後検討していただきたいと思います。イギリスのことわざに、『学問なき経験は、経験なき学問に勝る』とあります。また、アインシュタインも、『何かを学ぶのに、自分自身で経験する以外に良い方法はない』と言っております。こういった有名な方のお話もありますので、ぜひ体験学習をですね、取り入れていただきたいと思います。続きまして、次の質問に行きますがよろしいでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、どうぞ。

○議員（6番 尾崎さつき君） 福智町にある施設の使用料についてです。体育館、またはグラウンドを使用した場合に、地域に密着した子供スポーツ活動を推進している団体は、使用料が免除になっていると思いますが、そうでない団体もあると思います。どういう基準で免除になっているのかをお尋ねいたします。

○議長（皆川 高司君） 朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、施設の免除になる団体でございます。説明させていただきます。まず2点ほどありまして、福岡県スポーツ少年団に登録している団体はなります。それともう

1 点が、体協に加盟し、8 名以上、小学生、義務教育学校含む生徒に指導している団体ということになって、いずれかの団体に該当すればですね、免除になります。

○議長（皆川 高司君） はい、尾崎議員。

○議員（6 番 尾崎さつき君） 今言われた教育長の、そういった条件に満たしていれば、今後も、免除になるということによろしいのでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、教育長どうぞ。

○教育長（朝部 英晴君） 今後もですね引き続き今の条件に該当すればですね、引き続き行っているというつもりでございます。

○議長（皆川 高司君） 尾崎議員。

○議員（6 番 尾崎さつき君） 現在の体育館の使用料が1 時間7 2 0 円、照明が1 時間6 0 0 円、グラウンドの使用1 時間6 2 0 円、照明が1 時間2 0 0 円となっております。免除になっていない団体が、これを使用する頻度が高くなれば、使用料も高額になってくると思います。例えば、今さっき言ったように、条件に満たしていない子供たちが使用する場合、もう少しこの料金ではなく、安くなればいいかなあとと思っているんですが、そのところはどうか。

○議長（皆川 高司君） 朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、やっぱり回数がかさむとですね負担となります。またそういったところからですね半額になる条件がありますので、説明させていただきます。体協に加入している団体、社会福祉施設や保育園については減額という半額という処置をとっておるところでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、尾崎議員。

○議員（6 番 尾崎さつき君） では今後もそれ以外の子どもたちには、私が説明したように、1 時間料金を取って使用していただくということになるんですね。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） 今示したようなですね条件に満たないと、いろんな団体がございます。ある程度示しがつきませんので、この条件に満たした方と限定させていただきます。

○議長（皆川 高司君） はい。尾崎議員。次にいってください。

○議員（6 番 尾崎さつき君） はい。3 回になりますね。じゃ、もう次の質問とさせていただきます。2 0 4 0 年問題についてです。2 0 4 0 年問題とは、高齢化と人口が減少する中で、社会的、経済的問題を指します。6 5 歳以上の高齢者の割合が3 5 %に達すると予測されています。町長の施政方針にも、2 0 5 0 年の福智町の人口が2 万1, 0 0 0 人から1 万2, 5 8 6 人に減少すると示されています。あっという間に2 0 5 0 年は来ます。しかも、2 0 1 4 年に2 0 4 0 年問題が提言されたとき、消滅するまちの中に、福智町が入っていたのではないのでしょうか。福智

町を消滅させないためには、今後の取組がとても重要に思います。町民の皆様、そして何よりも子供たちの未来をしっかりと考えていただき、慎重に進めていただきたいと思います。町長はどのように示していくのかを、見解をお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 人口減少については議員の御指摘のとおりでございます。福智町は消滅可能性自治体の1つに挙げられているところもまた事実でございます。国立社会保障人口問題研究所の推計では、福智町の人口は2040年に1万5,396人、減少することが示されており、1万5,396人ということで、減少することが示されております。65歳以上の高齢者の割合が45.7%となる大変厳しい見通しとなっているのも事実でございます。高齢者に割合につきましては約10%ほど増えるという見積りになっております。このためですね、それを令和6年度に策定する第3期の福智町まち・ひと・しごと・創生総合戦略において、多角的なシミュレーションに基づく分析から、真に有効な定住促進策を立案し、政策の重要な柱として位置づけ、対策を講じていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（皆川 高司君） 尾崎議員、どうぞ。

○議員（6番 尾崎さつき君） 具体的なことは、伺うことは出来ませんでしたけれども、今後黒土町長は福智町のリーダーとして、また、町の発展に向け、十分に発揮していただきたいと思います。以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（皆川 高司君） はい。ここで午前中は終了します。午後から1時に再開します。

午前11時53分休憩

午後1時00分再開

○議長（皆川 高司君） はい。それでは、休憩以前に引き続き再開いたします。次は、高津鶴己議員の一般質問を許可します。はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 13番高津です。4つのテーマにわたって、一般質問したいと思います。1点目、本庁舎1階部分の必要な拡張、いわゆる庁舎機能の効率化等についてお尋ねしたいと思います。町長施政方針、4ページ、5ページで書かない、待たない、迷わない、各種窓口手続を総合窓口化する、あるいは、おくやみ窓口をつくると、またオンライン手続も行うという、住民サービスの向上策と、いうことをうたっておりますし、これは私も時宜に合ったもの、これからぜひやらなければいけないものだという理解しております。そのために、本庁舎1階部分の必要な拡張を行うということでもありますけれども、同僚議員がやった質問と重なりますけれども、ちょっと心配したのはですね、かつて駐車場部分に新しく庁舎を建てると、教育委員会を入れるだとか、いろんな構想があったようで、10数億円の規模というようなことだったと記憶し

ておりますけれども、その構想を復活させるというお考えが少しあるのか、同僚の議員では、必要があれば増築ということとちょっと、そういう含みを持たせた答弁がありましたけれども、その辺どういうお考えなのか。再度、重ねて質問します。

○議長（皆川 高司君） はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この役場の改修の件につきましてはさっきの森野議員の中で申し伝えましたが、あくまでも改修前提ありきで考えていただきたいというふうに考えてます。改修する中で、設置しないといけない、総合窓口化やら、ワンストップ窓口、もしくはおくやみコーナーとか、そういう部分についてはですね、前面の1階の部分に集約したいというふうに考えておりますけれども、それを、配置替えするためにですね、必要であれば、今現在通路として、使っているところも広げてですね、改修を考えていかないかということで今提案しております。その中でやはり2階にある水道、広域の水道窓口、この分を下におろすようにしてますので、空きスペースが当然発生します。そういうところを活用しながらですね、今から改修を考えていきたいと考えてますので、最終的にですね、どうしてもそれでも皆さん町民の皆さんからこれはもう狭過ぎて駄目だ、そういう注文がつけばですね、増築ということに考えていかないといけないっていうふうには思ってますけれども今現在、増築の計画はございません。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 今現在増築の予定は、増築は考えていないということで、安心をしております。ぜひ、合併特例債がですね、令和7年度の期限ということであります。それを活用するために、新体育館というか、公民館というか、あるいは小学校を伊方小学校の改築というのも控えておろうかと思えます。そういった点で、ぜひ、そういった方面にね、予算をつけていただく、いただきたいというふうに考えます。1階部分の模様替えにとどまる、あるいは拡張というののもちょっと含みありましたけれども、そういうことでやった場合に、模様替え等をやるについては、土日の休業日、あるいは、連休、ゴールデンウィーク、あるいは正月、年末年始、そういったところで、模様替えがやられるんじゃないかと思えますけれども、ぜひ、窓口サービスのですね、支障は与えないような配慮が必要であると思えますけれども、町長の見解を求めます。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 改修に当たってはですね、1階がどういうふうになるとか2階がどういうふうになるとかというアナウンスは、当然広報の中でやらないといけないと思うんですけども、無理にそれを増築考えてないので、皆様方にはですね、模様替えはこう変わる、費用的にはどうなるという部分はまだはじいておりませんが、今からの段取りとなります。以上です。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 5番目ですけどもマイナンバー、あるいは各種給付金等、商品

券も含めてでありますけども、昨年の末、秋過ぎごろまで、窓口の混雑がありました。福智町で、かつてこれほど窓口が混雑したということが、私は議員になってから初めてだったと思います。まあ福岡市内、昔住んでおりましたけども、福岡南区役所あたり、たまにかつて行ったことがありますけども、人が殺到しておって、番号札で呼ばれてということで、ああいった領域まで行かないけども、混雑していたなあと、いう感じがします。最近は落ちついておるように思いますけども、総合窓口化する、あるいは、おくやみ窓口をつくるということをやるとするならば、やっぱり新人が窓口に出たんでは、仕事というか対応出来ないと思います。そういった点ですね、ぜひ、これは私の意見でありますけれども、ベテランを配置して、一元的に対応していくような総合窓口をつくったらどうかというふうに私は思います。特殊な事案についてはどうしても、専門の人がいる課あるいは課長のところに回すということもやむを得ないと思いますけども、極力総合窓口で全てが対応できるといったような方策、そういった福智町独自の施策ということを提案してみたいと思いますけども、町長どうでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 総合窓口化もしくはおくやみコーナーというコーナーができるとですね、やはりそこに配置される職員は、専門性を持った職員がそこにつかないと窓口は福智町の顔になりますから、そこで止まることのないように、福智町が一生懸命できる分のサービス、その分については努めてまいりたいというふうに考えてます。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） かつての高度成長時代であれば専門化、分業をというのが当たり前であったと思います。今はもうもちろん人口減少時代、福智町でも人口が半減するんじゃないと言われておりますけども、そういった状況でありますので、発想の転換をしてですね、総合化するという方向で、はっきり言って人材育成、あるいは任用のステップとしてですね、係長になるには総合窓口を経験させる、あるいは課長補佐に昇格させるためには、総合窓口で一定期間経験して、何でもできるというようなことをやればですね、総合窓口というのも機能するんじゃないかと、場合によっては、課長昇格の人も1回は、その前に総合窓口担当するだとかですね、そういうことを福智町、福智方式というのを提案したいと思いますけども、町長その考えはどうでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） はい。総合窓口やおくやみコーナーとかそういう専門性を持った窓口についてはですね、確かにそういった方法が可能とは思いますが、やはり1人では人数が足りませんので、複数人必要になります。そのための研修というのも当然、考えていかないとけないし、やはり窓口というよりも町民へのサービスを充実するという観点からも、やはり専門性を

持った職員の育成に努めてまいりたい、いうふうに考えております。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（１３番 高津 鶴己君） １人だけではなくて、何人か窓口、やっぱり２人３人、あるいは、忙しいときはもうちょっと多く配置しなきゃいけないと思いますし、そういった点で、ぜひ、発想の転換をしてですね、福智方式と、いろいろ窓口のなかでも、かつてもすぐやる課だとかいろいろな自治体が発想しておりますけども、福智町もぜひ新しい発想でね、やっていただきたいと、私は主張してこの質問は終わります。次の質問に移ります。

○議長（皆川 高司君） はい、どうぞ。

○議員（１３番 高津 鶴己君） 不登校いじめ問題等についてであります、いじめによる生徒の自殺という重大事故が、かつてあり、いじめ対策基本法なりが出来ておりますけれども、時々、生徒の自殺というのが報道されております。いじめによる不登校の事例が起きていないのか、私は非常に心配しております。そこで、教育長にお伺いします。小学校中学校で、この３年間の不登校というのを小学校は、何年で何人おられたのか。中学はどうなのかというのをまずお伺いします。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい。御質問の不登校の人数ということでございます。まず令和２年から一応４年までですねお示しいたします。まず令和２年度はですね全体１，８４６人中、小学校４７名、中学校５２名、合わせて９９名、という形になっております。それから令和３年度全体数、１，７７８人、小学校が５９名、中学校が６５名、合わせて１２４名の不登校児という形になっております。それから令和４年度、全体数１，７３０名、小学校６５名、中学校７２名、合わせて１３７名という形になっております。またこの不登校につきましてはですね、連続３０日、または長期にわたってですね、合算した数が３０日という方を対象に、不登校と呼びます。締めはですね、年度末、３月末までわかりませんので、令和５年度は今、お示しすることが出来ません。そういった形でですね非常に５％、６％、７％と、ふえて、やっぱり心配傾向にあるというのが実情でございます。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（１３番 高津 鶴己君） ９９名、１２４名、１３７名ということで、どんどんふえておるといふのかということで、私も心配しておりますけども、この不登校の原因というのは分析されておられるのかどうなのか。また、その中で、いじめによって不登校になっているという例があるのかなのか、お尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、不登校の原因もですねいろいろありますが、コロナ禍続きまし

た。そういった中ですね、今考えられるのですね、また、コロナ禍における生活のリズムのですね、乱れ、また、体調の不調、学校への不安や、友人関係との問題等が今のところ考えられております。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（１３番 高津 鶴己君） 生活リズム、あるいは体調、友人関係と言われましたけども、いわゆる友人関係が場合によっては、いじめによって、不登校になったというふうに考えられることは出来ないですか。私はそういうふうにちょっと、あやうくというか、そういうふうに感じておるんですけれども、その辺いじめによる不登校という数というのははっきり把握しておるのかどうなのかお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） 教育長。

○教育長（朝部 英晴君） いじめについてはですね、相手がいじめられたというふうに捉えればいじめになりますし、またこういったところはですね今SNS等が発達してですね、ラインによるいじめだとかですね、全体SNSのいじめですね、いじめについてはですね今県としても、１番重要事案という形で、すぐ届けるという形になっておりますので、今のところをそういったいじめに対するですね、件数は上がってきておりますが、大きな問題っていいですか、そういうふうになったようなケースは今のところはあっておらないと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（１３番 高津 鶴己君） いじめによる不登校はないというニュアンスだったと理解しますが、生徒によってはですね、いじめというふうに受け止められる場合があるかと思えます。次の質問ですが、いじめに特化したアンケートを実施しておると、教育施政方針ではうたっておりましたが、このアンケートについては、児童生徒、全員に実施しておるのかどうかあるいはランダムでやっておるのかどうか、ちょっとその辺をお伺いします。

○議長（皆川 高司君） はい。朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、このいじめについてはですね生徒自身の状況をキャッチすることがまず大事です。そういった中で学校としましては、毎月１回ですね、アンケート調査を実施しております。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（１３番 高津 鶴己君） それは書き物であれするのか、いじめがあれば、申し出るというのか、そういったやり方っていうのはどういうやり方やってますか。

○議長（皆川 高司君） 朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） 口頭ではですねあと残りません。基本ペーパーでやっております。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（１３番 高津 鶴己君） 書き物でアンケートをとっておられるということで、少し安心しておりますけども、定期的開催しておるいじめ、不登校対策委員会というのがあるということでもありますけども、これは、各学校で設置しておってやっておるのか、あるいは教育委員会、一体っていうか、１つとしてやっておるのかどうなのかまずお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） 朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） いじめに対するですね、取組ということでございますが、不登校に対するですね関する委員会、学校、毎月金田でやらしております。また学校ごと全ての学校です、ね、対策委員会の内容や、いじめ、不登校に関することは、学校から毎月月例報告を、委員会のほうにさせております。県教委にもですねその内容を報告するといった形で、都度、学校から報告を受けております。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（１３番 高津 鶴己君） 毎月やっておるということで安心しましたけども、いじめ等に対しての未然防止策、あるいは早期発見をやっておるというふうに、教育施政方針ではうたっておられましたけども、どのようにやっておられるのか、具体的にちょっとお示しいただきたいと思います。

○議長（皆川 高司君） 朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） まずですね、生徒の実態を把握するというのが１番大事です。それでスピード上げてとなりますと、一応私がですね毎週月曜日の１０時半から校長とオンラインやっています。そのときに、全ての欠席者が何名だとかですね、いろんな休みコロナが何名、インフルが何名、病欠が何名、長期休暇、報告さしてます。またそういった報告の中でですね、状態をまず早くキャッチしながらですね、未然防止に取り組んでおります。また福岡県ですね、アクション３という取組が現在ありまして、学校に登校したくなる学校づくり、また、学校に行きたくなるのかと、大切であるという、お示しをしているところですが、また外部機関とすればですね、スクールカウンセラーによる、相談活動やですね、スクールソーシャルワーカーによる外部機関との連携を行うことに、より、未然防止を早期に発見して対策をするという形にとっております。またアクション３についてはですね、学校教育の田中課長のほうからちょっと説明させていただきます。

○議長（皆川 高司君） はい、田中教育課長。

○学校教育課長（田中 智和君） はい、福岡アクション３について説明させていただきたいと思っております。福岡アクション３はですね、不登校の対策の３つの視点、議員も言われてるようにですね、未然防止、早期発見、早期対応、それと不登校児童への支援に基づき、学校で実践されている取組です。各ステージにですね、３つのアクションを設定し、取組を行っております。具体的

にですね、未然防止のアクションというのは、来ているお子さんに対してのアクションですので、朝のアクション、昼のアクション、夕方のアクションという形で、具体的な方策をとり、行っております。ステージ2の早期発見、早期対応のアクションにつきましては、お休みが1日目にあったときのアクション、2日目、3日目といった形でですね、順を追って取り組む内容を示しております。さらにステージ3では、きめ細やかで、継続的な支援のアクションという形で、学校の校内体制のですね、分担のアクション、共有のアクション、評価のアクションという形で校内で取組を行っているところです。以上です。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） アクション3ということで、いろんな段階に応じて、アクションを受け、支援体制を確実にしておるということでもありますけども、そういった継続的な支援、あるいは教育相談体制ということではありますが、こういったことで解決出来ない場合、不登校になり出来ない場合に、次にとる方策、例えば、ふれあい塾に行つてどうのこうのだから、あるいはフリースクールだとかいろいろあるんじゃないかなと思いますけども、次を取る方策というのは、児童生徒、保護者にどういうふうに説明して、どういうふうに、不登校対策をやられておるのか、お尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、先ほどお示した数字のようにですね、かなりの人数がおります。またそういった形で、じゃあどうするかというような話になってくると思いますが、まず児童、生徒保護者へはですね、1人1台端末を活用したオンライン授業や、デジタルドリルでの家庭学習、また、多様な学びの場として、日の山クラブ、福岡県立大学、不登校ひきこもりサポートセンターなどの支援をですね、説明して前向きに促しているところでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 日の山クラブによるクラブ、あるいはサポートセンターという次の施策もあるということではありますが、先ほど数字では、年々、不登校がふえているというのはやっぱり憂うべき状態ではないかと。本人が自覚して、大きくなっても、学校に行けばよかったと悔やんでからでは遅いと思います。やっぱり不登校を減らす努力というのを、引き続き、教育委員会に要望して次の質問に移ります。働き方改革ということで、成績評価の2期制と、いわゆる大学みたいに、前期後期というふうに分かれるんじゃないかと思いますが、この評価を3回から2回に減らすということで、9月、10月になるのかちょっとその辺わかりませんが、前期の評価終わったときに、何日間と休みを設けるのかどうなのか、その辺ちょっと、どのようにやるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、さっき森野議員さんからそうですねこのことについては問われたと思いますが、一応3学期制についてはそのまま踏襲します。そして令和6年からはですね、評価2期制という形でいきます。また2期制の評価の時期はいつかと言われますと、1回目がですね、9月の末、2回目がですね、3月中というふうな一応予定になっております。また学期3回制についてはですね、今までどおり期末のですね、懇談会等はそのまま続けますので、何ら変わりはありません。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） そうすると、9月末で前期の評価をやるということで、すぐに休みっていいのか、設けずにすぐに後期の、ということになるということになるのかどうなのか。それからもう1点、評価を2期制にするということで、中身を少しいじるんではないかと私は想像してるんですけども、そういった評価の中身等について、変更するのかどうなのか、お尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、9月の末といいますと、もう既に2学期が始まっております。その中で、末に最終的に1回というような形で、評価の方法また採点の仕方については今まで通り変わりません。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） はい、評価方法は変えないということで先生の働き方が、3回評価が2回評価になるというので、1回楽になるということの取組ではないかと理解しました。次の質問ですけども、1校1取組運動を推奨をしておりますけども、どういったことを各学校で取り組んでおるのか、説明願います。

○議長（皆川 高司君） 朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） はい、1校の取組運動ですが4小学校1義務教育学校と、2中学7校ありますが全ての学校やっております。少し7校ありますが読み上げてみたいと思います。上野小学校ではですね、みんなでチャレンジ縄跳びランニングということ、学校の取組としております。市場小学校につきましては、思いっきり体を動かそう、活動プログラムという形にしております。弁城小学校、自分の目標を持って取り組むさまざまな動きを、縄跳び、ランニングというような形になってます。伊方小学校についてはみんなでチャレンジ、スポコン広場というのがあります。金田前期につきましては、いっぱい運動いっぱい笑顔の金田っ子、スポーツ大会、クラスマッチという形になってます。金田後期につきましては、パワーアップ金田2023と、赤池中学校1人1人が「できた」を感じる体育授業という形になっております。方城中学校につきましては、生徒が達成感を味わえる授業という、この7校の取組という形になっております。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（１３番 高津 鶴己君） それぞれ目標を持ってやっておるということで、ぜひこういった取組を実施して、強力に推進していただきたいと思います。多種多様な学習機会を提供するという、成人教育ということをやっておられますけども、どういったことをやるのかまず説明をお願いします。

○議長（皆川 高司君） はい。朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） 多種多様なということで、生涯学習課のほうになりますが、今まではですね高齢者を対象に高齢者大学を実施してまいりましたが、５０代から６０代ほどの受講者も、参加もですね、できるように、対象の枠を広げました。福智町いきいきサロンという名称変更もしてですね、今進めているところでございます。多くの受講者が交流を深めるような取組を進めてまいります。また今まではですねパソコン教室を実施してましたが、社会情勢の流れという形でデジタルサービスを利用したですね、社会生活の向上を目的とした、新たにスマホ教室の取組も現在進めているところでございます。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（１３番 高津 鶴己君） ぜひ、学校教育も含めてでありますけれども、夢と生きがいを持って、健康で豊かに生きる、人間力の向上を目指すという教育をやっております。これをぜひ強力に推進するように教育長に強く求めます。次の３番目の質問であります。

○議長（皆川 高司君） どうぞ。

○議員（１３番 高津 鶴己君） 方城温泉のふじ湯の里を再度指定管理とする議案第２２号が提出されております。指定管理とするワイエスフード株式会社ワイエスフード及び、多分来年指定管理となる日王の湯ですね、株式会社サンレーの財務状況等をお尋ねしたいと思います。両者の過去３年間の財務状況、売上高、経常利益、あるいは特徴的なところがどうなっておるのか。損失はないと思いますけども、３年間の財務状況をお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい。木村課長。

○まちづくり総合政策課長（木村貴代美君） まずは、株式会社サンレー北九州本社の、売上げの状況についてです。令和３年の売上げが９０億４,２１３万８,０８０円。経常利益が６億５,６２５万５,６３３円。令和４年の売上げが１００億７,０８０万１,９５９円、経常利益が１０億８,６８７万８,７７２円。令和５年度ですが、まだ仮のということでございますが、令和５年の売上げが１１０億１,５２２万５,７８５円で、経常利益が１６億６４７万２,６２８円となっております。続いて、ワイエスフード株式会社のほうになります。ワイエスフードは４月から３月期の決算となっておりますので、令和２年から４年の３年間とさせていただきます。令和２年度の売上げが１３億３５９万８,０００円。経常利益が７,３６８万７,０００円の赤字とな

っております。令和3年度の売上げが12億8,724万6,000円。経常利益は374万6,000円。令和4年度の売上げが14億2,563万円。経常利益が44万9,000円の赤字となっております。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） はい、サンレーは、非常に、利益が多く上がっておるということがわかりました。ワイエスフードについては、かろうじて、利益と44万あるいは374万ということで、辛うじての赤字じゃなくて、利益が出ておるというのを理解しました。次の質問ですけれども、ふじ湯の里、あるいは、日王の湯単体の収支状況というのは、多分、会社でありますから、出しておるんじゃないかと思えますけれども、その辺の状況はどうか、お尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい。まちづくり総合政策課、木村課長。

○まちづくり総合政策課長（木村貴代美君） はい。それでは、日王の湯の収支状況につきましてです。日王の湯のほうですね、令和3年9月からの営業となっておりますので、1年間、きちんと収支が出ておるのが令和4年度からとなりますので、令和4年度の売上げを御報告したいと思います。令和4年度の売上げが1億34万8,801円。経常利益は4,700万6,760円の赤字となっております。続いてふじ湯の収支状況でございます。令和3年度の売上げが8,183万2,404円、経常利益は310万6,888円、令和4年度です。売上げが1億954万7,729円、経常利益が、867万4,541円となっております。日王の湯、ふじ湯ともに、入湯税及び臨時交付金等の補助も含んでおります。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） はい。日王の湯はちょっと赤字があったということでありますし、ふじ湯については何とか、全体でも黒字ということは理解出来ました。ふじ湯の里は次の、令和6年4月から令和9年3月まで指定管理とする予定で議案提案されておりますけれども、その先については、どうする予定なのか、町長のお考えをお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 先のことについてはですね、コロナ禍で減少していた飲食の売上げ回復や、インバウンド需要を見込んだ集客の強化というのを、ふじ湯のほうでは、計画を考えております。今後の推移を注視して判断したいと思いますけれども、やはりこのインバウンド集客というのはですね、1つのふじ湯の戦略じゃないかなというふうに感じておりますので、今後に期待したいというふうに考えてます。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） はっきりお考えが出ませんでしたけれども、私としてはですね、第一保育所、あるいは中央保育所、神崎保育所のように、上物を全部もう譲渡してしまって、あ

とは永続的に事業継続できるように、自主判断、自主経営ですね。やる方式というのが、町にとっても出費というのかは少なくなるのではないかと考えます。そういった点で、そういうことが出来ないのかどうか、そういう考えがないのかどうか、再度町長の見解をお伺いします。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） この指定管理をやめて民間への譲渡、この部分は当然検討していかないといけないんですけども、声かけはやるんですけどもまだ明確な返事はいただいております。今までどおりの指定管理というのを前進していきますけども、頃合いというものもやはりあると思います。その中で経営ができるってなった場合は、これを譲渡してほしいという声上がるんじゃないかなというふうに感じておりますので、そのときは採用したいと思っています。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） ぜひそういう状況になるようにですね、いろんな支援というのか、あるいはこれからの相談なり、やって行ければいいがなあとは考えております。次の質問に移ります。

○議長（皆川 高司君） どうぞ。

○議員（13番 高津 鶴己君） 農地については、農業委員会の許可がないと、売買出来ないということになっております。4反、40アール以上の農地保有が、譲渡の条件ということだと承知しておりますし、相続の場合にはこの条件にかかわらず、名義の書換えができるということだと思いますけども、それで間違いないかどうか、まずお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい。白石課長。

○農政課長（白石 輝彦君） 農政課の白石です。よろしくお願いします。先ほど言いました4反以上というのはもう撤廃されております。令和5年の4月より、農地の4反というのはありません。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） ということは、4反はもうなくなったという理解でいいわけですか。はい。農業をやりたいという方がおれば、土地の売買というのか、取得はできるということとで間違いないわけですか、もう1回答弁をお願いします。

○議長（皆川 高司君） はい、農政課長、白石課長。

○農政課長（白石 輝彦君） はい、本人の農地として利用するということであれば問題ありません。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） ちょっとこれは私、全く知らなくて、本当初耳でありました。そうすると、雑種地だとか、原野、山林の土地取引について、これは全くフリーというのか、規制

はないのかどうか。

○議長（皆川 高司君） はい、白石課長。

○農政課長（白石 輝彦君） はい、山林、雑種地につきましては基本的に制限はありません。しかし、現況が耕作を目的として使用される場合につきましては、農業委員会の許可が必要となります。

○議長（皆川 高司君） はい。高津議員。

○議員（１３番 高津 鶴己君） 耕作放棄地というのが時々みうけられますけども、これについては、一般的にどういった指導、あるいはどういった規定というか、取扱いができるのかどうか、あるいは町として、この耕作放棄地に対してどういう指導をしておるのかどうかお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） 農政課長白石さん。

○農政課長（白石 輝彦君） はい。農業委員会より、農地所有者に対して、適正な農地管理を促しております。それでも改善されない場合は、県知事の裁定により、農地中間管理機構が農地管理の権利を取得して、適正な管理が行える新たな耕作者に貸し付けることとなります。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（１３番 高津 鶴己君） 県知事の許可を得てということで、町のいろんな中間管理機構かなにが指導する、あるいは適切に耕作できる人に貸すということができるということでいいわけですね、わかりました。福智山周辺、山麓について、土地の取引の制限事項は、多分あるんじゃないかと思います。たしか福智山、場合によっては『ふくちさん』と北九州のほうは呼ぶようでありますけども、北九州国定公園、これの一部ということになっておるようであります。全国的に、国定公園は国土の４％を占めておるということでありまして、この国定公園の範囲というのは、住民というのか町民に周知しておるのかどうか、お尋ねします。

○議長（皆川 高司君） 農政課長白石さん。

○農政課長（白石 輝彦君） 国定公園のちょっと範囲というのはちょっと私は確認しておりませんけども、農地以外への売買における制限等は原則何もないということです。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（１３番 高津 鶴己君） ぜひ先ほどちょっと見せてもらったんでは、かなり入り組んだ線引きになっておるようでありますんで、ぜひ町民の方にですね、福智山国定公園っていうのはこの線引きだということを、やっぱり町民に知らしめる必要があるんじゃないかと思います。国定公園については、いろんな規制というのか、開発、あるいは、工作物、家を建てるだとか、いうのは範囲内では多分出来ないことになってるんじゃないかと思いますが、その辺のところをちょっとお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、まちづくり総合政策課、木村課長。

○まちづくり総合政策課長（木村貴代美君） 国定公園内における、工作物の新築、増改築、土地の形状変更等の行為を行う場合は、自然公園法に基づいて知事の許可が必要となっております。先ほど言われましたように公園内にも、第1種特別地域、第2種特別地域、第3種特別地域、普通地域と4つのエリアに分かれておりますので、それぞれのエリアによって、例えば建築面積が限られているだったり、建蔽率は限られているということになっておりますので、それぞれの範囲内での規制がひかれているところでございます。先ほどの地図につきましてはこちらのほうでも把握しておりますので、ホームページ等に上げるように努力したいと思います。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） ぜひできれば、広報紙あるいはホームページ等でですね、そういった線引き、あるいは公園内でのいろんな制限事項ということを町民の皆さんが分かるようにですね、していただきたいと思います。次の質問ですけれども、土地の売買等による名義書き換えというのは、法務局から速やかに通知がなされるようになっておるのかどうなのか。あるいはどれくらいの期間で通知がなされてることになっておるのか、お尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい、税務住民課長、仲村さん。

○税務住民課長（仲村 和宏君） 税務住民課仲村です。よろしくお願いします。法務局での登記完了後に速やかに送付され毎週始め週初めにですね、データが送付されてきます。以上です。

○議長（皆川 高司君） はい。高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 週初めに、職員が行ってお尋ねすると、じゃなくて通知があるということでわかりました。1月1日現在の名義人に対して、土地の、あるいは建物の名義人に対して、固定資産税を課すことにしておるはずですが、既に死亡しておって、相続手が完了していない、土地、建物については、どういう課税の仕方をしておるのかお尋ねします。

○議長（皆川 高司君） はい。仲村課長。

○税務住民課長（仲村 和宏君） 相続登記が未登記の場合は、法定相続人などに代納者を決めていただきまして、届出をしていただいております。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（13番 高津 鶴己君） 法定相続人が多数いた場合には、どういうふうにして課税するのか。その辺の具体的なところはどうか。

○議長（皆川 高司君） はい、仲村課長。

○税務住民課長（仲村 和宏君） 相続人が多数いた場合であってもその相続人の法定相続人の方同士で代表者を決めていただき、代納者の手続をしていただいております。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（１３番 高津 鶴己君） 代表者を選定して払ってもらうということで、町としては、取り漏れがないようにするということがわかりました。かつて中国資本等がですね、空港だとか港だとか、基地の周辺、あるいは水源地の土地を買い占めているという報道がなされておりました。北海道、あるいはニセコ倶知安町あたりではかなり買い占められておると、あるいは都城市でも７００ヘクタールぐらいか買い占められておるということでありますけども、福智町ではそのような事例が多分私はあるんじゃないかと心配しておりますけど、その辺のところはどうでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい。仲村課長。

○税務住民課長（仲村 和宏君） 福智町におきましてはそのような事例は承知しておりません。

○議長（皆川 高司君） はい。高津議員。

○議員（１３番 高津 鶴己君） 承知していないということでひょっとしたらあるかもわからんし、ないかもわからんと、わかりました。民法相続法の改正でこの４月１日から３年以内に相続登記がしないといけないと、いわゆる相続登記が義務化されておりますけれども、この相続登記が完了しない、あるいはどうしても出来ない場合、罰則とかペナルティーというのはあるんでしょうかどうですか。

○議長（皆川 高司君） はい、仲村課長。

○税務住民課長（仲村 和宏君） 法務省所管となりますので法務省の判断となりますが、正当な理由がないのにその申請を怠ったときは１０万円以下の過料が科される可能性があるとしております。万が一相続登記が出来ない場合につきましては、事前にですね、法務局に相談していただけたらと思います。

○議長（皆川 高司君） 高津議員。

○議員（１３番 高津 鶴己君） 今、罰金といった、過料といった。

○議長（皆川 高司君） はい、仲村課長。

○税務住民課長（仲村 和宏君） 過料です。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（１３番 高津 鶴己君） 過ち料、過料だと思いますけども、１０万円以下の過料がかけられるということでもありますけども、これは法務局、もしそれがかけられた場合には、法務局に支払うということになるのか、町に支払うことはないと思いますけどその辺はどうですか。

○議長（皆川 高司君） はい、仲村課長。

○税務住民課長（仲村 和宏君） 法務省所管でございますので法務局になると思います。

○議長（皆川 高司君） はい、高津議員。

○議員（１３番 高津 鶴己君） はい。以上で予定しておった、一般質問、ちょっと私の予定で

は、ちょっとオーバーはしましたけども、以上で一般質問終わります。ありがとうございました。

.....

○議長（皆川 高司君） 次は、木村幸治議員の一般質問を許可します。木村議員。

○議員（１４番 木村 幸治君） すいません、風邪を引いておりますので、マスク着用の許可をお願いしたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、どうぞ。はい木村議員。

○議員（１４番 木村 幸治君） それではただいまから一般質問を始めたいと思います。まず、福智町の将来展望についてお伺いいたします。過去２名の方からの質問同じような質問がございましたけども、将来人口、福智町のいわゆる将来人口は、２０３０年には１万８，２３１名、２０４０年には１万５，３９６人、２０５０年には１万２，５８６人というような推計が出ておりますが、こういう、激減することが予想されていますけれども、町はそのようなことに対してどのような方向性を抱いているのかということで、町長のほうから所信表明で述べられた内容をちょっとここに掲げてますけども、ちょっと読み上げますと、確かな未来をつくる、で、５つの方策として、子育て支援と生活支援、２番目に、課題解決と利便性の向上、行政ＤＸの推進、３番目に公共施設の機能の効率化、４番目にグローバル化の推進と展開、５番目に地方創生の好環境と財政確保に向けたふるさと納税の強化ということをうたっていますけれども、町の将来展望というものは、私にはちょっと抱けないのですけれども、そこで質問ですけども、まず１番目にまちの将来像を抱き、どういったまちをつくらうとしているのかお伺いしたいと思います。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。はい。

○町長（黒土 孝司君） 人口増加都市に隣接した立地や、大規模な土地がない限り、福智町にそういうケースになりますけども、地方創生や人口増加の特効薬が特効薬的な施策がですね、全国的に示されていない中で、やはり定住促進施策の地道な積み重ねや相乗効果によるベストミックスな施策を打ち続けるしかないと考えているところでございます。一方で全国の自治体が問題解決に偏れば、全国的に同じような特色のない市町村ばかりが存在することとなります。福智町にしかない福智町ならではの資源を生かし、魅力を磨きをかけ、突出させることで定住促進や経済活性化に繋げていくことが重要であると考えているところでございます。一言で言うならば、魅力あるまちづくりというのを考えていきたいというふうに考えております。

○議長（皆川 高司君） はい、木村議員。

○議員（１４番 木村 幸治君） 魅力のあるまちづくりを考えていくと、具体的に、ではどういった魅力のあるまちづくりを考えていくのかっていうのがちょっとわからないんですけど、何かあれば、教えていただきたい。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 具体的に1つ挙げるとするならば青少年は様々な交流を経験することで、自立した人に成長するための施策を講じる。また、魅力発信ができる、店舗等の建設等の後押し、多くある公共施設を早く統廃合をしないといけないというのがございますので、これは合併特例債の切れるまでに、統廃合に向けては、早急にやらなきゃいけないということに考えてます。それと1つ、ほかの例を挙げるならば、今伊方地区では法人化、農業地域や、農地に法人化経営されております。そういった大規模経営での農業というのも1つの方法じゃないかなというふうに考えております。また魅力あるまちづくりっていいですよと、やはり交流人口を増やす、それは私が施策の中で挙げてるのはやっぱスポーツ交流というのがあります。これはプロのチームとか、今度は拠点開発としてつくった福智ファインドフィールド、フットサル場や、スケートボード、スリーオンスリーのバスケットコートというふうに、スポーツ施設を特化して言いましたけども、やはりその魅力というのを情報発信しながらですね、やはり福智町がいいなって福智町がいいなということで、そういう施設に多くの方が来ていただけることを期待してですね、そういう施策を今打っているところなんで、まだ結果が出ておりませんが、やはり、その結果を今から充実させていきたいというのが、私の考えでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、木村議員。

○議員（14番 木村 幸治君） ありがとうございます。2番目に、町長は現在、多分70歳だろうと思いますが、在任期間中に、何かをなし遂げたいというようなことはございますでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） はい。私は2期目を今拝命しとりますけども、その中で、やはり、合併特例債が、あと2年ほどするとですね、もう期限となつてまいります。それまでに、先代から受け継いでおりました公共施設の統廃合、この部分は、やはり、ぜひともやらないといけない部分じゃないかなというふうには考えてます。膨大な維持費のかかる部分については、ことごとく整理していきながら、1か所でもいい、体育館にしてもそうですが、今3つある体育館を1つにまとめて、それを地域の売りにすると、そういう方法もございますから、そういう統廃合の整理というのがですね、私に課せられた課題であるというふうに考えております。さっきのそれとあわせて、やはり魅力ある情報発信というのにも必要になってくると思いますので、それはあわせてやっていって、つもりでございます。

○議長（皆川 高司君） はい、木村議員。

○議員（14番 木村 幸治君） ありがとうございます。1つの任期期間中に、ぜひ町長が思われたことを成し遂げるように頑張っていただきたいと思います。次に3番目に、ここ最近のニュースを見ますと、飯塚市、それから嘉麻市においては、工場団地の造成、I C関連のいわゆる

熊本にＩＣ工場が、大きなものが出来ておりますけどもその関連企業の誘致を図ろうということで、工業団地の造成を行うというニュースが流れましたけども、ただその中で１点、嘉麻市だけには財政難ということで、議会のほうからも反対があつてみたいでございますけども、そういったことで福智町ではそういう工業団地の造成計画並びに企業誘致の計画はないのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） はい、今現在ですね赤池地区の大規模な工業団地がございますけども、そのほかにですね、工業団地として位置づける場所等が福智町は残念ながらございません。開発するとなると、道の横に山を切り開くとか、そういう手だてが必要になってくるんじゃないかなと思ってますけども、やはり今ある企業誘致という計画は、今現在はですね、まだ考えておりません。

○議長（皆川 高司君） 木村議員。

○議員（１４番 木村 幸治君） 次に町の発展ということを考えると、やはり、我が町については、国道は１本も通っておりませんし、国鉄については以前から伊田線が廃線になりまして、平筑という民営化になりました。ただやっぱりあの、地域が発展するためにはやはり交通網の整備、つまり国道あたりの誘致、もしくはできれば高速道路あたりの誘致という、インターチェンジの設置っていうところになれば、大いに発展性が望めるわけですけども、そういったことに町長、力を注ぐような気持ちはございませんでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） はい、道の発展と道の整備というのがですね、地域の発展につながることは事実でございます。今現在、まだ完成を見ておりませんけども、県道の添田赤池線の全線開通、これが当面の事業であるというふうに考えております。この道のりの発展で、残念ながら福智町にはですね、国道が１本も通っていない。ほかの地域のようにですね、交通量が少ないところがございます。平成筑豊鉄道についても、高校生が利用する数がかかなり多くて、田川直方につながる平筑の維持というのも課題として残っているところでございますけれども、まず、今のところは、県道添田赤池線、これの全線開通がですね、まず第１じゃないかなというふうには考えております。

○議長（皆川 高司君） 木村議員。

○議員（１４番 木村 幸治君） 最後に町の発展のためにはですね、やはり未来の町長の、町長の手腕にかかっているんじゃないかというふうに思いますし、また執行部の方々のお力にもかかっている、またそれに対して議会のほうも協力していかなきゃならないというふうに思ってますんで、お互いに頑張りたいなというふうに思います。次の質問に移りたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、どうぞ。

○議員（１４番 木村 幸治君） はい２番目、ふく〜るバスの停留所についてということで、過去にもまちづくり課のほうに要望したこともございますけれども、最近またいろんな人とお話する中で、やはり停留所を、家の近くに設置していただきたいというような意見があるんですけども、なかなか地域的に見て、要所要所にふく〜るバスの停留所がありますんで、なかなか一概に皆さんの要望を聞くのは難しいだろうというのも私自身が判断出来ますけども、ただやっぱり、高齢者になって足の不自由な方から考えてみると、非常にその近くの停留所に行くにも、高低差があったり、いろんな障害があつて、不自由されている方があるんで、何とか臨機応変に 대응されるような運営が出来ないのかというふうに思いますけども、そこら辺について一言。担当課でもよろしゅうございますので、答弁をお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） はい、まちづくり総合政策課木村課長どうぞ。はい。

○まちづくり総合政策課長（木村貴代美君） バス停につきましては、現在約１７０か所、町内に設置をしております。これは以前の福祉バスのバス停をもとに、おおむね３００メートル圏内に１か所の設置となっております。バス停の新設や移設、廃止につきましては、道路交通法による規制や、区長からの要望等に応じて調整を行っているところでございます。バス停を増やすことで、細かく停車して回ることから、御希望の時間での予約が出来にくくなったり、待ち時間が長くなる、移動時間もそれに伴って長くなる、また乗降する場所が、バス停の名前がですね、わかりにくくなるといったデメリットも考えられるため、慎重に検討し、よりよいサービスを提供できるよう努めてまいりたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、木村議員。

○議員（１４番 木村 幸治君） いろんな諸事情はあると思いますけども、極力便宜を図ることによって、可能であるならばできるようなひとつ配慮のほうをお願いしたいと思います。以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（皆川 高司君） はい。次は朝部壽議員の一般質問ですが、ここで１０分間トイレ休憩いたします。２時１５分ですね。

午後２時０６分休憩

午後２時１５分再開

○議長（皆川 高司君） はい、それでは休憩前に引き続き再開いたします。次は、朝部壽議員の一般質問を許可します。はい、朝部議員。

○議員（９番 朝部 壽君） ９番、朝部でございます。お疲れさまです。最後の質問者となりましたけど、よろしくお願ひしたいと思います。まず今回は、１点について各福智町、町内の施

設のですね、管理及び維持費についてですね、お伺いしたいと思います。町長が就任され、5年目を迎えました。迎えるに当たり、先送りを余儀なくされた現在、黒土町長のもと、行財政改革を進める中、また先送りされている各施設は、少しずつではありますが、前に進んでいるように、私も考えているところであります。今後さらなる改革を、また、リーダーとして、今後どのように考えておられるのか。数多くある施設の中で、主な施設についてですね、お伺いしたいと思います。まず1点目。令和3年度及び4年度、各公共施設のですね、年間の維持管理費についてお伺いしたいと思います。①番目、まず、赤池図書館についての管理及び維持費についてですね、お伺いしたいと思います。単年ごとで、お示してください。よろしくお願いします。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部教育長。

○教育長（朝部 英晴君） 各公共施設の維持管理費についてということでございます。まず教育委員会が所管しております生涯学習課が、質問が、件数がですね8館、学校教育課が1件となっております。このことにつきましてはより詳細な、説明していただきますので、課長のほうから説明していただくという形に、まず1点目、赤池図書館についての管理及び、質問でございます、澤井課長のほうに説明していただきます。

○議長（皆川 高司君） はい、澤井課長。

○生涯学習課長（澤井 秀孝君） はい、生涯学習の澤井でございます。よろしくお願いいたします。それではふくちのちの維持管理に伴います費用についてです。令和3年度、9,641万9,000円。同じく4年度は9,884万2,000円となっております。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） ありがとうございます。この中でですね、図書館には少なからず、個人的に入ってるのが会社で入ってるのかちょっとわかりませんが、収入が少しあるので、使用料というのか、そういうのがなかったですか。

○議長（皆川 高司君） はい、澤井課長。

○生涯学習課長（澤井 秀孝君） はい、図書館の収入につきましては、施設、部屋等の使用料などがありまして、令和3年度としては収入50万9,660円、4年度につきましては、121万6,089円となっております。

○議長（皆川 高司君） 朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） それでは、2番目に行きます。今、閉鎖されているですね、コスモス診療所は、以前、コロナ禍においてですね、接種する場所であったかなあというふうに思いますけど、現在はもう、それはなくなっていると私は推測してるんですけど、コスモス診療所は、3年4年度について、管理費、維持管理費はいかがでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、守田課長。

○診療所事務長（守田裕一郎君） 診療所の守田です。よろしくお願いいたします。コスモス診療所につきましては、令和3年度末で閉院手続を行い、施設は閉鎖しているところです。で、維持管理費につきましては、令和3年度、については、660万3,000円となっております。以上でございます。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） それでは、4年度はもう閉鎖されて、維持費はゼロなんですか。

○議長（皆川 高司君） はい、守田課長。

○診療所事務長（守田裕一郎君） 4年度につきましてはもう事業自体を閉鎖しておりますので、ただ建物そのものは残ってますので、コスモス保健センターと一体という形で、健康子育て支援課のほうに引継ぎを、後お任せしたという感じで、事業を閉鎖しております。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） コスモス診療所の奥のほうに、スポーツ会館やですね、食堂もあったと思うんですけど、お風呂ね、今そこを全部閉鎖っちゅう形になったんですかね。

○議長（皆川 高司君） はい、守田課長。

○診療所事務長（守田裕一郎君） お答えします。今朝部議員が御指摘になった部分は、コスモス保健センターの部分だと思います。で、今私がお答えしたのは診療所の部分のみでございますので、そこについては、健康子育て支援課のほうの、予算決算の対応ということになっております。

○議長（皆川 高司君） 健康子育て支援課長、小松卓美さん。はい。

○健康子育て支援課長（小松 卓美君） 健康子育て支援課の小松です。令和4年度に関しましては、健康子育て支援課が、コスモス保健センターにいましたので、総額の維持管理を報告します。コスモス診療所の建物の一部の業務委託料も含めまして、1,888万687円でございます。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） それではですね、続いていきます。福智町、3番目ですね、福智町赤池体育センターというのはあると思うんですけど、この件については、先ほど同僚議員が質問されていますので、これについてはちょっと省きたいと思います。4番目いきたいと思います。福智町赤池中央公民館についてはいかがでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい。澤井課長。

○生涯学習課長（澤井 秀孝君） はい、赤池の中央公民館でございます。令和3年度、1,329万5,000円です。令和4年度、1,988万2,000円となっております。

○議長（皆川 高司君） 朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） 中央公民館あたりは、収入とか使用料とかいうのは、あるなら教えてくれんですか。

○議長（皆川 高司君） はい。生涯学習課澤井さん。

○生涯学習課長（澤井 秀孝君） 使用料収入としまして令和３年度、１１万５,３８０円。４年度、５７万５,２１０円となっております。

○議長（皆川 高司君） 朝部議員。

○議員（９番 朝部 壽君） はい、ありがとうございます。続いてですね、５番目行きますが、福智町赤池人権まちづくり館について、同じく質問いたします。よろしくお願いします。

○議長（皆川 高司君） 人権推進課長、福高課長。

○人権推進課長（福高 教晃君） はい、人権推進課福高です。よろしくお願いします。令和３年度で管理費としまして、４４５万９,４８８円、令和４年度で３９９万３,４３１円となっております。以上です。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（９番 朝部 壽君） はい、同じような質問ばかりで申し訳ないんですけど、人権まちづくり館は、使用料とかいうのは、歳入はないですか。

○議長（皆川 高司君） はい、福高課長。

○人権推進課長（福高 教晃君） はい、人権のまちづくり館は隣保館となっておりますので利用料に関しては無料となっておりますが、ただし、今現在、田川地区人権センター赤池福祉会に部屋を貸しておりますので、その使用料として、人権センターが１０万６,０００円、赤池福祉会が１万３,０００円、計１１万９,０００円の使用料が入っております。以上です。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（９番 朝部 壽君） 続いて６番目行きます。福智町方城支所、今現在、教育委員会が入ってると思うんですけど、ここについては、過去からですね、いろいろ町長の思いもあったと思うんですけど、まずですね、３年、４年度のですね、維持管理費についてお伺いします。

○議長（皆川 高司君） はい、田中課長。

○学校教育課長（田中 智和君） はい、令和３年度、１,５１２万２,４７１円、令和４年度、１,５４５万２,２０２円となっております。また使用料等による収入はございません。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（９番 朝部 壽君） 今の答弁の中で３年４年度も、約３０万弱の違いかなというふうに思いますけど、この方城支所については、先ほど言ったように、町長の思いはいろいろ今でもあるのかなあというふうに考えてるんですけど、今現在、黒土町長として、この支所についてはですね、今から先、どのように考えておられるかですね、今思いがあるならですね、教えていただきたいんですが。

○議長（皆川 高司君） はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 民間譲渡を含めてですねいろいろ検討した中で、なかなか手が挙がりませんでしたけども、引き続きこれについては売却という方向で考えております。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（９番 朝部 壽君） はい。その中でですね、やはりこれ町長が冒頭に言ったように、いろいろ改革を進める中に当たってですね、やはり町長だけではこれ、無理と思います、はっきり言って。だから、町民も一体となり、行政、それから議会もですね、いろんな方向性というのは私はあると思う。だから一丸となって、もちろん町長がリーダーですから、それに伴いですね、皆さんとともに、考えていくべきではなかろうかなあというふうに思います。もう今、言ったように２年度でもう３,０００万を超してますから、維持費が、やはりこれ、もう税金ですからね、今後この３,０００万なくなると、大分財政的にも助かってくるのかなあというふうに思いますんで、ぜひ、今言ったように、今後一丸となってやっていただければありがたいかなというふうに思います。議長を続けていいですかね。

○議長（皆川 高司君） はい、どうぞ。

○議員（９番 朝部 壽君） 続いて、７番目ですが、方城分館、体育館について、先ほど使用料なんかはですね、高津議員やったですかね。お伺いしましたので、私もメモしましたので、この分については、次にいきたいと思います。８番目、方城町方城地域交流センターについてですね、同じく３、４年度、それから使用料があればお伺いしたいと存じます。

○議長（皆川 高司君） はい、生涯学習課澤井課長。

○生涯学習課長（澤井 秀孝君） はい、地域交流センターです。３年度、維持費にですね、１,１７０万１,０００円。４年度、１,６６１万４,０００円です。使用料収入につきましては、３年度４５万６５０円。令和４年度１２０万８,４７０円となっております。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（９番 朝部 壽君） ３年、４年度にしたら維持費は５００万弱違うんですね、これ使用料については、倍以上になってる。この要因って何かありますか。

○議長（皆川 高司君） はい。澤井課長。

○生涯学習課長（澤井 秀孝君） 令和３年度につきましてはコロナ禍ということであまり事業が行われなかったというところがございます。管理維持費の減額、４年度に５００万増えた分につきましては、４年度から事業が始まった関係での音響設備等ネットワークさんというところに維持管理、委託しておりますので、そこの委託料、若干上がった部分だというふうに思っております。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（９番 朝部 壽君） ありがとうございます。続いてですね、福智町金田のドームにな

るんですかね、屋内競技場については、体育館と同様な扱いなのかどうかちょっと私わかりませんが、3、4年度、維持管理費、それから使用料があるなら、同じくお伺いしたいと思います。

○議長（皆川 高司君） はい、生涯学習課長。澤井さん。

○生涯学習課長（澤井 秀孝君） はい、金田ドームについては維持管理費、令和3年度、117万円です。令和4年度、268万7,000円。使用料につきましては、令和3年度60万5,450円。4年度69万250円となっております。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） はい、ありがとうございます。屋内ドーム何ですかね、いろんな行事で、スイーツ大茶会とか、それとかジェラート、多くの人が集まって販売されたりもしていますので、こういう金額かなあというふうに思います。続いて議長、お伺いします。

○議長（皆川 高司君） はいどうぞ。

○議員（9番 朝部 壽君） 続いて11番目になりますが、金田分館については、維持管理についてはいかがでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい、澤井課長。

○生涯学習課長（澤井 秀孝君） 金田分館のほうでよろしいでしょうか。金田分館でよろしいですか。はい。金田分館につきましては、維持費としまして、令和3年度、676万1,000円。令和4年度、774万2,000円。使用料としまして使用料収入としまして、令和3年度、10万4,820円。令和4年度、14万7,200円です。

○議長（皆川 高司君） 朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） はい、ありがとうございます。大体町長はこの行財政、そういう中で、先ほどから体育館等もですね、こういう施設、もうこれ今もう当初に言われるよりも20万規模ち言われるぐらい、施設には、福智町の施設にはですね、私はこれ主なものだけ上げたんですけど、まだ倍以上ありますよね、考えたら。もういち早く町長が、行財政を掲げている以上、やっぱ少しでも進むようにですね、皆さんとやっていただきたいなあと思います。議長続いていきます。

○議長（皆川 高司君） どうぞ。

○議員（9番 朝部 壽君） 12番目になります。コスモス、方城、両診療所ですね、統合された中、いまだに赤字経営が続いているように感じております。今後のお考えとしてですね、この後ずっと赤字経営でいってしまうのか、それとも町長の中で、今から先、町としてこういうふうな形に持っていくんだというようなですね、思いがあるかもしれないんですけど、それちょっとお伺いしたいんですけど、いかがでしょうか。

○議長（皆川 高司君） 黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 今、両診療所の赤字を縮小するために、コスモス診療所を閉鎖してですね、方城診療所のほうに統合を行いました。2年目が経過しようとしておりますけども、収支状況としては、総合前後の赤字額は、令和3年度は約1億3,900万から、令和4年度は6,800万円とおおよそ半分程度に赤字額が縮小しております。これは施設統合による一定の効果が出ているところでございます。しかしながらですね、この町立診療所というのは、地域医療を支える施設であるということからも、民営化のほうは今現在では考えておりませんけども、これが膨大な赤字になるとなってくると、やはり民営化も含めてみんなの中の意見を聞きながら、その方向でから考えていかないといけないというのは考えております。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） 言ったようにいろいろこの赤字が、3年から4年にかけて、4,000万ほど減ってるのかなと思いますけど、これは徐々にこれ以上、年度年度でですね、減っていけばこれはもう1番理想かなあというふうに思いますけど、万が一それが減らないということになれば、また町長の中で、お考えをですね、示していただければ、町民も納得するのかなあというふうに思いますので、今後もよろしく願いしたいと思います。議長続いていきます。

○議長（皆川 高司君） どうぞ。

○議員（9番 朝部 壽君） 続いて方城温泉ふじ湯の里、この指定管理の経営の状況について、先ほど話が質問の中にはあったと思うんですけど、年度年度3年度4年度でですね、どのぐらいの維持管理費がかかってるのかですね、分かるんやったら教えてください。

○議長（皆川 高司君） はい、まちづくり総合政策課長木村さん。

○まちづくり総合政策課長（木村貴代美君） それぞれの温泉についての維持管理につきましては指定管理者のほうで、管理をしておりますので詳細については、こちらのほうでは把握はしておりませんが、先ほど高津議員のときに質問がありましたように、それぞれの収支、売上げと経常利益のほうは確認しております。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） その中で、そしたら少なからず方城温泉あたりは、かなり前を通ったりなんかすると、駐車場はいっぱいぐらい停まってるような現状と私は認識してますが、入湯税とかいうのはこれ今現在どうなってるんですかね、いかがでしょうか。

○議長（皆川 高司君） はい。木村課長。

○まちづくり総合政策課長（木村貴代美君） 入湯税につきましては、前年の1月から12月までの入湯税を翌年に、それぞれの温泉のほうに補助という形でお渡ししているところでございます。ちなみにふじ湯のほうですが、令和3年度の入湯税が416万8,000円。令和4年度の入湯税が805万3,650円となっております。続いて日王の湯です。日王の湯の入湯税、令和

4年度が223万8,250円。令和4年度につきましては、ちょうど前任からサンレーさんに変わったところですので、サンレー側には入湯税が入っておりません。以上です。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） 日王の湯まで続けていってもらいましたが、ありがとうございます。その中でですね、少なからず方城温泉にしろ、日王の湯にしろですね、毎年町のほうから補填をしていると思います。12月補正かと思うんですけど、12月か9月か、よく覚えておりませんが、ふじ湯に対してポンプですかね、今やりかえる状況、もう変えたのかどうか私わかりませんが、8,000万ほどあがっちゃったやないですかね。今回、5年度の7号補正やったですかね、ポンプに補修工事として、減額補正で2,400万、この8,000万の中から減額が2,400万なのか、年度がまたがるので2,400万、6年度になるのか、その辺いかがでしょうか、教えてください。

○議長（皆川 高司君） はい、木村課長。

○まちづくり総合政策課長（木村貴代美君） 今月補正した、減額の分によろしいですか。3月議会では、年度当初に予定してました、ふじ湯とそれから日王の湯の改修工事、いろんなですね、工事に対して、減額補正をしているところで、ポンプに関しては繰越しをしておりますので、次年度に持ち越しております。

○議長（皆川 高司君） はい、朝部議員。

○議員（9番 朝部 壽君） ありがとうございます。最後になりますけど、黒土町長は2期目に当たりですね、さらなる改革を進めるよう期待するとともに、この黒土町長を初めとする、先ほど言ったように行政一丸となって、町政運営をですね、お願いして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

----- . ----- . -----

○議長（皆川 高司君） 以上で一般質問を終わります。本日の日程は全て終了しました。皆様にお諮りします。明日12日に予定していた一般質問も全て終了しました。明日予定していた一般質問の議事日程を繰上げ最終本会議にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 異議なしと認め、明日は一般質問の議事日程を繰上げ、最終本会議とすることに決定しました。明日、午前9時より開催いたしますので、御参照ください。会議を閉じます。本日はこれにて散会いたします。

午後2時43分散会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

議事日程 (第3号)

令和6年3月12日 午前8時58分開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 各常任委員会委員長報告

- ・総務文教常任委員会
- ・厚生常任委員会
- ・産業建設常任委員会

日程第3 議案第3号 福智町地域の振興を促進するための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

日程第4 議案第4号 福智町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について

日程第5 議案第5号 福智町ふるさと納税活用型企业誘致・育成条例の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議案第6号 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議案第7号 福智町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第8 議案第8号 福智町障害者自立支援介護給付費等支給認定審査会条例の一部を改正する条例の制定について

日程第9 議案第9号 福智町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第10 議案第10号 令和5年度福智町一般会計補正予算 (第7号) について

日程第11 議案第11号 令和5年度福智町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算 (第1号) について

日程第12 議案第12号 令和5年度福智町国民健康保険特別会計補正予算 (第4号) について

日程第13 議案第13号 令和5年度福智町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号) について

日程第14 議案第14号 令和5年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計補正予算 (第4号) について

日程第15 議案第15号 令和6年度福智町一般会計予算について

日程第16 議案第16号 令和6年度福智町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算につ

いて

- 日程第17 議案第17号 令和6年度福智町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第18 議案第18号 令和6年度福智町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第19 議案第19号 令和6年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計予算について
- 日程第20 議案第20号 令和6年度田川郡町村公平委員会特別会計予算について
- 日程第21 議案第21号 令和6年度福智町公共用地先行取得事業特別会計予算について
- 日程第22 議案第22号 福智町コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第23号 町道路線の廃止について
- 日程第24 議案第24号 町道路線の廃止について
- 日程第25 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 各常任委員会委員長報告
- ・総務文教常任委員会
 - ・厚生常任委員会
 - ・産業建設常任委員会
- 日程第3 議案第3号 福智町地域の振興を促進するための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第4号 福智町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第5号 福智町ふるさと納税活用型企业誘致・育成条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第6号 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第7号 福智町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第8号 福智町障害者自立支援介護給付費等支給認定審査会条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第9号 福智町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第10号 令和5年度福智町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第11 議案第11号 令和5年度福智町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第12号 令和5年度福智町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

- 日程第13 議案第13号 令和5年度福智町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第14 議案第14号 令和5年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第15 議案第15号 令和6年度福智町一般会計予算について
- 日程第16 議案第16号 令和6年度福智町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 日程第17 議案第17号 令和6年度福智町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第18 議案第18号 令和6年度福智町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第19 議案第19号 令和6年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計予算について
- 日程第20 議案第20号 令和6年度田川郡町村公平委員会特別会計予算について
- 日程第21 議案第21号 令和6年度福智町公共用地先行取得事業特別会計予算について
- 日程第22 議案第22号 福智町コミュニティセンターの指定管理者の指定について
- 日程第23 議案第23号 町道路線の廃止について
- 日程第24 議案第24号 町道路線の廃止について
- 日程第25 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

出席議員（18名）

1 番	浦田 大介君	2 番	森野 和彦君
3 番	田寄みゆり君	4 番	石谷 光信君
5 番	橋本 騰馬君	6 番	尾崎さつき君
7 番	小松 繁信君	8 番	木戸 勝正君
9 番	朝部 壽君	10 番	楠木 静則君
11 番	堀江 政洋君	12 番	沼口 富生君
13 番	高津 鶴己君	14 番	木村 幸治君
15 番	日比生洋一君	16 番	矢野 博文君
17 番	原田 幸美君	18 番	皆川 高司君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 森 めぐみ 係長 野見山秀嗣
書記 松井 健太

説明のため出席した者の職氏名

町 長	黒土 孝司	副 町 長	竹下 靖
教 育 長	朝部 英晴	会計管理者兼出納室長	森野 道正
総務課長	長野 士郎	まちづくり総合政策課長	木村貴代美
税務住民課長	仲村 和宏	高齢障がい福祉課長	八代 賢一
人権推進課長	福高 教晃	健康子育て支援課長	小松 卓美
建設課長	若林 友克	農政課長	白石 輝彦
住宅課長	前川 司	診療所事務長	守田裕一郎
学校教育課長	田中 智和	生涯学習課長	澤井 秀孝
防災管理・管財課長	山本 一博		

午前8時58分開議

○議長（皆川 高司君） はい、おはようございます。少し時間が早いようですが、おそろいですので始めたいと思います。それでは、ただいまより令和6年第1回定例会本会議第3日の会議を開きます。本日は、議員全員出席しています。ただいまの出席議員は18名です。定足数に達していますので、本日の会議は成立いたします。町長挨拶をお願いします。はい。黒土町長。

○町長（黒土 孝司君） 改めまして皆様、おはようございます。本会議初日で上程し、議案第1号から議案第24号までのうち、本会議初日に御承認いただきました2議案を除く22議案につきましては、各常任委員会で慎重審議をいただき、また、諮問第1号につきましては、本日採決をいただくということで最終日を迎えることが出来ました、上程いたしました議案等につきまして、御承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（皆川 高司君） はい、本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（皆川 高司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、2番森野議員、3番田寄議員を指名します。

日程第2. 各常任委員会報告

○議長（皆川 高司君） 日程第2、各常任委員会報告を議題とします。まずは総務文教常任委員会報告を橋本委員長。はい、橋本議員。

○総務文教常任委員長（橋本 騰馬君） おはようございます。総務文教常任委員会報告をいたします。御手元に配付してあります報告書の1ページから5ページです。3月4日議会委員会室にて、総務文教常任委員会を開催しました。今定例会で当委員会に付託された案件は議案12件です。慎重に審議した結果全て可決すべきものと決定しました。委員会での主な質疑等については報告書に記載しておりますので御参照願います。以上で総務文教常任委員会報告を終わります。

○議長（皆川 高司君） 次は厚生常任委員会報告を矢野委員長。矢野委員長どうぞ。

○厚生常任委員長（矢野 博文君） おはようございます。厚生常任委員会報告をいたします。御手元に配付しております報告書の6ページから11ページです。3月5日、議会委員会室にて、厚生常任委員会を開催いたしました。今定例会で当委員会に付託された案件は議案9件です。慎重に審議した結果、全て可決すべきものと決定しました。委員会での主な質疑等については、報告書に記載しておりますので御参照願います。以上で厚生常任委員会報告を終わります。

○議長（皆川 高司君） 次は、産業建設常任委員会報告を、日比生委員長。はい日比生委員長。

○産業建設常任委員長（日比生 洋一君） おはようございます。産業建設常任委員会報告をいたします。御手元に配付されています報告書の12ページから14ページです。3月6日、議会委員会室において、産業建設常任委員会を開催いたしました。今定例会で当委員会に付託された議案は、議案5件です。慎重に審議した結果、全て可決すべきものと決定いたしました。委員会での主な質疑等については、報告書に記載しておりますので、御参照願います。以上で産業建設常任委員会報告を終わります。

○議長（皆川 高司君） ただいま行った報告について、質疑等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 質疑なしと認めます。以上で、各常任委員会報告を終わります。

日程第3. 議案第3号 福智町地域の振興を促進するための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第3、議案第3号福智町地域の振興を促進するための固定資産税の課税免除に関する条例の制定について、議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決します。本案は、表決システムにより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することに賛

成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。

全員賛成です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4．議案第4号 福智町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第4、議案第4号、福智町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。これより討論を行います。本案について討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。

これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め確定します。

賛成多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5．議案第5号 福智町ふるさと納税活用型企业誘致・育成条例の一部を改正する 条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第5、議案第5号、福智町ふるさと納税活用型企业誘致育成条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。

これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め確定します。

賛成多数、全員賛成です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 6. 議案第 6 号 町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第 6、議案第 6 号、町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。

これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することについて、賛成または反対のボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め確定します。

賛成多数、全員賛成です。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 7. 議案第 7 号 福智町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につ
いて

○議長（皆川 高司君） 日程第 7、議案第 7 号、福智町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。

これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。

賛成多数。全員賛成です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 8. 議案第 8 号 福智町障害者自立支援介護給付費等支給認定審査会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第 8、議案第 8 号、福智町障害者自立支援介護給付費等支給認定審査会条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。

これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。

賛成多数、全員賛成。本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 9. 議案第 9 号 福智町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（皆川 高司君） 日程第 9、議案第 9 号福智町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） はい、討論なしと認めます。

これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり、可決することについて、賛成または反対のボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。

賛成多数。全員賛成です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 10. 議案第 10 号 令和 5 年度福智町一般会計補正予算（第 7 号）について

○議長（皆川 高司君） 日程第 10、議案第 10 号、令和 5 年度福智町一般会計補正予算第 7 号について議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方はありますか。は

い、田寄議員。

○議員（３番 田寄 みゆり君） はい、議案第１０号、福智町一般会計補正予算第７号に反対の立場で討論をいたします。この補正予算は、予算総額から３７億７,８８０万５,０００円を減額するものです。この減額の主な理由は、ふるさと納税額７５億円を見込んでいましたが、実際には１０月のルール改定により、年末の申込みが減ったためと説明を受けました。ルール改定は福智町のせいではありませんが、そもそもこの予算の見込みが不十分だったのではないのでしょうか。昨年の９月議会で９７億円の補正予算が出されたとき、私はその額の大きさに大変驚き、福智町の補正予算として適正なのかと、反対討論をいたしました。予算が足りなければプラスの補正をし、余ればマイナスの補正をして、つじつまを合わせればいいというものではないと思います。この予算で、福智町全体が動き、町民の生活にも大きく影響を与えるものです。ふるさと納税は、ふわふわとした実態がはっきりしない見込みの収入ですので、頼り過ぎるべきではないと考えています。また、繰越し明許費補正で、社会保障税番号制度システム整備事業費が、変更補正となり、増額されています。これも含めて、反対といたします。

○議長（皆川 高司君） はい、ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。これより採決をします。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり可決することについて、賛成または反対のボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。

賛成多数。よって、本案は各委員長の報告のとおり可決されました。

日程第１１．議案第１１号 令和５年度福智町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第１号）について

○議長（皆川 高司君） 日程第１１、議案第１１号、令和５年度福智町同和地区住宅新築資金等貸付け事業特別会計補正予算第１号について、議題とします。これより討論を行います。本案について討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。

これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決する

ことについて、賛成または反対のボタンを押してください。

[ボタンにより表決]

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。

全員賛成です。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 12. 議案第 12 号 令和 5 年度福智町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
について

○議長（皆川 高司君） 日程第 12、議案第 12 号、令和 5 年度福智町国民健康保険特別会計補正予算第 4 号について、議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。

これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することについて賛成または反対のボタンを押してください。

[ボタンにより表決]

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。

全員賛成です。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 13. 議案第 13 号 令和 5 年度福智町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
について

○議長（皆川 高司君） 日程第 13、議案第 13 号、令和 5 年度福智町後期高齢者医療特別会計補正予算第 3 号について議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。

これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することに賛成の方は賛成ボタンを、反対の方は反対ボタンを押してください。

[ボタンにより表決]

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め確定します。

賛成多数、全員賛成です。よって本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 1 4. 議案第 1 4 号 令和 5 年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計補正予算（第 4 号）について

○議長（皆川 高司君） 日程第 1 4、議案第 1 4 号、令和 5 年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計補正予算第 4 号について議題とします。これより討論を行います。本案について討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。

これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することについて賛成または反対のボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。

賛成多数。全員賛成です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 1 5. 議案第 1 5 号 令和 6 年度福智町一般会計予算について

○議長（皆川 高司君） 日程第 1 5、議案第 1 5 号、令和 6 年度福智町一般会計予算について議題とします。これより討論を行います。本案について討論の方はありますか。はい、田寄議員。

○議員（3 番 田寄 みゆり君） 議案第 1 5、令和 6 年度福智町一般会計予算に反対の立場で討論いたします。国の政策の誤りや物価の高騰により、毎日の生活は圧迫され、国民は大変疲労しています。だからこそ、地方自治には住民福祉を高めていくことが、住民福祉を高めて進めていくことが求められます。こういった視点から、この予算を見てみると、町民の暮らしを応援する予算になっているのでしょうか。令和 5 年度から始まった、保育料の完全無償化、令和 6 年度の給食費無償化は、大きな子育て支援であり、町長の英断を高く評価したいと思います。この予算については反対すべきか大変悩んだところです。一方で、子供の医療費は中学卒業までで、就学援助は生活保護費の 1.1 倍のままで、入学準備金も最低のままで、国民健康保険税は、現行のままとのことですが、値下げのための支援はありません。介護保険料は、福智町がグループ別

で、Bグループとなったため、多少の値下げがありますが、依然として高止まりの状況です。後期高齢者医療保険は、値上げとなって年間9万近くの負担が増えるそうです。これは町民の応援と言えるでしょうか。次に無駄遣いはないのかを見る必要があると思います。全体的に委託料が多いことが大変気になります。経費削減のために民間委託すると言われますが、本当に節約になっているのでしょうか。職員のスキルの低下を起こしたりはしていないのでしょうか。また、総合体育館の設計委託料が9,240万円となっていますので、建設費は20億円前後の予定だと思いますが、物価高騰の折、この建設費が新たな負担につながらないかと心配されます。最後に、公正で透明な予算となっているのかということです。田川地域では広域で運営される、下田川清掃施設組合、東部環境衛生施設組合、広域環境衛生施設組合し尿処理、塵芥処理埋立て処分場施設建設事業に対しても、負担金がそれぞれありますが、内容について、きちんとした説明が行われず、議事録も不十分な状況のままです。また、いまだに平成14年3月終了した同和対策予算が含まれていますが、新たな差別を生む危険がありますので、特別な予算措置は中止をすることを求めます。以上のことから、令和6年度予算には反対といたします。

○議長（皆川 高司君） はい、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。

これより採決をします。本案に対する各委員長の報告は可決です。各委員長の報告のとおり、可決することについて賛成または反対のボタンを押してください。どうぞ。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。

賛成多数よって、本案は、各委員長の報告のとおり可決されました。

**日程第16．議案第16号 令和6年度福智町同和地区住宅新築資金等貸付事業特別会計
予算について**

○議長（皆川 高司君） 日程第16、議案第16号、令和6年度福智町同和地区住宅新築資金等貸付け事業特別会計予算について議題とします。これより討論を行います。本案について討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。

これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決する

ことについて賛成または反対のボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め確定します。

賛成多数、全員賛成です。よって本案は委員長のとおりの可決されました。

日程第 17. 議案第 17 号 令和 6 年度福智町国民健康保険特別会計予算について

○議長（皆川 高司君） 日程第 17、議案第 17 号、令和 6 年度福智町国民健康保険特別会計予算について議題とします。これより討論を行います。本案について討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。

これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおりの可決することについて、賛成または反対のボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。

賛成多数。全員賛成です。よって本案は、委員長の報告のとおりの可決されました。

日程第 18. 議案第 18 号 令和 6 年度福智町後期高齢者医療特別会計予算について

○議長（皆川 高司君） 日程第 18、議案第 18 号令和 6 年度福智町後期高齢者医療特別会計予算について議題とします。これより討論を行います。本案について討論の方はありますか。はい、田寄議員。

○議員（3 番 田寄 みゆり君） はい、議案第 18 号令和 6 年度福智町後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場で発言をいたします。物価高騰により、高齢者の生活は逼迫しています。その中での医療保険の値上げは、通院や入院の多い高齢者を苦しめるものです。しかも、出産一時金や子育て支援金まで、後期高齢者医療保険に含めようとしています。誰もがいつかは高齢者になります。高齢者の生活を今以上苦しくする今回の予算には反対をいたします。

○議長（皆川 高司君） はい、ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。

これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することについて賛成または反対のボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。

賛成多数。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 19. 議案第 19 号 令和 6 年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計予算について

○議長（皆川 高司君） 日程第 19、議案第 19 号、令和 6 年度国民健康保険福智町立診療所事業特別会計予算について議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。

これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することについて、賛成または反対のボタンを押してください。どうぞ。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。

賛成多数。全員賛成です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 20. 議案第 20 号 令和 6 年度田川郡町村公平委員会特別会計予算について

○議長（皆川 高司君） 日程第 20、議案第 20 号、令和 6 年度田川郡町村公平委員会特別会計予算について議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。

これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することについて賛成または反対のボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。

賛成多数、全員賛成です。よって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第２１．議案第２１号 令和６年度福智町公共用地先行取得事業特別会計予算について

○議長（皆川 高司君） 日程第２１、議案第２１号、令和６年度福智町公共用地先行取得事業特別会計予算について議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。

これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することについて、賛成または反対のボタンを押してください。どうぞ。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。

賛成多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第２２．議案第２２号 福智町コミュニティセンターの指定管理者の指定について

○議長（皆川 高司君） 日程第２２、議案第２２号、福智町コミュニティセンターの指定管理者の指定について議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。

これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することについて、賛成または反対のボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） はい、押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。

賛成多数。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 2 3. 議案第 2 3 号 町道路線の廃止について

○議長（皆川 高司君） 日程第 2 3、議案第 2 3 号、町道路線の廃止について議題としますこれより討論を行います。本案について、討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。

これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することについて賛成または反対のボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。

賛成多数、全員賛成です。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 2 4. 議案第 2 4 号 町道路線の認定について

○議長（皆川 高司君） 日程第 2 4、議案第 2 4 号、町道路線の認定について議題とします。これより討論を行います。本案について、討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。

これより採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり可決することについて、賛成または反対のボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。

賛成多数、全員賛成。本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第 2 5. 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（皆川 高司君） 日程第 2 5、諮問第 1 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて議題とします。これより討論を行います。諮問第 1 号について、討論の方はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） 討論なしと認めます。

これより採決します。本案について、適任と答申することに賛成または反対のボタンを押してください。

〔ボタンにより表決〕

○議長（皆川 高司君） 押し間違いはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（皆川 高司君） なしと認め、確定します。

賛成多数、全員賛成です。よって、本案は、適任と答申することに決定しました。

----- . ----- . -----

○議長（皆川 高司君） 以上で本日の日程は全て終了し、今定例会に付された事件は全て終了しました。これを持ちまして、令和6年第1回福智町議会定例会を閉会します。

午前9時33分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員